# 第６次苫前町総合振興計画
（令和８年度～令和１７年度）

# 前期基本計画
（令和８年度～令和１２年度）

令和８年３月

## 北海道苫前町

# 町長あいさつ

我が国は、人口減少と少子高齢化の進行、産業構造の変化、気候変動の深刻化など、大きな社会環境の変化の中にあります。地方においては、若年層の流出や担い手不足、地域経済の縮小が進み、従来の仕組みだけでは地域の活力や暮らしの維持が難しい状況となっています。

こうした中、本町は、豊かな自然環境のもと、農業や漁業を基盤とした産業に加え、全国有数の風力発電導入地域としての特性を有するなど、多様な地域資源に恵まれたまちです。今後のまちづくりにおいては、これらの強みを将来にわたり活かしていくことが重要であります。

一方で、こうした社会環境の変化は地域のあらゆる分野に影響を及ぼしており、個別の課題対応にとどまらず、地域全体を一体として捉える視点が求められています。本町においては、地域資源、産業、暮らし、人のつながりを相互に支え合い、循環する関係として再構築し、地域の持続性を高めていく必要があります。

このような認識のもと、令和８年度から令和 17 年度までを計画期間とする第６次苫前町総合振興計画を策定しました。本計画は、「自然と産業、人のつながりが調和し、営みが世代を超えて受け継がれるまち」の実現を目指すものです。分野横断的な視点から各施策を推進し、誰もが安心して暮らし続けられる環境の整備を進めてまいります。また、地域産業の活力向上や交流の促進を図り、地域の魅力をさらに高めてまいります。

さらに、デジタル技術の進展に対応した産業の生産性向上や行政サービスの高度化を進めるとともに、自然災害の激甚化や脱炭素社会の構築といった課題を踏まえ、安全・安心を支える基盤の強化にも努めてまいります。

計画の推進にあたっては、町民、民間事業者、教育機関、行政がそれぞれの役割を担い、連携して取り組むことが不可欠です。本町の未来をともに考え、創り上げていくため、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました苫前町まちづくり審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をお寄せいただいた町民の皆様に、心から感謝申し上げます。

令和８年３月

苫前町長　福士　敦朗

# 苫前町民憲章

昭和 55 年３月 15 日
制定

わたくしたちは、美しい日本海と緑の豊かな山野にはぐくまれた苫前の町民です。

わたくしたちのまちは、風雪にたえて 100 年、先人の不屈の開拓精神に生き、豊かな産業、かおり高い文化のまちとして未来に大きな夢のある希望のまちです。

わたくしたちは、このまちの町民であることに誇りをもち、健康で互いに助け合い、明るい町づくりを実現するため、ここに町民憲章を定めます。

１　心と体をきたえ、元気ではたらき、活気あふれる豊かなまちをつくります。
１　教養をたかめ、視野を広げて、北方の風土に根ざした、心豊かなうるおいのあるまちをつくります。
１　きまりを守り、たがいに助け合つて、明るく住みよいまちをつくります。
１　未来をつくる若い芽を育て、希望にみちた力みなぎるまちをつくります。
１　自然を愛し、環境をととのえ、きれいなまちをつくります。

# 町章・町旗

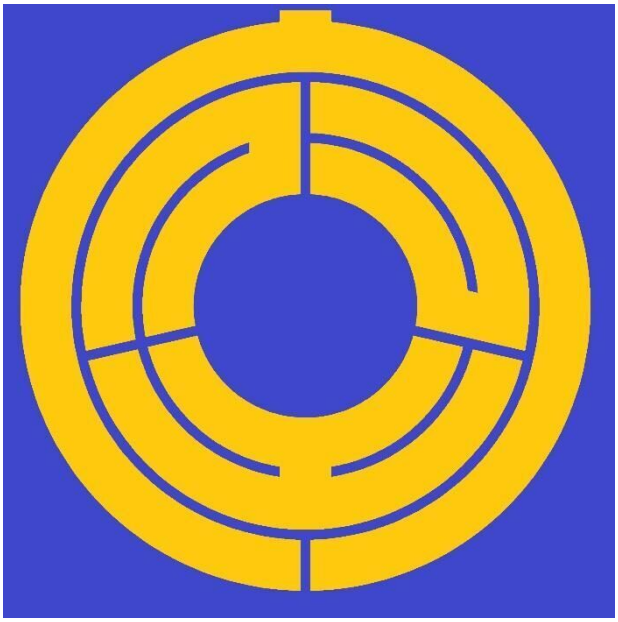

町章は、町名の「トママエ」を端的に図案化したもので、全体の円形は平和と円満を表わしています。下部の「エ」は、長年の開拓者精神の伝統を土台としつつ、常に創造的・開発的であることを意味しており、円満で限りない生成発展を続ける苫前町の未来を象徴しています。

また、北の空と海、さらに町民の力強くたくましい前進の意欲を藍の地色で表し、中央の文字の山吹色によって郷土の豊かな実りと町民のまどかな心を表わしています。これにより、未来に向けた明るく、力強く、そして豊かな苫前町の成長発展を示しています。

（昭和 42 年 12 月 18 日制定）

# 目 次


第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の趣旨　2
２　計画の位置付けと役割　3
３　計画の構成と期間　4
４　計画の推進と進行管理　6

第２章　苫前町を取り巻く現状と課題

１　社会経済情勢の変化と時代の潮流　8
２　苫前町の現状　１０
３　まちづくりの主要課題　２２

第３章　基本構想（将来像とまちづくりの方向）

１　構想の期間と苫前町の将来像　２６
２　まちづくりの基本目標　２７
３　人口の見通しと目標（人口ビジョン）　３０
４　土地利用・地域構造の基本的方向　３３
５　財政運営の基本的方向　３５
６　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の推進　３７
７　基本目標と政策の体系（施策の大綱）　３８
基本目標１　子ども・若者が健やかに育ち、学びを深められるまち　３８
基本目標２　産業の活力を高め、働く場とにぎわいを創出するまち　４０
基本目標３　地域で支え合い、誰もが安心して暮らし続けられるまち　４２
基本目標４　地域コミュニティの力を育み、文化と交流が息づくまち　４４
基本目標５　安全・安心で快適に暮らせる、持続可能なまち　４６

第４章　基本計画（分野別施策の展開）

１　基本計画の考え方　５２
２　分野別施策の体系　５３
基本目標１
政策 1-1　安心して子どもを産み育てることができる環境の充実　５３
政策 1-2　学校教育の充実と学びの質の向上　５５
政策 1-3　若者の育成支援と地域定着の促進　５６
基本目標２
政策 2-1　農林水産業の持続的発展の推進　５８
政策 2-2　地域経済の活性化と商工業の振興　６０
政策 2-3　観光振興と交流人口の拡大　６１
基本目標３
政策 3-1　健康づくりと保健医療体制の充実　６３
政策 3-2　高齢者福祉・介護サービスの充実と地域支援体制の強化　６４
政策 3-3　共生社会の実現と生活支援体制の充実　６５
基本目標４
政策 4-1　地域コミュニティ活動の活性化と協働の推進　６８
政策 4-2　文化・芸術の振興と生涯学習・スポーツの推進　６９

政策 4-3　交流促進と多文化共生の推進　７１
基本目標５
政策 5-1　防災・減災対策と安全・安心な生活環境の確保　７３
政策 5-2　公共交通・生活基盤・住環境の整備と利便性向上　７４
政策 5-3　環境保全と持続可能な資源循環型社会の形成　７６
政策 5-4　効率的で持続可能な行政運営と広域連携の推進　７７

第５章　実施計画
１　実施計画の位置付け　８０
２　主な施策及び事務事業の内容　８１
基本目標１
政策 1-1　安心して子どもを産み育てることができる環境の充実
施策 1-1-1　妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実　８１
施策 1-1-2　保育・相談支援サービスの充実による子育て家庭支援の強化　８２
施策 1-1-3　保育・幼児教育環境の充実と地域子育て基盤の強化　８２
政策 1-2　学校教育の充実と学びの質の向上
施策 1-2-1　教育環境・学習基盤の充実と教育体制の強化　８３
施策 1-2-2　学習機会の多様化と学力・学びの質の向上　８４
政策 1-3　若者の育成支援と地域定着の促進
施策 1-3-1　若者のキャリア形成を支える進路・就業支援の充実　８４
施策 1-3-2　若者の地域定着を促進する移住・定住支援の充実　８５
基本目標２
政策 2-1　農林水産業の持続的発展の推進
施策 2-1-1　持続可能な農業経営の確立と収益性の強化　８６
施策 2-1-2　森林資源の適切な管理と活用による林業・木材産業の振興　８７
施策 2-1-3　水産資源の保全と漁業経営の安定化　８８
政策 2-2　地域経済の活性化と商工業の振興
施策 2-2-1　地域内経済循環の拡大による地域経済活性化　８８
施策 2-2-2　中小企業・小規模事業者の経営基盤強化　８９
政策 2-3　観光振興と交流人口の拡大
施策 2-3-1　地域資源の魅力強化による観光誘客力の向上　９０
施策 2-3-2　交流人口・関係人口の拡大に向けた受入体制の強化　９０
基本目標３
政策 3-1　健康づくりと保健医療体制の充実
施策 3-1-1　生涯を通じた健康づくりの推進による健康寿命の延伸　９２
施策 3-1-2　地域医療提供体制の充実による医療アクセスの確保　９２
政策 3-2　高齢者福祉・介護サービスの充実と地域支援体制の強化
施策 3-2-1　高齢者福祉サービスの充実による介護の質の向上　９３
施策 3-2-2　地域包括ケア体制の整備による支援力の強化　９４
政策 3-3　共生社会の実現と生活支援体制の充実
施策 3-3-1　障がいのある人への支援充実による社会参加の促進　９５
施策 3-3-2　見守りを含む生活支援体制の整備による安心な暮らしの確保　９５
基本目標４
政策 4-1　地域コミュニティ活動の活性化と協働の推進
施策 4-1-1　地域コミュニティ活動の活性化による支え合い基盤の強化　９７
施策 4-1-2　住民参加と協働の推進による地域運営力の向上　９７

政策 4-2　文化・芸術の振興と生涯学習・スポーツの推進
施策 4-2-1　地域文化・芸術の振興と継承の推進　９８
施策 4-2-2　生涯学習の推進と多様な学習機会の充実　９９
施策 4-2-3　スポーツ活動の推進によるスポーツ参加の拡大　９９
政策 4-3　交流促進と多文化共生の推進
施策 4-3-1　地域内外交流を通じた関係人口の創出と人材循環の促進　１００
施策 4-3-2　多文化共生に向けた理解促進と受入環境の整備　１００
基本目標５
政策 5-1　防災・減災対策と安全・安心な生活環境の確保
施策 5-1-1　防災・減災体制の強化による地域防災力の向上　１０２
施策 5-1-2　消防・救急・防犯体制の充実による安全確保水準の向上　１０２
政策 5-2　公共交通・生活基盤・住環境の整備と利便性向上
施策 5-2-1　公共交通の維持・確保による利用環境の改善　１０３
施策 5-2-2　生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上　１０４
施策 5-2-3　良好な住環境の形成による居住満足度の向上　１０４
政策 5-3　環境保全と持続可能な資源循環型社会の形成
施策 5-3-1　環境保全・脱炭素の推進と地域共生による持続可能な地域づくり　１０５
施策 5-3-2　廃棄物の抑制と資源循環の推進による循環率の向上　１０６
政策 5-4　効率的で持続可能な行政運営と広域連携の推進
施策 5-4-1　行政運営の効率化によるサービス提供体制の向上　１０７
施策 5-4-2　広域連携の推進による行政機能の補完・強化　１０７

第６章　国土強靱化の推進（国土強靱化地域計画）
１　国土強靱化の概要　１１０
２　苫前町の強靱化の基本的な考え方　１１１
３　苫前町における想定リスク　１１２
４　脆弱性評価　１１４
５　分野別強靱化方針　１１６
６　計画の推進と進行管理　１２１

第７章　資料編
１　脆弱性評価の結果及び推進すべき施策　１２４
２　ＳＤＧｓの 17 ゴールと自治体行政の関係　１３７
３　関係例規　１３９
（1）　苫前町まちづくり基本条例　１３９
（2）　苫前町長が定める苫前町まちづくり基本条例の推進に関する規則　１４３
（3）　苫前町まちづくり審議会条例　１４８
（4）　苫前町まちづくり審議会条例施行規則　１４９
４　苫前町まちづくり審議会委員名簿　１５０
５　用語解説　１５１

# 第１章

# 計画の策定にあたって

# 第１章　計画の策定にあたって

## １　計画策定の趣旨

本町は、平成 28 年度に「第５次苫前町総合振興計画」を策定し、令和３年度からは、「いつまでも暮らしていける苫前に！」を将来像として、総合的かつ計画的なまちづくりを進めてきました。

その間、少子高齢化や人口減少の進行、地域経済の縮小、雇用や地域産業の担い手不足、集落機能の低下、空き家の増加に加え、近年の物価高騰など、社会経済情勢は一層厳しさを増しています。また、全国各地で大規模自然災害が頻発する中、防災・減災対策の強化など、地域の安全・安心を確保する取組も重要性を増しています。

一方で、本町は豊かな自然環境や観光資源、農林水産業が育む多様な食資源を有しており、これらは地域の活力を支える重要な基盤です。これらの地域資源を活かした産業振興や交流促進、関係人口の拡大など、新たな需要の創出に向けた取組が期待されています。さらに、地方分権の進展やデジタル技術の進歩を背景に、町民、地域団体、企業など多様な主体との連携・協働によるまちづくりの重要性も高まっています。

こうした状況を的確に踏まえ、将来にわたり持続可能な地域としての基盤を確立するためには、長期的な視点に立ち、本町のあるべき姿と進むべき方向を明らかにする上位計画の策定が不可欠です。本町では、苫前町まちづくり基本条例に基づき、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する総合振興計画を最上位計画として位置付け、令和８年度を始期とする「第６次苫前町総合振興計画」を策定します。

本計画では、第５次計画の成果と課題を検証するとともに、町民意見や地域の実情、国・北海道の政策動向、変化する社会経済環境を踏まえ、町民が安心して暮らし続けられる地域づくりの総合的な指針を示します。あわせて、計画期間中においても情勢の変化に柔軟かつ機動的に対応できるよう、継続的な点検・評価を行い、実効性の高い計画運営に努めます。

## ２　計画の位置付けと役割

総合振興計画は、苫前町まちづくり基本条例の理念に基づき策定する、本町の最上位計画です。町が目指す将来の姿を町民に明らかにするとともに、町民、議会及び町がそれぞれの役割と責任を共有し、協働によるまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付けます。

本計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、町の施策や事業は、法令等に基づくもの又は緊急を要するものを除き、原則として本計画に基づき実施します。また、行政分野ごとの個別計画についても、本計画の下に体系化し、整合性を確保しながら策定・推進します。

さらに、本計画は、将来の町民に対する責務を踏まえ、限られた財源を有効に活用しつつ、施策の進行管理及び検証を通じて、行財政運営を計画的かつ効率的に進めるための基本指針とします。

（法定計画との関係）

本計画は、次に掲げる法定計画を包含し、その趣旨を踏まえた計画として位置付けるとともに、施策の推進及び進行管理・評価については、本計画の枠組みの中で一体的に行うものとします。

・社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条に規定する市町村地域福祉計画
・再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）に基づく市町村再犯防止推進計画

## ３　計画の構成と期間

第６次苫前町総合振興計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の３層で構成し、町の将来像の実現に向けて、長期・中期・短期の視点から、段階的かつ計画的に施策を推進します。

基本構想

基本構想は、本町が目指す将来像と、その実現に向けたまちづくりの基本目標及び政策の基本的方向（施策の大綱）を示すものであり、基本計画及び実施計画の基礎となるものです。

計画期間は、令和８（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間とします。

基本計画

基本計画は、基本構想に掲げる将来像及び基本目標を踏まえ、政策の方向性に基づき分野別の施策体系を整理するとともに、施策の展開方向や目標を明らかにし、中期的に取り組む施策の内容を定めるものです。

計画期間は５年間とし、令和８（2026）年度から令和 12（2030）年度までを前期基本計画、令和 13（2031）年度から令和 17（2035）年度までを後期基本計画とします。社会経済情勢の変化を踏まえつつ、基本構想の実現に向けた施策を段階的に推進する中核的な計画として位置付けます。

実施計画

実施計画は、基本計画に定めた施策を具体的な事務事業レベルで整理し、着実な実施を図るための実行段階の計画です。

計画期間は３年程度とし、毎年度、進捗管理及び検証を行い、その結果を踏まえて見直しを行うローリング方式により運用します。

これにより、予算編成をはじめとする行財政運営の指針として活用し、計画的な事業実施を通じて総合振興計画の目標の実現を図ります。

## 計画の構成と期間

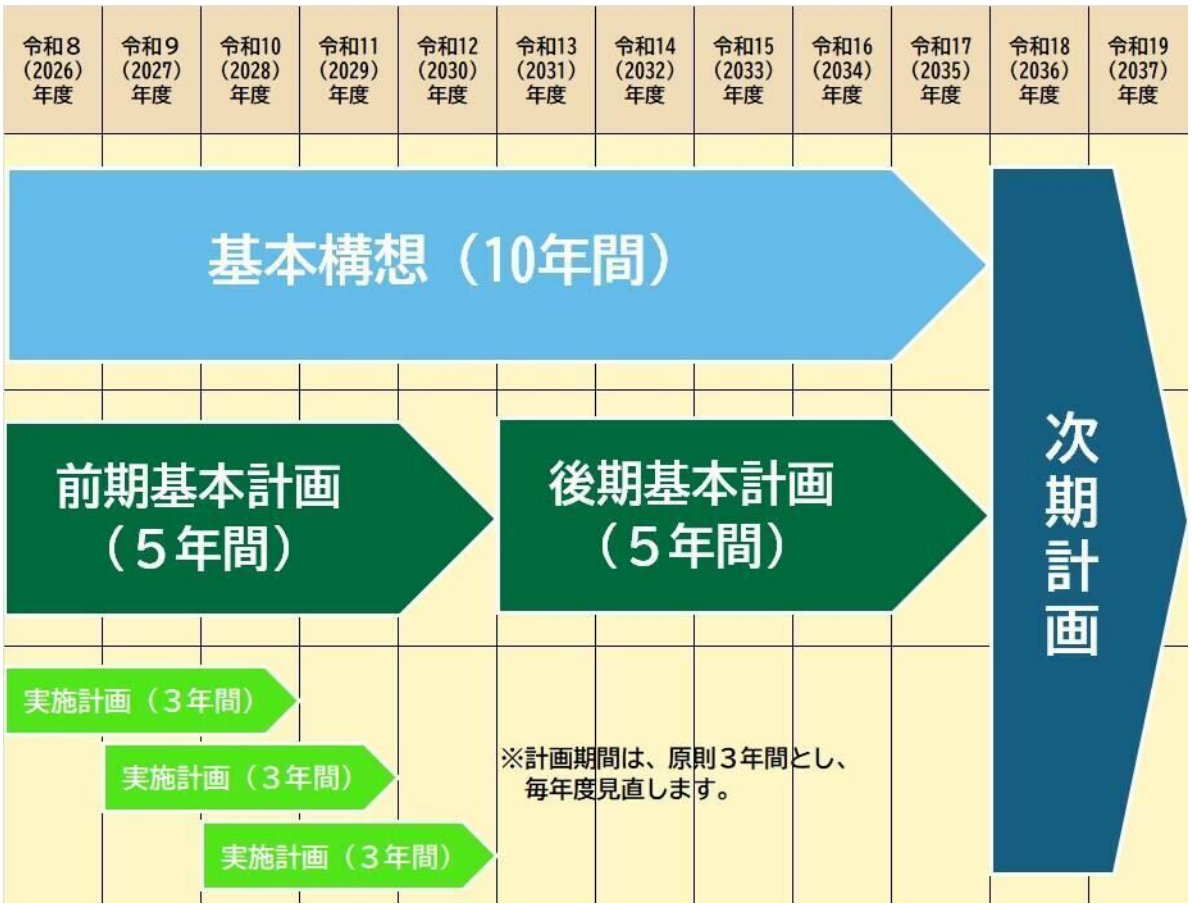


## 基本構想・基本計画・実施計画の関係

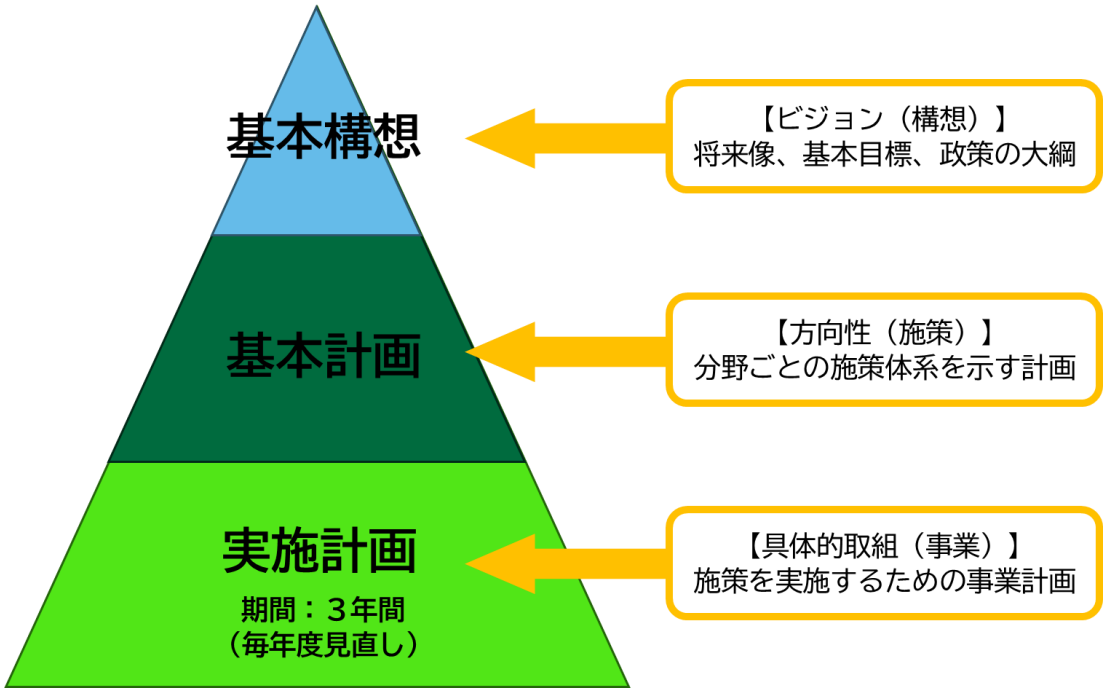

## ４　計画の推進と進行管理

本計画の推進にあたっては、基本構想、基本計画及び実施計画の役割を明確にし、相互の連動を図りながら、町全体として一体的に施策を推進します。

実施計画では、施策を具体的な事務事業に整理し、予算編成及び行政運営と連動して実施します。各事業の進捗や成果については、あらかじめ設定した目標や指標に基づき定期的に評価･検証を行い､その結果を踏まえて次年度以降の計画や施策に反映します。

このように、計画策定（Plan)、実施（Do)、評価（Check)、改善（Action）のサイクルを通じて、効果的かつ効率的な行政運営を推進します。

また、施策の進行状況や評価結果は、町民に分かりやすく公表することで、計画運営の透明性を確保し、信頼性の向上につなげます。

# 第２章

# 苫前町を取り巻く現状と課題

# 第２章　苫前町を取り巻く現状と課題

## １　社会経済情勢の変化と時代の潮流

人口減少と少子高齢化の進行

我が国の総人口は 2008 年をピークに減少へ転じ、2025 年には約 1 億 2,380 万人となっています。65 歳以上人口は約 3,624 万人で総人口の 29.3%、うち 75 歳以上は 16.8%を占め、超高齢社会が一層進行しています。合計特殊出生率は 2024 年に 1.15 と過去最低水準となり、出生数も 70 万人を下回るなど、少子化は深刻化しています。

若年層の都市部集中や地方からの人口流出も相まって、地域では人口減少が加速しており、医療・介護など社会保障への負担増大、地域経済の縮小、担い手不足、インフラ維持の困難、地域コミュニティの弱体化など、広範な影響が懸念されています。

今後は、高齢者が安心して暮らし続けられる環境の整備と、子どもを持ちたい世代が安心して出産・子育てできる環境づくりを進めるとともに、人口減少下においても暮らしの質と地域の豊かさを高める持続可能な地域社会の構築が重要となります。

経済・産業を取り巻く社会環境の変化

国内経済は回復基調にあるものの、資源価格の高騰や国際情勢の不安定化により、地域産業を取り巻く環境は厳しい状況が続いています。原材料費や燃料費の上昇、物価高による実質賃金の低下は、事業者・家計双方に影響を及ぼしています。

商工業では EC 市場が拡大する一方、地方の実店舗売上は伸び悩み、空き店舗や後継者不足、人手不足が課題となっています。一次産業においても、担い手不足や資材価格の上昇、価格・漁獲量の変動など外部要因の影響が大きく、安定経営に向けた体質強化が求められています。

さらに、グローバル化の進展に伴う価格競争や品質基準への対応など、経営環境は複雑化しています。こうした変化を踏まえ、産業基盤の強化と収益性向上に向けた取組を進める必要があります。

環境・エネルギー・気候変動への対応

地球温暖化に伴う気候変動は、干ばつ、豪雨、高温や海水温上昇などを通じて農林水産業や生活環境に影響を及ぼしています。我が国では温室効果ガス排出量が減少傾向にあるものの、2030 年度以降の削減目標や 2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、さらなる取組が求められています。

再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギーの推進、資源循環の強化は、脱炭素のみならず地域経済の活性化にも資する取組です。特に、地域で生み出したエネルギーを地域で活用する「地産地消型」の仕組みは、持続可能な地域づくりの重要な要素となります。

SDGs の理念を踏まえ、環境保全と経済活動の両立を図りながら、自然と共生する地域社会の形成を進めることが求められます。

## 災害・危機管理の重要性

近年、自然災害は激甚化・頻発化しており、従来の想定を超える被害が発生しています。北海道を含む日本海側地域では、地震・津波、豪雨や暴風雪など複合的な災害リスクが存在し、交通やライフラインへの影響が懸念されます。

また、感染症の流行や国際情勢の変動による物流・エネルギー供給への影響など、社会全体に及ぶ複合的リスクも顕在化しています。

こうした状況を踏まえ、老朽化インフラの更新や避難体制の整備、情報伝達手段の充実など、ハード・ソフト両面からの対策を強化するとともに、自助・共助・公助が連携した地域特性に応じた危機管理体制の構築が重要です。

## 地域コミュニティと住民協働の推進

人口減少や高齢化の進行に伴い、地域活動の担い手不足や参加率の低下が課題となっています。地域コミュニティの活力は、防災力や生活の安心にも直結します。

行政は、情報公開と対話を通じて課題や目標を共有するとともに、町内会、ボランティア、NPO など多様な主体の活動を支援し、若者や女性を含む幅広い世代の参画を促進することが重要です。

住民が主体的に地域課題の解決に関わる協働の仕組みを整備し、多世代が連携する取組を通じて、持続可能な地域コミュニティの形成を図る必要があります。

## 新たな技術・社会変化への対応

デジタル技術や AI・IoT の進展は、行政運営や産業活動、地域サービスに大きな変化をもたらしています。国は DX 推進計画のもと、オンライン手続やクラウド活用、データ連携基盤の整備を進めています。

医療・福祉、農林水産業、製造業など多様な分野でデジタル技術の活用が進む一方、利用環境や活用能力には差があり、誰もが恩恵を受けられる体制整備が必要です。

今後は、国の政策動向を踏まえつつ、行政サービスの高度化と地域産業の生産性向上に向けて、デジタル化を着実に推進することが求められます。

## ２　苫前町の現状

（１）位置・地勢

本町は、北海道北西部の日本海沿岸に位置しており、海岸線は約 17.3 キロメートルに及びます。海岸部には平地が広がり、東部奥地は天塩山地に連なる山岳地帯となっており、町域の約 85％を森林が占めています。天塩山系を水源とする古丹別川とその支流（三毛別川、チエボツナイ川）が日本海に注いでおり、町域面積は 454.60 平方キロメートルです。

また、主要な交通軸として国道 232 号・239 号が通っており、周辺市町村との広域連携を支える基盤となっています。

（２）自然条件

本町は、日本海側特有の海洋性気候に属しており、四季の変化に富んだ自然環境を有しています。冬季は北西の季節風の影響により降雪量が多いものの、対馬暖流の影響により内陸部と比べて比較的温暖であり、融雪は早い傾向にあります。春から夏にかけては冷涼から温暖な気候となり、農業生産に適しています。秋季は多雨傾向が見られます。

また、山麓から海岸部にかけて農地・森林・海域が近接して分布しており、農業・漁業などの地域産業を支えるとともに、多様な生態系と良好な景観を形成しています。

一方で、強風や大雪、豪雨などの自然条件は、産業活動や日常生活に影響を及ぼす側面もあるため、防災・減災の視点を踏まえた持続可能な地域づくりが求められています。

（３）土地利用現況

本町の土地利用は、農地及び森林が大部分を占めており、宅地、公共施設用地、産業用地等がこれに続いています。農地は沿岸部から内陸部に広がり、基幹産業である農業の生産基盤を形成しています。森林は林業資源であるとともに、水源涵養、防災、景観形成などの多面的機能を担っています。

市街地や集落は、沿岸部や主要交通軸沿線を中心に形成されており、苫前地区及び古丹別地区の２つの市街地に住宅、商業施設、公共施設等が一定程度集積しています。河川沿いには農地が広がり、農業を基盤とした集落が点在しています。

一方で、人口減少に伴い空き家や未利用地が増加しています。また、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域と居住地・産業用地が重なる箇所も見られることから、安全性と持続性を踏まえた土地利用及び地域構造の形成が課題となっています。

（４）人口の現状

①総人口と世帯数

国勢調査によると、総人口は平成２（1990）年の 5,251 人から令和２（2020）年の 2,936 人へと 44.1％減少しています。世帯数も 1,862 世帯から 1,347 世帯へ 27.7％減少しており、１世帯当たり人員の縮小が進んでいます。

**総人口・世帯数の推移（国勢調査）**

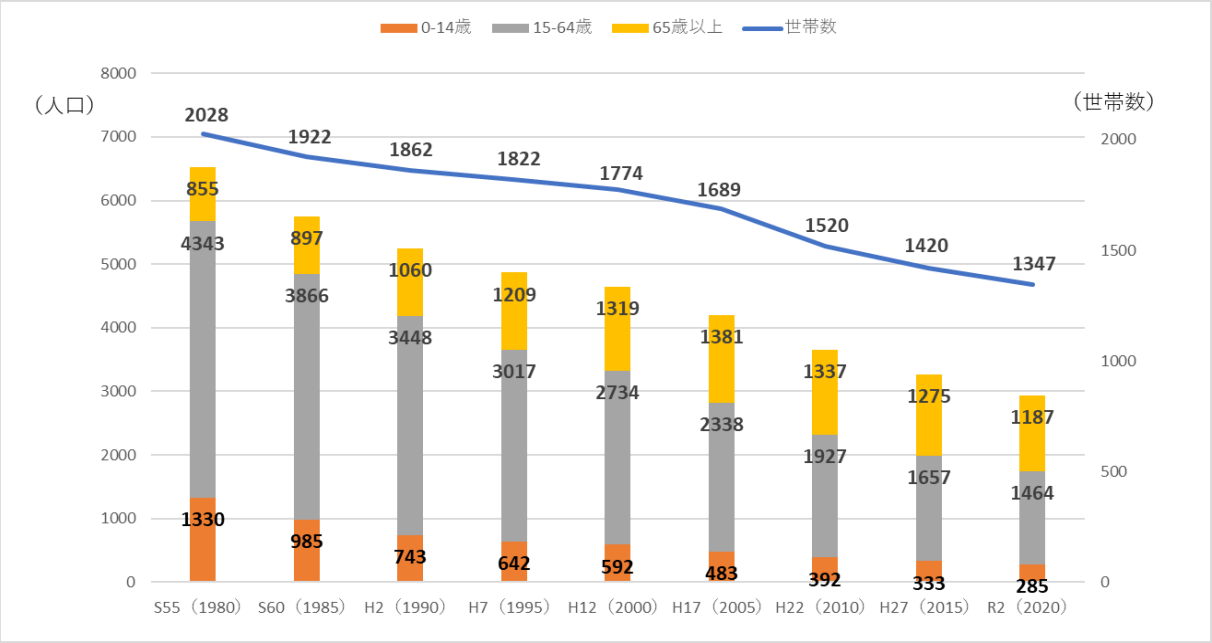


②年齢階層別人口構成比

高齢化率（65 歳以上人口割合）は 20.2%から 40.4%へ上昇しており、全国平均（28.6%）、北海道平均（32.1%）を上回る水準となっています。

一方、年少人口は 14.1%から 9.7%へ、生産年齢人口は 65.7%から 49.9%へ低下しており、少子高齢化が進行しています。

**総人口・年齢区分別人口の推移（住民基本台帳）**

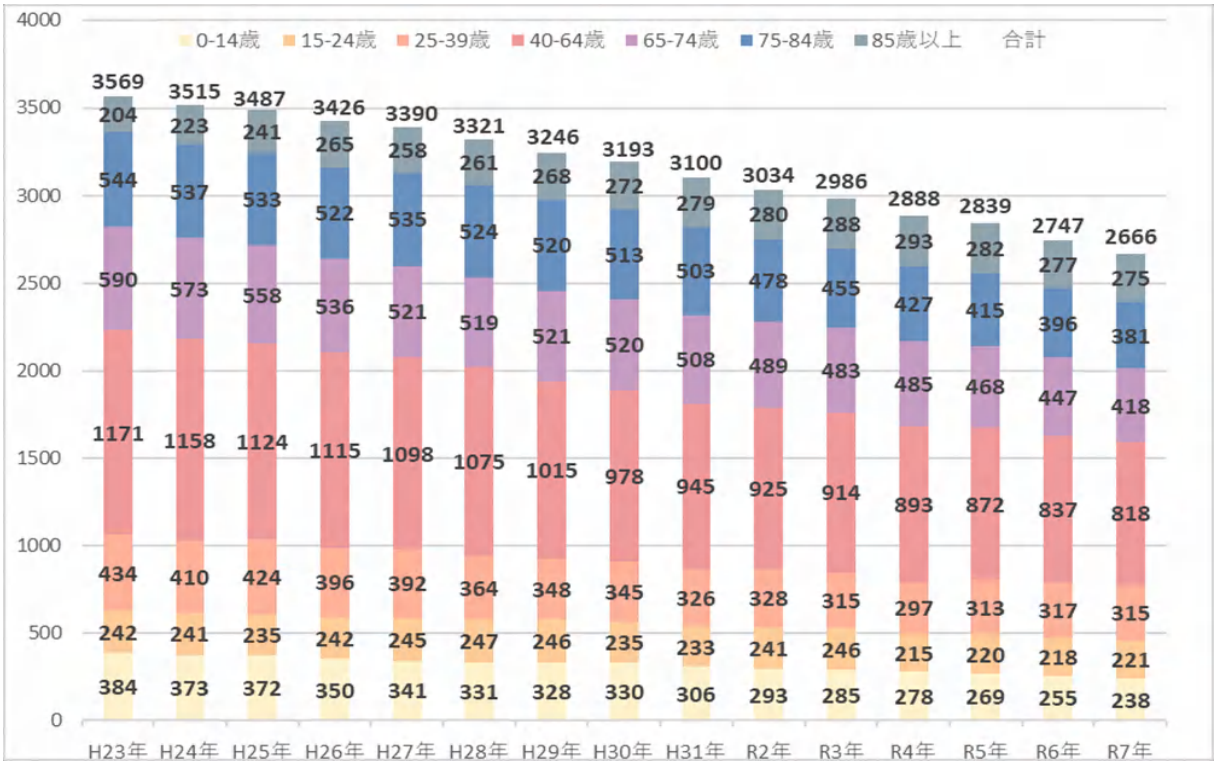

③人口動態（自然動態と社会動態）

自然動態では、出生数が死亡数を下回る状況が継続しています。社会動態においても転出超過が続いており、人口減少は自然減少と社会減少の双方によって生じています。

**自然動態（出生・死亡）の推移（住民基本台帳）**

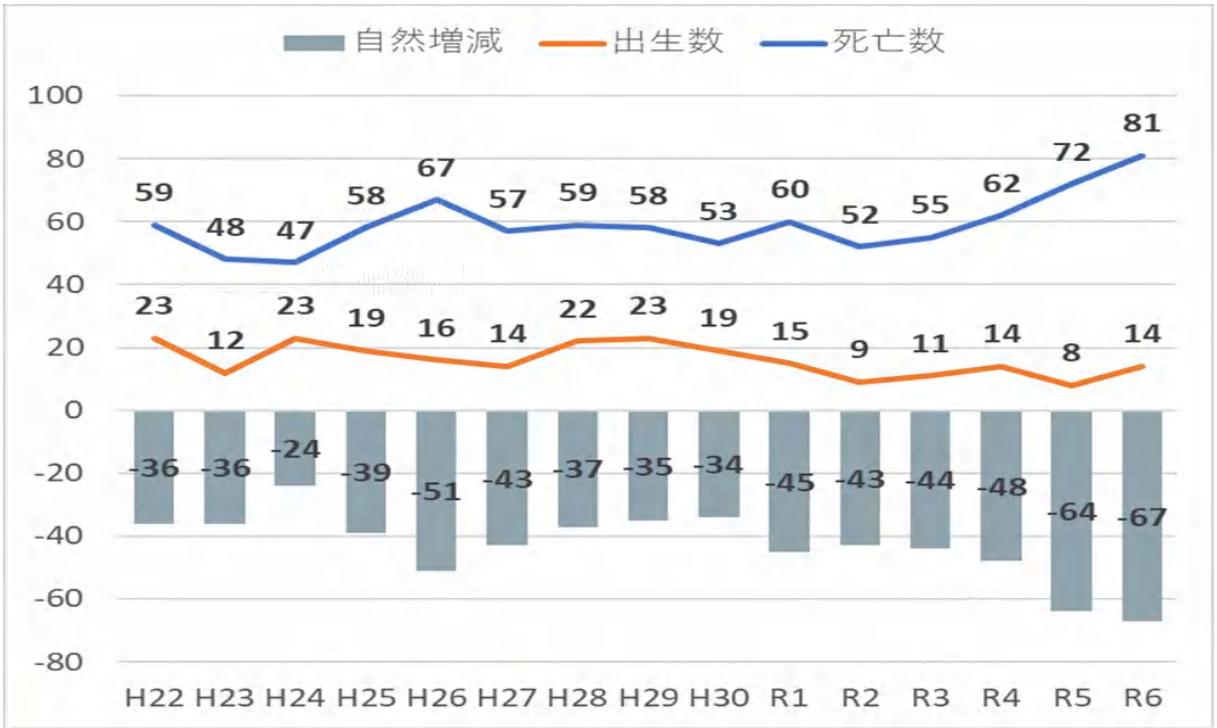


**社会動態（転入・転出）の推移（住民基本台帳）**

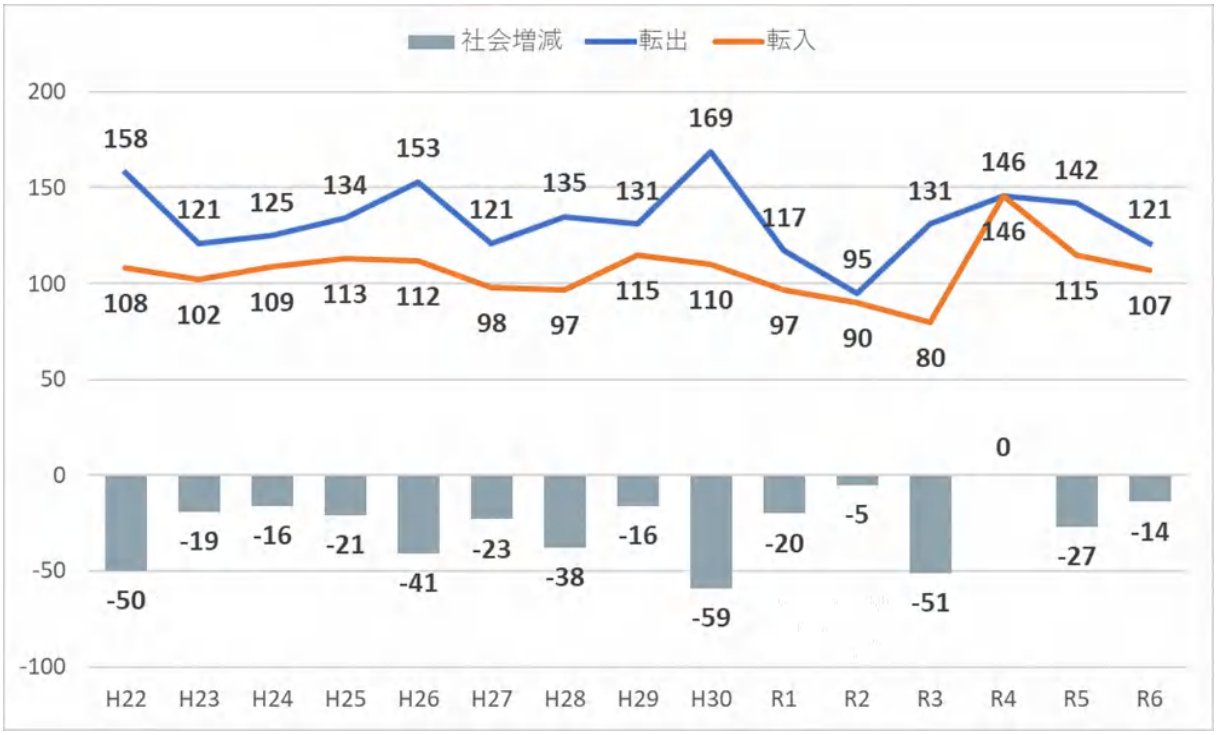

④昼間人口

昼間人口は夜間人口と比較して微増傾向にあります。通勤流出入については、流入率が流出率を上回る傾向が続いています。

**昼夜間人口比率（国勢調査）**

（単位：人、％）

| | 平成27年 | | | 令和２年 | | | 昼夜間人口比率の差 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 常住人口 | 昼間人口 | 昼夜間人口比率 | 常住人口 | 昼間人口 | 昼夜間人口比率 | |
| 苫前町 | 3,265 | 3,283 | 100.6 | 2,936 | 2,965 | 101 | 0.4 |
| 増毛町 | 4,497 | 4,295 | 95.5 | 3,908 | 3,653 | 94 | △ 2.0 |
| 小平町 | 3,336 | 3,257 | 97.6 | 2,994 | 2,912 | 97 | △ 0.3 |
| 羽幌町 | 7,327 | 7,327 | 100.0 | 6,548 | 6,510 | 99 | △ 0.6 |
| 初山別村 | 1,217 | 1,197 | 98.4 | 1,080 | 1,070 | 99 | 0.7 |
| 遠別町 | 2,806 | 2,770 | 98.7 | 2,520 | 2,509 | 100 | 0.9 |
| 天塩町 | 3,243 | 3,337 | 102.9 | 2,950 | 3,052 | 104 | 0.6 |

**通勤流出入の推移（国勢調査）**

（単位：人、％）

| | 通勤流入者 | 従業地による就業者 | 流入率 | 通勤流出者 | 常住地による就業者 | 流出率 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成12年 | 274 | 2,505 | 10.9 | 201 | 2,431 | 8.3 |
| 平成17年 | 178 | 2,062 | 8.6 | 190 | 2,086 | 9.1 |
| 平成22年 | 202 | 1,823 | 11.1 | 156 | 1,792 | 8.7 |
| 平成27年 | 196 | 1,690 | 11.6 | 150 | 1,643 | 9.1 |
| 令和２年 | 244 | 1,625 | 15.0 | 165 | 1,544 | 10.7 |

（５）産業の状況

①産業別就業人口

就業者数は全産業で減少しています。構成比では第一次産業の割合が高い水準で推移している一方、第二次産業から第三次産業へと就業構造の移行が見られます。

**産業別就業者数の推移（国勢調査）**

（単位：人）

| | 総就業者数 | 第１次産業 | 第２次産業 | 第３次産業 | 分類不能 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成12年 | 2,431 | 873 | 595 | 962 | 1 |
| 平成17年 | 2,086 | 807 | 353 | 924 | 2 |
| 平成22年 | 1,792 | 715 | 258 | 815 | 4 |
| 平成27年 | 1,643 | 647 | 245 | 751 | 0 |
| 令和２年 | 1,544 | 571 | 239 | 734 | 0 |

**産業別就業者構成比の推移（国勢調査）**

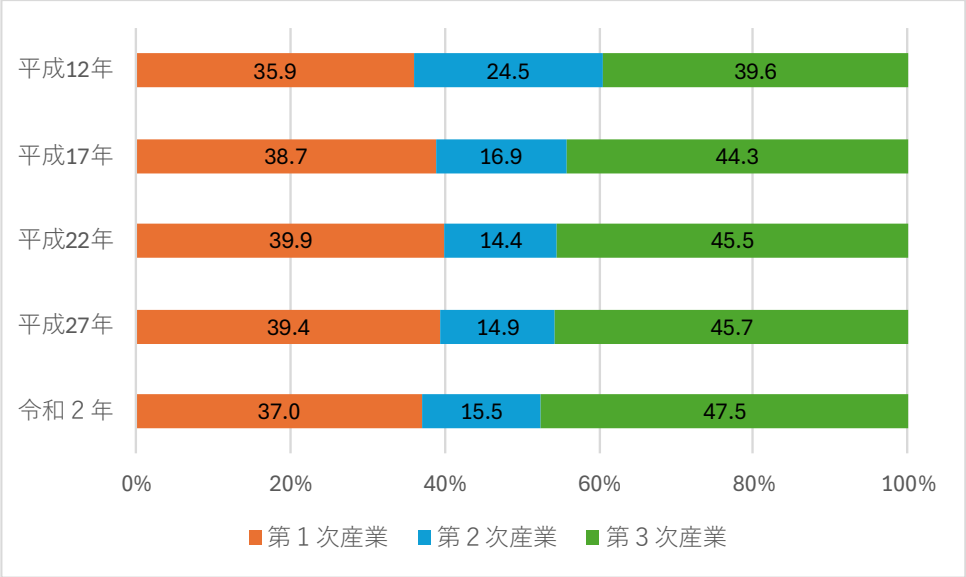


②農業

農家数は減少している一方、30 アール未満の自給的農家は増加傾向にあります。農業就業人口では 65 歳以上が 34%を占めており、高齢化が進行しています。

また、耕地面積は 20 年前の水準まで回復しています。

**農家数の推移（農林業センサス）**　（単位：戸）

| | 平成12年 | 平成17年 | 平成22年 | 平成27年 | 令和２年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 総農家数 | 235 | 210 | 167 | 154 | 134 |
| 販売農家数 | 213 | 185 | 143 | 127 | 105 |
| 専業 | 63 | 69 | 102 | 85 | － |
| 第一種兼業 | 122 | 100 | 36 | 40 | － |
| 第二種兼業 | 28 | 16 | 5 | 2 | － |
| 自給的農家 | 22 | 25 | 24 | 27 | 29 |

**農業就業人口（令和２年農林業センサス）**　（単位：戸）

| | 15～19 | 20～24 | 25～29 | 30～34 | 35～39 | 40～44 | 45～49 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 男性 | 0 | 2 | 3 | 8 | 10 | 3 | 10 |
| 女性 | 0 | 0 | 2 | 5 | 6 | 2 | 12 |
| 合計 | 0 | 2 | 5 | 13 | 16 | 5 | 22 |
| | 50～54 | 55～59 | 60～64 | 65～69 | 70～74 | 75～ | 合計 |
| 男性 | 13 | 15 | 19 | 22 | 12 | 14 | 131 |
| 女性 | 6 | 17 | 20 | 7 | 12 | 12 | 101 |
| 合計 | 19 | 32 | 39 | 29 | 24 | 26 | 232 |

**耕地面積の推移（農林業センサス）**

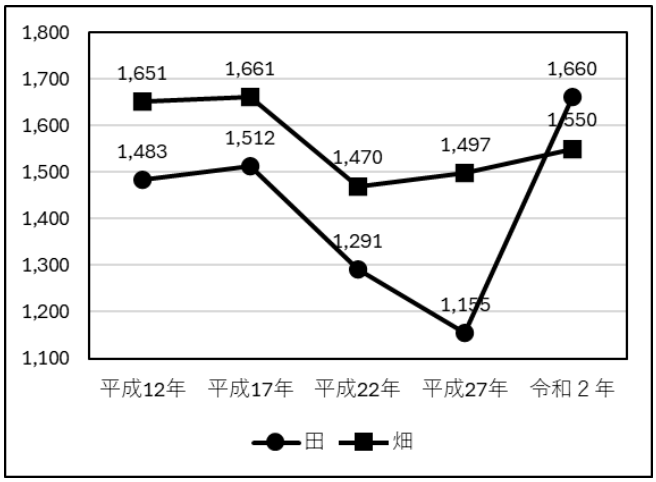


③漁業

漁業経営体数は減少傾向にあるものの、その減少幅は縮小しています。採藻漁業に取り組む経営体は大きく増加しています。

漁業就業人口は減少していますが、65 歳以上の割合は 20％程度であり、高齢化の進行は比較的緩やかです。

**漁家数・営んだ漁業種類の推移（漁業センサス）**　（単位：戸）

| | 平成15年 | 平成20年 | 平成25年 | 平成30年 | 令和５年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 合　計 | 69 | 67 | 53 | 97 | 120 |
| 底びき網漁業 | 4 | 1 | 10 | 10 | 11 |
| 刺網 | 16 | 13 | 13 | 23 | 32 |
| その他の網漁業 | 0 | 7 | 0 | 0 | 1 |
| その他の釣漁業 | 0 | 2 | 0 | 8 | 12 |
| その他の漁業 | 34 | 29 | 16 | 32 | 38 |
| ほたて養殖漁業 | 15 | 15 | 14 | 14 | 12 |
| その他のはえ縄漁業 | 0 | 0 | 0 | 3 | 0 |
| 採藻漁業 | 0 | 0 | 0 | 7 | 14 |

**漁業就業人口（令和５年漁業センサス）**　（単位：戸）

| | 15～19 | 20～24 | 25～29 | 30～34 | 35～39 | 40～44 | 45～49 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 男性 | 0 | 3 | 8 | 8 | 7 | 6 | 12 |
| 女性 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 3 | 8 | 8 | 7 | 6 | 12 |
| | 50～54 | 55～59 | 60～64 | 65～69 | 70～74 | 75～ | 合計 |
| 男性 | 5 | 9 | 6 | 11 | 1 | 3 | 79 |
| 女性 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |
| 合計 | 5 | 9 | 6 | 12 | 1 | 3 | 80 |

**漁船数の推移（漁業センサス）**　　（単位：隻）

| | 平成15年 | 平成20年 | 平成25年 | 平成30年 | 令和５年 |
|---|---|---|---|---|---|
| 漁船 | 106 | 97 | 64 | 72 | 87 |

④林業

森林は町域の大部分を占めており、林業資源であるとともに、水源涵養、防災、景観形成などの多面的機能を有しています。木材価格の動向や担い手不足を背景に、持続的な森林管理が課題となっています。

**森林面積及び蓄積（令和元年度末）**

| | 森林面積（ha） | | | | | 森林蓄積（千㎥） | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 計 | 天然林 | 人工林 | 無立木地 | その他 | 計 | 針葉樹 | 広葉樹 |
| 町有林 | 919.75 | 661.28 | 207.86 | 34.25 | 16.36 | 44,924 | 30,703 | 14,221 |
| 私有林 | 5,684.88 | 3,454.81 | 1,833.77 | 373.71 | 22.59 | 736,744 | 387,661 | 349,083 |

⑤商業（卸売業・小売業）

卸売業は事業所数及び従業員数が増加しているものの、年間商品販売額は減少傾向にあります。小売業は、事業所数、従業員数及び年間商品販売額のいずれも減少傾向にあります。

**商業の状況（令和３年経済センサス）**　　（単位：件、人、百万円）

| 業種 | 事業所数 | 従業員数 | 年間商品販売額 |
|---|---|---|---|
| 卸売業 | 7 | 15 | 328 |
| 各種商品小売業 | － | － | － |
| 織物・衣類・身の回り品小売業 | 2 | 3 | － |
| 飲料食品小売業 | 6 | 30 | 310 |
| 機械器具小売業 | 2 | 2 | － |
| その他の小売業 | 13 | 42 | 293 |
| 無店舗小売業 | － | － | － |
| 合計 | 30 | 92 | 931 |

**商業（卸売業）の推移（経済センサス）**

（単位：件、人、百万円）

| | 事業所数 | 従業員数 | 年間商品販売額 |
|---|---|---|---|
| 平成19年 | 4 | 13 | 439 |
| 平成24年 | 3 | 7 | 352 |
| 平成26年 | 4 | 14 | 2,186 |
| 平成28年 | 4 | 12 | 376 |
| 令和３年 | 7 | 15 | 328 |

**商業（小売業）の推移（経済センサス）**

（単位：件、人、百万円）

| | 事業所数 | 従業員数 | 年間商品販売額 |
|---|---|---|---|
| 平成19年 | 41 | 142 | 1,407 |
| 平成24年 | 30 | 99 | 987 |
| 平成26年 | 28 | 97 | 1,031 |
| 平成28年 | 23 | 78 | 844 |
| 令和３年 | 23 | 77 | 603 |

⑥建設業

建設業は事業所数及び従業員数ともに減少傾向にあります。

**建設業の推移（経済センサス）**

（単位：件、人）

| | 事業所数 | 従業員数 |
|---|---|---|
| 平成21年 | 25 | 189 |
| 平成24年 | 26 | 211 |
| 平成26年 | 25 | 246 |
| 平成28年 | 24 | 182 |
| 令和３年 | 23 | 159 |

⑦製造業

製造業は食料品製造業を中心に立地しています。事業所数、従業員数及び売上金額は減少傾向にあるものの、純付加価値額は増加傾向にあります。

**製造業の状況（令和３年経済センサス）**

（単位：件、人）

| 業種 | 事業所数 | 従業員数 |
|---|---|---|
| 食料品製造業 | 4 | 60 |
| 食料・たばこ・飼料製造業 | 1 | 8 |
| 木材・木製品製造業 | 2 | 2 |
| 印刷・同関連業 | 1 | 1 |
| 石油製品・石炭製品製造業 | 1 | 1 |
| 輸送用機械器具製造業 | 1 | 7 |
| 合計 | 10 | 79 |

**製造業の推移（経済センサス）**　　（単位：件、人、百万円）

| | 事業所数 | 従業員数 | 売上金額 | 純付加価値額 |
|---|---|---|---|---|
| 平成21年 | 15 | 120 | - | - |
| 平成24年 | 12 | 124 | 2,377 | 118 |
| 平成26年 | 13 | 104 | 1,110 | - |
| 平成28年 | 12 | 99 | 1,851 | 270 |
| 令和３年 | 10 | 79 | 1,799 | 294 |

⑧観光

観光客数は一定規模で推移しています。

**観光入込客数（町調べ）**　　（単位：人）

| 施設名 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度 |
|---|---|---|---|---|---|
| ホワイトビーチ | 5,340 | - | 4,082 | 4,861 | 4,813 |
| オートキャンプ場 | 4,258 | 65 | 1,527 | 4,719 | 5,607 |
| とままえ温泉ふわっと | 126,183 | 117,867 | 53,734 | 153,142 | 162,794 |
| ななかまどの館 | 5,108 | 5,315 | 4,322 | 4,470 | 4,787 |

（６）財政の状況

①歳入歳出の状況

本町の一般会計における財政規模は、直近 10 年間の平均で、歳入約 54 億円、歳出約 53 億円となっており、年度によっては大型事業の実施等により増減が見られるものの、概ね同程度の水準で推移しています。

歳入構造を見ると、地方税等による収入は限られており、自主財源比率は平均17.2%にとどまっている一方、地方交付税が歳入全体の中で大きな割合を占めているほか、国庫・道支出金や地方債などの依存度が高い構造となっています。

歳出面では、人件費や扶助費などの義務的経費が一定の水準で推移する中、普通建設事業費は年度ごとの事業実施状況による変動が大きく、歳入・歳出総額にも年次的な振れが生じています。こうしたことから、本町の財政運営は、交付税措置や補助制度の動向、事業実施の時期等により、年度間で財政規模に変動が生じやすい構造となっています。

**一般会計決算（歳入）の推移（単位：百万円）**

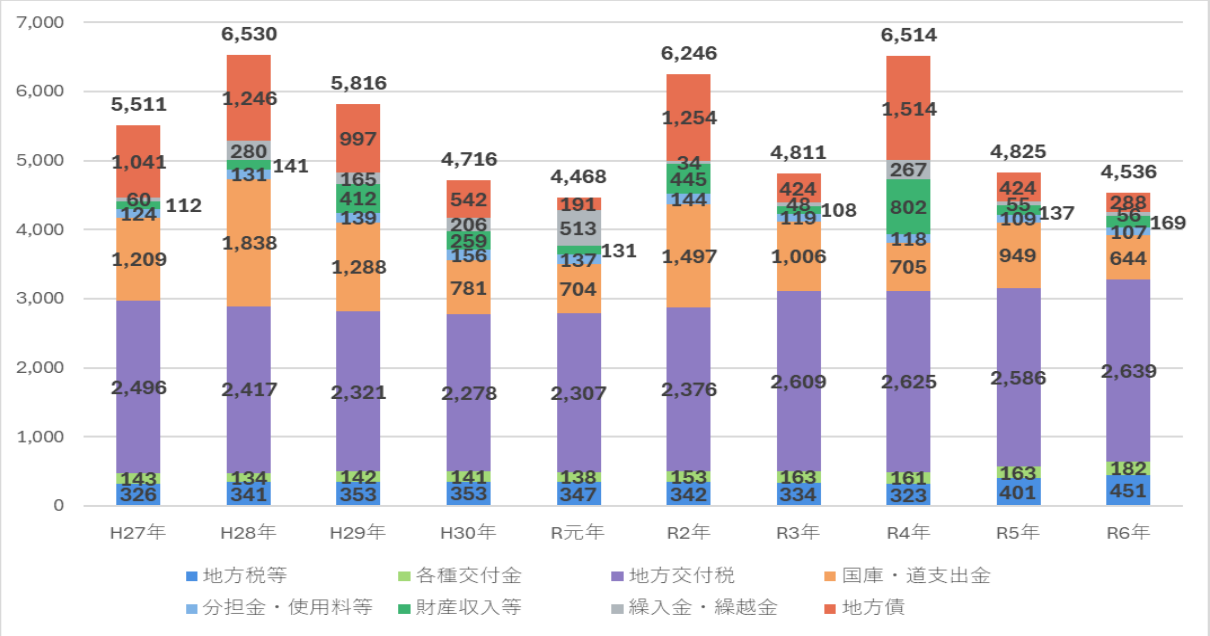


**一般会計決算（歳出）の推移（単位：百万円）**

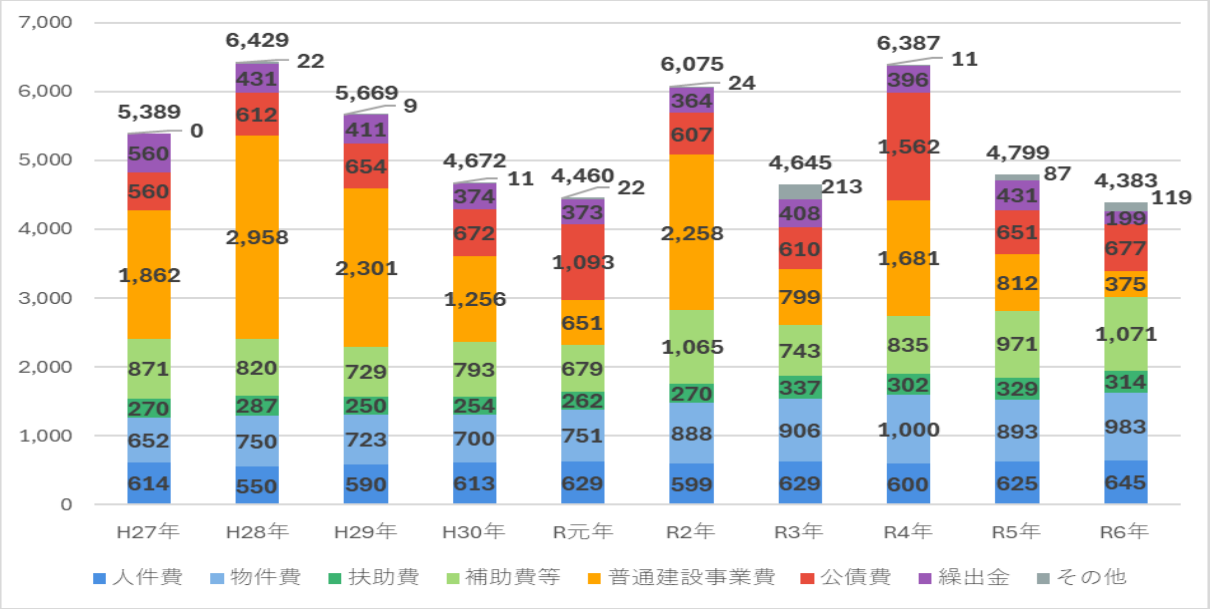


②地方債及び基金残高

直近の地方債現在高は約 46 億円、積立金現在高は約 33 億円となっています。地方債残高は、過去 10 年間で増減を繰り返しながらも、近年は減少傾向にあり、将来負担の抑制が一定程度図られている状況にあります。一方、基金残高については、年度間での増減は見られるものの、概ね 30 億円台を維持しており、財政運営における一定の備えとして機能しています。これらの状況を踏まえると、現時点では、地方債と基金のバランスは概ね保たれているものの、引き続き、将来世代への負担を意識した適切な水準での管理が求められています。

**地方債残高の推移（単位：百万円）**

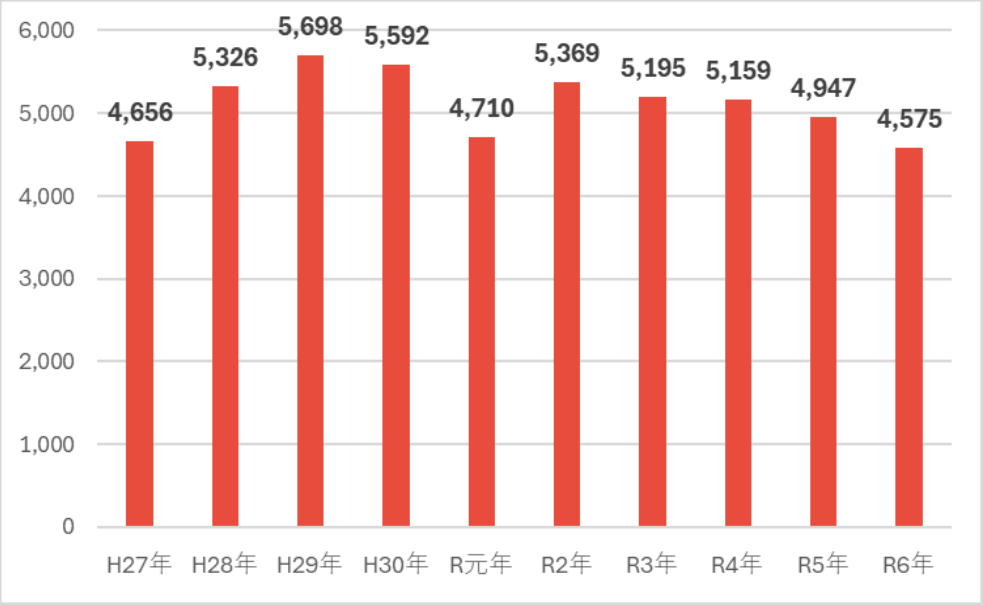


**基金残高の推移（単位：百万円）**

③各財政指標の状況

経常収支比率、公債費負担比率、実質公債費比率、財政力指数などの主要な財政指標を見ると、本町の財政運営は、類似団体と比較して財政力指数が低く、財政基盤の弱さが見られる一方、経常収支比率は概ね安定した水準で推移しており、歳出構造の硬直化は一定程度抑制されている状況にあります。また、実質公債費比率は低位で推移しており、将来負担比率についても、将来負担額が充当可能財源を下回っていることから算定されておらず、現時点において将来にわたる財政負担は顕在化していません。

一方で、公債費負担比率は類似団体を上回る水準で推移していることから、財政運営においては、引き続き、公債費の動向を注視する必要があります。

## 主な財政指標の推移

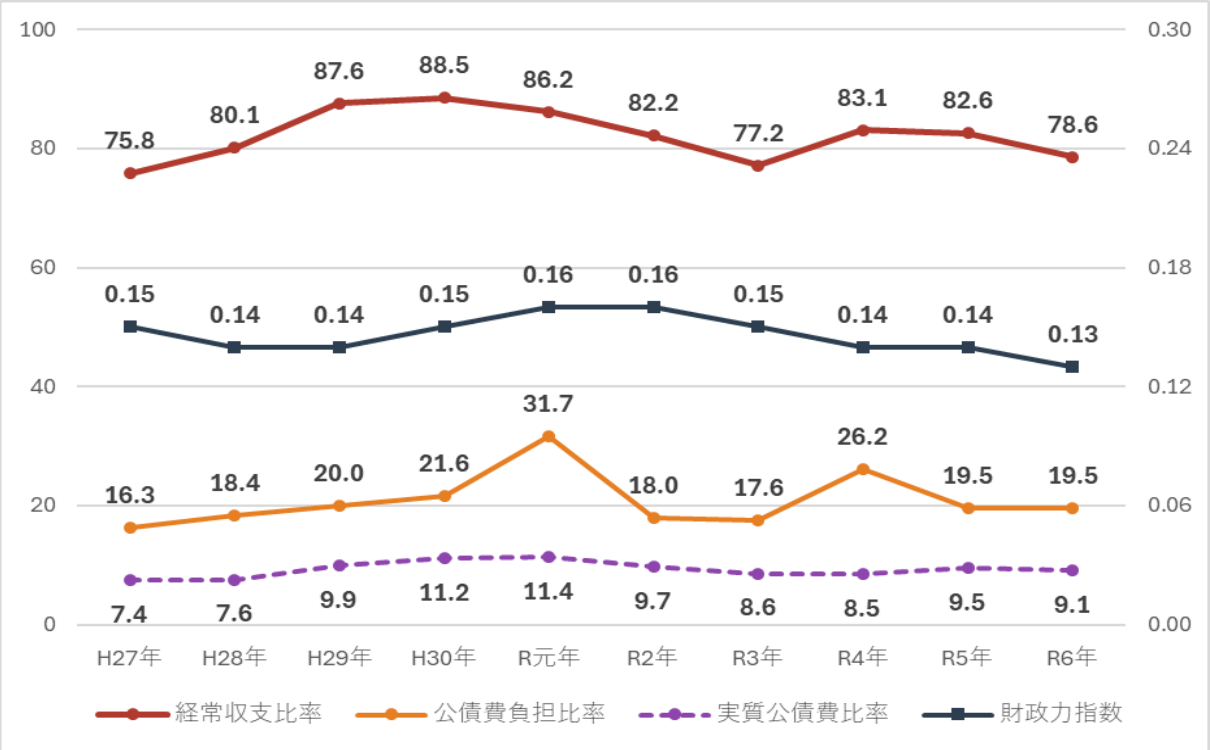
100
80
60
40
20
0
0.30
0.24
0.18
0.12
0.06
0.00
75.8
80.1
87.6
88.5
86.2
82.2
77.2
83.1
82.6
78.6
0.15
0.14
0.14
0.15
0.16
0.16
0.15
0.14
0.14
0.13
16.3
18.4
20.0
21.6
31.7
18.0
17.6
26.2
19.5
19.5
7.4
7.6
9.9
11.2
11.4
9.7
8.6
8.5
9.5
9.1
H27年
H28年
H29年
H30年
R元年
R2年
R3年
R4年
R5年
R6年
経常収支比率
公債費負担比率
実質公債費比率
財政力指数

## ３　まちづくりの主要課題

１　人口減少・少子高齢化の進行と地域社会の持続性の確保

本町では、人口減少と少子高齢化が長期的に進行しており、地域社会を支える人材の確保や、暮らしを支える仕組みの維持が大きな課題となっています。出生数の減少や若年層の転出は、地域経済やコミュニティ活動の縮小につながり、地域の持続性に影響を及ぼすおそれがあります。

若い世代が安心して子どもを産み育て、将来に希望を持てる環境を整えることが重要です。妊娠・出産期から子育て期、学齢期、若者期までを見据えた切れ目のない支援体制を構築し、子育てや教育に関する不安や負担を軽減することで、定住意向の向上につなげる必要があります。また、進学や就職で町外へ転出した若者も、将来的に地域と関わり続けられる環境づくりが求められます。

一方、高齢化に伴い、医療・介護・福祉・生活支援の需要は増加しています。高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、必要なサービスを安定的に提供するとともに、地域で支え合う体制を維持・強化することが不可欠です。世代を超えて人がつながり、役割を持ちながら暮らせる地域社会を形成することが、持続可能なまちづくりの基盤となります。

２　地域経済・産業構造の変化への対応と活力維持

本町の地域経済は農林水産業を基盤としていますが、担い手不足や高齢化、価格変動や消費者ニーズの変化により、経営環境は厳しさを増しています。商工業においても事業者数や従業員数の減少、後継者不足が進行しており、雇用と所得の確保が課題となっています。

地域経済の活力を維持するためには、既存産業の基盤強化に加え、付加価値の創出や産業間連携を進めることが重要です。農林水産業では、省力化や高付加価値化、資源管理の徹底を通じて、持続可能な生産体制を構築する必要があります。商工業では、デジタル技術の活用や販路開拓、創業・事業承継支援により、経営基盤の強化を図ることが求められます。

さらに、観光や交流を通じて地域の魅力を発信し、交流人口や関係人口を拡大することも重要です。地域で生み出された価値が町内で循環する仕組みを整え、働く場とにぎわいを維持･創出することが､将来にわたる持続可能な地域経済の確立につながります。

３　再生可能エネルギーの導入と地域還元

本町は、地形や風況などの自然条件により、陸上風力を中心とした再生可能エネルギーの導入ポテンシャルを有しています。再生可能エネルギーは脱炭素社会の実現に貢献する一方、導入の方法によっては景観や生活環境への影響が懸念されます。

導入に当たっては、促進区域制度の活用などを通じて、自然環境や暮らしとの調和を前提に検討を進めることが重要です。計画段階から住民との対話を重ね、理解と合意を得ながら進める必要があります。

また、発電による電力や収益を地域に還元する仕組みを整えることも求められます。電力の地産地消や収益の地域活用を通じて地域経済や公共サービスの充実につなげ、再

生可能エネルギーを地域資源として活用することが可能となります。環境への配慮と地域利益の両立を図ることが重要な課題です。

４　安全・安心を支える生活基盤の維持と強靱化

豪雨や暴風雪などの自然災害リスクが高まる一方で、道路や上下水道、公共施設の老朽化も進行しており、生活基盤の維持・更新が課題となっています。人口減少や高齢化により、人材や財源が限られる中、計画的かつ効率的な対応が求められます。

災害対策はハード・ソフト両面から進め、被害の未然防止と影響の最小化を図る必要があります。避難体制や情報伝達体制の整備、防災訓練の実施、要配慮者支援の強化など、地域全体で取り組むことが重要です。

また、医療、交通、通信などの生活インフラについても、必要なサービス水準を確保するため、計画的な更新や長寿命化、効率的な管理運営を進める必要があります。安全・安心を支える基盤を将来にわたり維持・強化することが、持続可能な地域づくりの前提となります。

５　地域コミュニティの弱体化と協働体制の再構築

人口減少と高齢化により、地域活動を担う人材が減少し、集落活動や行事、防災・見守りなどの継続が難しくなっています。役割の固定化や負担の集中も課題となり、地域のつながりが希薄化しています。

地域の力を維持・向上させるためには、住民、町内会、各種団体、事業者、行政などが役割を分かち合い、協働して地域づくりに取り組む体制を整えることが重要です。世代や立場を超えて参加しやすい環境を整え、活動の意義を共有することで、関わりの裾野を広げる必要があります。

住民の主体的な参画を促し、地域課題に柔軟に対応できる地域運営力を高めることが、持続可能な地域社会の形成につながります。

６　デジタル化の進展への対応と利活用の推進

社会全体でデジタル化が進展する中、行政サービスや産業、日常生活においてデジタル技術の活用が求められています。一方で、高齢者を中心に利用に不安を抱える住民もおり、情報取得やサービス利用に格差が生じるおそれがあります。

行政分野では、オンライン手続や相談支援の充実により、利便性向上と業務効率化を図ることが重要です。産業分野では、人手不足や業務負担の軽減に向けて、デジタル技術の導入を進める必要があります。

さらに、住民が安心して活用できるよう、学習機会や相談体制を整備し、誰一人取り残されない環境を構築することが求められます。デジタル化を活用して地域課題を解決し、暮らしの質と行政運営の持続性を高めることが重要です。

# 第３章

# 基本構想
# （将来像とまちづくりの方向）

# 第３章　基本構想（将来像とまちづくりの方向）

## １　構想の期間と苫前町の将来像

本計画における基本構想は、令和８（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年間を構想期間とし、人口減少や社会構造の変化を前提に、苫前町が中長期的に目指す地域の姿と、まちづくりの基本的な考え方を示すものです。

本町を取り巻く環境は、人口構成の変化、産業を支える担い手の減少、生活に必要な機能の維持など、複数の課題が相互に関係しながら進行しています。このため、個別分野ごとの対応にとどまらず、地域全体を一つの仕組みとして捉え、持続性を高める視点が重要となります。

本町は、全国有数の風力発電導入地域としての先進性、日本海と山々に囲まれた自然環境、農業・漁業を基盤とした産業、地域に根差した暮らしや人のつながりなど、多様な資源を有しています。これらを将来にわたり維持するためには、地域の内外から人や知恵が関わり、営みが途切れることなく受け継がれていくことが不可欠です。

そのため、本計画では、地域資源、産業、暮らし、人の関わりを個別に捉えるのではなく､相互に支え合い､循環する関係として再構築することを基本的な考え方とします。これを踏まえ、苫前町の将来像を次のように定めます。

**「自然と産業、人のつながりが調和し、営みが世代を超えて受け継がれるまち」**

この将来像のもと、人口減少や社会環境の変化を見据え、町民一人ひとりが地域の中で役割を持ち、関わり続けられることを重視します。地域の実情に即した持続可能なまちづくりを進めるため、分野横断的な視点から基本的な方向性を整理し、今後の施策展開の指針となる基本目標を設定します。

## ２　まちづくりの基本目標

１　子ども・若者が健やかに育ち、学びを深められるまち

子どもや若者は地域の未来を担う存在であり、その健やかな成長と学びを支える環境づくりは、まちの持続的な発展に直結する重要な取組です。少子化や人口減少が進む中、妊娠期から若者期まで切れ目なく支える体制を整えることが、若い世代の安心感や定住意向の向上につながります。家庭環境やライフスタイルの多様化を踏まえ、子どもと若者一人ひとりに寄り添った支援を充実させます。

医療・保健・福祉・教育の連携を強化し、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるとともに、家庭の孤立を防ぎ、地域で子どもを見守る体制を充実させます。学校教育では、小規模校の特性を生かしたきめ細かな指導とICTの活用を両立させ、学びの質を高めます。不登校や特別な配慮を要する児童生徒への支援も充実させ、誰一人取り残さない学びを推進します。

若者期には、進学や就職を見据えたキャリア形成支援を充実させ、地域で学び働く意義や魅力を実感できる機会を創出します。地域産業や多様な人との関わりを通じて理解と愛着を深め、将来的な定着やU・Iターンにつなげます。

これらを総合的に進め、子どもと若者が将来に希望を持ち、「このまちで育ち、学び続けたい」と感じられるまちを目指します。

２　産業の活力を高め、働く場とにぎわいを創出するまち

将来にわたり地域が発展していくためには、産業の活力を高め、安定した雇用と所得を生み出す経済基盤の確立が不可欠です。担い手不足や経営環境の厳しさ、気候変動、市場構造の転換に対応しながら、基幹産業の強化と産業間連携を進め、働く場とにぎわいを創出します。

農林水産業については、経営基盤の強化、省力化・高付加価値化、資源の適正管理、生産基盤の整備を進め、持続可能な生産体制を構築します。担い手確保や就業環境の改善を図り、環境と経済の両立に配慮した産業としての魅力向上を進めます。商工業については、地域内で「稼ぎ、回す」経済循環の拡大を重視し、経営力強 化や付加価値創出を支援します。農商工連携やデジタル化、販路開拓への支援を通じて需要変化に対応できる産業構造への転換を図るとともに、創業支援や事業承継、

人材確保の取組を進めます。

観光分野では、自然や食、文化などの地域資源の魅力を高め、体験型・滞在型観光を推進します。情報発信や受入環境の整備により満足度と観光消費の向上を図り、交流人口の拡大と関係人口の創出につなげます。

これらを総合的に進め、産業の活力向上と雇用創出を通じて、町内で安心して働き暮らせる地域づくりを目指します。

３　地域で支え合い、誰もが安心して暮らし続けられるまち

年齢や障がいの有無、生活状況にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整えることは、まちの基盤です。生活課題が複雑化する中、健康づくりから

医療・介護・福祉・生活支援までを一体的に捉え、地域全体で支え合う体制を強化します。

健康づくりでは、疾病予防や早期発見に加え、生涯を通じた心身の健康維持を重視します。運動や栄養、口腔、メンタルヘルスなどを日常生活に取り入れやすい環境を整え、住民の主体的な取組を促進します。医療提供体制は、関係機関の連携により、救急医療や在宅医療、通院支援を含め必要な医療を受けられる体制を維持します。

高齢者分野では、介護サービスの安定提供と質の向上に加え、介護予防や社会参加、生きがいづくりを推進します。家族介護者への支援や相談体制を充実させ、医療・介護・福祉の連携を強化し、住み慣れた地域での生活を支えます。

障がいのある人や生活に不安を抱える人に対しては、相談・就労・生活支援を包括的に進め、見守りや権利擁護の取組を通じて孤立を防ぎます。

これらを総合的に進め、誰もが役割や生きがいを持ち、安心して暮らし続けられるまちを目指します。

## ４　地域コミュニティの力を育み、文化と交流が息づくまち

地域の力を維持・向上させるためには、住民同士のつながりを基盤としたコミュニティの充実が不可欠です。担い手不足や役割の固定化といった課題に対応し、誰もが関わりやすい地域づくりを進め、住民主体の活動と行政との協働により持続可能な地域コミュニティを形成します。

世代や立場を超えた参加を促進し、多様な人材が関われる環境を整えます。活動内容や意義を分かりやすく発信し、地域拠点施設を多世代交流や新たな取組の場として活用することで、活動の継続と広がりを図ります。住民の提案や創意工夫を生かし、地域課題に柔軟に対応できる地域運営力を高めます。

文化・芸術、生涯学習、スポーツは、地域への誇りや愛着を育む重要な要素です。地域に受け継がれてきた文化や歴史を大切にしながら次世代へ継承し、誰もが学び続けられる環境を整えます。スポーツの機会充実を通じて交流と一体感の醸成を図ります。

地域内外の交流を通じて人のつながりを広げ、友好都市との交流や多文化共生の取組を推進します。多様な人々が安心して暮らせる環境を整え、相互理解を深めます。

これらを総合的に進め、文化と交流が息づき、誰もが地域の一員として参画できるまちを目指します。

## ５　安全・安心で快適に暮らせる、持続可能なまち

将来にわたって安心して暮らせるまちを実現するためには、安全性と快適性を備えた生活環境の整備が不可欠です。自然災害や事故、犯罪などのリスクに備えつつ、社会変化に対応できる基盤を維持します。

防災・減災対策については、施設整備と体制整備を一体的に進め、被害の未然防止と影響の最小化を図ります。要配慮者への支援体制を整え、住民や関係機関が連携した自助・共助の取組により地域防災力を高めます。

公共交通、道路、上下水道、公共施設などの生活基盤については、計画的な更新や長寿命化、効率的な管理運営を進めます。デジタル化や省エネルギー化により機能向上を

図るとともに、地域の実情に応じた交通体系を構築し、誰もが移動しやすい環境を整えます。

住環境の整備では、空き家や老朽住宅への対応を進め、多様な世代が安心して暮らせる環境を確保します。自然環境の保全や脱炭素・資源循環の取組を推進し、暮らしと環境の調和を図ります。

これらを支える基盤として、限られた資源を有効活用した効率的な行政運営と広域連携を進めます。安全・安心と快適性を総合的に高め、町民が暮らしやすさを実感できるまちを目指します。

## 3　人口の見通しと目標（人口ビジョン）

（１）人口ビジョンの位置付け

本人口ビジョンは、苫前町の人口動向に関する現状を把握するとともに、将来に向けた人口の見通しや目標を明らかにし、町の持続可能な発展に向けた基本的な方向性を人口の視点から整理することを目的としています。

具体的には、長期的な人口変化の状況を整理し、将来人口の見通しや目標を定量的に示すとともに、人口減少や人口構造の変化が町民生活、地域経済及び行政運営に及ぼす影響を整理することで、今後の施策検討に資する基礎資料とします。

また、本人口ビジョンは、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」や北海道の「北海道人口ビジョン」との整合を図りつつ、「苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめとする本町の各種計画や施策の前提となる、人口に関する共通認識を形成する役割を担います。客観的な人口データに基づき、庁内外で人口動向への理解を共有することで、人口減少社会に適応した持続可能な地域づくりを支える指針として活用されます。

（２）将来人口推計と人口減少の影響

〇将来人口推計

将来人口の推計にあたっては、国勢調査や住民基本台帳のデータ、国立社会保障・人口問題研究所（社人研）の推計手法を参考にしています。

社人研による推計では、2050 年には総人口が 1,362 人にまで減少するとされています。町独自のシミュレーションでは、出生率の段階的な向上や純移動率の改善を一定程度見込み、2050 年の総人口を概ね 1,700 人と設定しています。

**社人研推計と町独自シミュレーション（単位：人）**

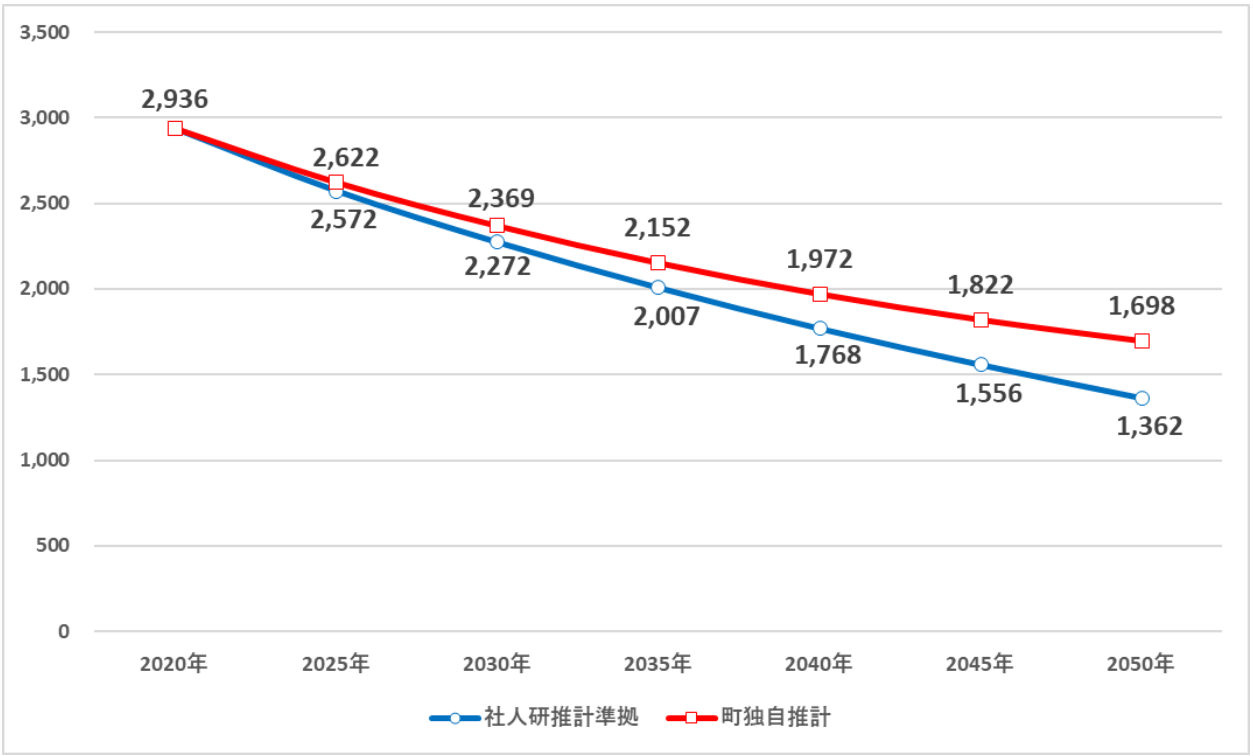

○人口減少が町に及ぼす影響

人口減少は、苫前町の町民生活をはじめ、教育、地域コミュニティ、地域経済、医療・福祉、行財政運営など、幅広い分野に影響を及ぼします。将来的には、総人口及び年齢区分別人口のいずれも減少することが見込まれ、主に以下の課題が想定されます。

①教育・地域コミュニティへの影響

年少人口の減少により、学校運営や学校行事、部活動の継続が困難となる可能性があります。また、地域コミュニティにおいては、祭礼や伝統行事、地域活動などの維持に必要な担い手の確保が難しくなり、地域のつながりの希薄化が進むことが懸念されます。

②福祉・医療への影響

人口減少が進行する一方で、高齢化の進展により医療・福祉サービスに対する需要は一定程度継続すると考えられます。そのため、医療・福祉分野における人材の確保や、サービス提供体制の維持が大きな課題となる可能性があります。

③地域経済への影響

人口減少に伴い、地域内の消費市場が縮小するとともに、地域産業では担い手不足や生産規模の減少が生じる可能性があります。また、生活関連サービスの縮小や、地域内消費の他圏域への流出が進むことも懸念されます。

④行財政運営への影響

人口減少は、税収をはじめとする町の財政基盤に影響を及ぼす可能性があります。加えて、利用者の減少を背景に、公共施設や行政サービスの維持・運営に係る効率性の確保が課題となり、施設配置やサービス提供体制の見直しが求められる場面が増えることが想定されます。

## （３）将来人口の目標

○目指す人口構造

人口ビジョンは、本町が将来に向けて目指す地域の姿を、人口の観点から示すものです。

本町では、前述の町独自シミュレーションを踏まえ、2050 年における総人口の目標を概ね 1,700 人と設定します。あわせて、将来の人口構造の目安として、年齢区分別人口を次のとおり想定します。

・０～14 歳：210 人
・15～64 歳：855 人
・65 歳以上：635 人

○目標達成の方向性

将来人口目標の達成及び人口減少の緩和に向けては、出生率の向上や純移動率の改善を前提としています。

これらを実現するための具体的な施策は、「苫前町総合振興計画」及び「苫前町まち・ひと・しごと創生総合戦略」において整理・推進されます。

本町では、本人口ビジョンに示す将来人口の目標像を町民や事業者、関係機関と共有し、連携しながら、持続可能な地域づくりに取り組んでいきます。

## ４　土地利用・地域構造の基本的方向

本節は、第２章で整理した土地利用の現況、人口動向、災害リスク等を踏まえ、人口減少や社会経済情勢の変化を前提とした将来の土地利用及び地域構造の基本的方向を示すものです。また、分野別施策や個別計画、事業の検討・実施にあたっての共通の判断軸として位置付けます。

本町では、農地及び森林が町域の大部分を占め、農業生産、自然環境の保全、防災、景観形成など多面的機能を担っています。一方、市街地や集落は沿岸部や主要交通軸を中心に形成され、苫前地区及び古丹別地区に機能が集積していますが、人口減少に伴い空き家や未利用地の増加が進んでいます。

このため、今後の土地利用にあたっては、全域一律の維持を前提とせず、地域特性や将来見通しを踏まえ、保全を重視する土地と活用を図る土地を適切に整理し、持続可能な土地利用と地域構造の形成を目指します。

### （１）土地利用の基本的な考え方

本町は全域が都市計画区域外であることから、個別の開発行為等については、本節に示す考え方に基づき、総合的かつ一貫した判断を行います。

農地及び森林については、基幹産業及び自然環境を支える基盤であることを踏まえ、良好な営農環境及び森林機能の維持・向上を基本とし、無秩序な転用を抑制します。

居住地及び集落については、人口動向、生活利便性、防災上の安全性を踏まえ、既存市街地及び生活拠点を中心とした居住環境の維持・充実を図ります。

産業活動に資する土地利用については、周辺環境との調和に配慮しつつ、地域経済の活性化に資する計画的な活用を促進します。

また、洪水浸水想定区域、土砂災害警戒区域、津波浸水想定区域等については、第６章に定める国土強靭化の考え方との整合を図り、安全性を重視した土地利用を基本とします。

### （２）地域構造の基本的方向

地域構造については、苫前地区及び古丹別地区の両市街地を生活・行政・産業の中核として位置付け、周辺集落との連携のもと、町全体として必要な機能の維持を図ります。

農業を基盤とする集落については、営農環境及び生活基盤の状況を踏まえ、実情に応じた持続可能な構造の形成を目指します。

### （３）再生可能エネルギーに関する土地利用の考え方

再生可能エネルギーは、本町の重要な地域資源であり、脱炭素社会の実現及び地域経済の活性化に寄与するものです。特に風力発電については、これまでの導入実績及び自然条件を踏まえ、適切な導入を進めます。

導入にあたっては、農地の保全、自然環境、景観及び住民の生活環境との調和を前提とし、環境保全と事業性の両立の観点から、土地利用の適性を踏まえた立地誘導を行います。

具体的には、国の制度に基づく再生可能エネルギー促進区域の設定に向け、環境影響、災害リスク、土地利用現況等を総合的に勘案し、導入を促進する区域、調整を要する区域、回避を基本とする区域の考え方を整理します。

区域設定にあたっては、関係法令及び個別計画との整合を図るとともに、地域との合意形成を重視します。

（４）土地利用方針の運用

本節で示す土地利用及び地域構造の基本的方向は、総合振興計画に基づく分野別施策及び個別事業の立案・実施にあたっての指針として活用します。

また、社会情勢及び技術動向の変化を踏まえ、第６章に定める国土強靱化の取組や再生可能エネルギー促進区域の設定等と連動し、必要に応じて見直しを行います。

## ５　財政運営の基本的方向

（１）持続可能な財政運営の考え方

本町を取り巻く社会経済環境は、人口減少・少子高齢化の進行に加え、物価や労務費の上昇、公共施設の老朽化への対応などにより、今後も財政運営に対する制約が強まることが見込まれます。さらに、地方交付税への依存度が高い本町の歳入構造を踏まえると、国の制度改正や経済情勢の変化が財政運営に及ぼす影響は大きい状況にあります。

こうした中においても、町民生活に必要不可欠な行政サービスを安定的に提供し、将来世代に過度な負担を先送りすることなく、持続可能なまちづくりを進めていくためには、健全性と柔軟性の両立を意識した財政運営が不可欠です。

このため、総合振興計画との整合を図りつつ、人口動向や社会経済情勢の変化を踏まえた中長期的な財政見通しを意識しながら、計画・予算・評価の連動による行政運営を推進します。

（２）限られた財源の重点化と施策の選択

今後、従来と同水準の一般財源の確保が見込みにくい中、すべての施策・事業を従来どおり維持していくことは困難であり、限られた財源を有効に活用するための重点化と選択が一層重要となります。

このため、総合振興計画に掲げる将来像の実現に向け、施策・事業の必要性や優先度、費用対効果等を多角的に検証し、重点的に取り組む分野や事業を明確化します。特に、人口減少対策、地域産業の振興、安心して暮らし続けられる生活基盤の確保など、本町の将来に直結する分野については、限られた財源を重点的に配分します。

また、既存事業についても、前例や既成概念にとらわれることなく、事業内容や実施手法の見直し、整理・統合等を行い、より効果的かつ効率的な行政運営を図ります。

（３）国・道制度及び地方債の計画的活用

持続可能な財政運営を確保するためには、自主財源の確保に努めるとともに、国や北海道の各種制度、補助金・交付金、地方債を計画的かつ適切に活用していくことが重要です。

国・道の施策については、地方創生、防災・減災、脱炭素、デジタル化、子ども・子育て支援などの政策動向を踏まえ、本町の課題解決や施策推進につながる制度を的確に活用します。その際には、単年度の財源確保にとどまらず、事業の継続性や中長期的な財政負担にも十分配慮します。

地方債については、後年度の公債費負担や財政の硬直化に留意しつつ、将来世代にも便益が及ぶ事業を中心に、地方交付税措置のある有利な起債を選択するなど、計画的かつ慎重に活用します。あわせて、官民連携や民間ノウハウの活用など、事業手法の多様化にも取り組みます。

（４）中長期的な視点に立った財政規律の確保

健全で持続可能な財政運営を将来にわたって維持していくためには、短期的な対応に偏ることなく、中長期的な視点に立った財政規律を確保することが重要です。

このため、基金残高や地方債残高、公債費、実質公債費比率、経常収支比率などの財政指標を活用し、財政状況の的確な把握と見える化を図るとともに、将来負担を意識した財政運営を行います。

また、公共施設やインフラについては、公共施設等総合管理計画との整合を図りながら、保有量の適正化、長寿命化、統廃合や多機能化等を含めた計画的な管理を進め、将来的な財政負担の平準化と行政サービスの持続的な提供を図ります。

## ６　ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の推進

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）（以下「SDGs」という。）は、平成 27（2015）年９月の国連サミットにおいて採択された、令和 12（2030）年を期限とする国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現を目指し、17 の目標と 169 のターゲットから構成されています。

我が国においては、平成 28（2016）年に政府内に「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」が設置され、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」に基づき、国・地方を通じた取組が推進されています。特に地方自治体においては、各種計画や戦略の策定・推進にあたり、SDGs の視点を反映することが求められています。

本町においても、本総合振興計画に基づくまちづくりは SDGs の理念と方向性を共有するものであり、計画の推進を通じて SDGs の達成に寄与するものです。

このため、本計画では、基本目標の下に位置付けられる各政策について、関連する SDGs の目標を整理し、施策体系との関係を明確にしています。

なお、SDGs の目標の表示については、施策との関係が特に強いものに絞り、簡潔で分かりやすい見せ方とし、次節「基本目標と政策の体系（施策の大綱）」において、各政策に対応する SDGs の目標をアイコンにより示します。

## 7　基本目標と政策の体系（施策の大綱）

### 基本目標１　子ども・若者が健やかに育ち、学びを深められるまち

#### 政策 1-1　安心して子どもを産み育てることができる環境の充実

少子化や人口減少が進行する中、特に過疎地域に位置する本町においては、妊娠・出産・子育てをめぐる環境の変化が、若い世代の将来設計や定住意向に大きな影響を及ぼしています。核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などを背景に、妊産婦や子育て世帯が不安や悩みを抱え込みやすい状況が生じており、安心して子どもを産み育てられる環境づくりは、まちの持続的発展に向けた重要な基盤となっています。

北海道総合計画などにおいても、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築や、地域全体で子どもと家庭を支える仕組みづくりの重要性が示されており、本町においてもこれらの考え方を踏まえた取組が求められています。

本政策では、妊娠期から出産、乳幼児期、子育て期までの各段階に応じて、医療・保健・福祉・教育が連携した伴走型支援を推進し、心身のケアや育児不安への対応、経済的負担の軽減といった支援を通じて、必要な支援が確実に届く体制の充実を進めます。

また、保育サービスと子育て相談支援を一体的に捉え、多様化する家庭の状況や働き方に対応した柔軟で利用しやすい支援環境を整備し、早期相談や継続的な支援につなげることで、家庭の孤立防止や児童虐待の未然防止にも取り組みます。

さらに、乳幼児期からの質の高い保育・幼児教育環境の確保や、放課後を含めた子どもの居場所づくり、地域による見守り体制の充実を通じて、家庭・学校・地域が連携し、地域全体で子どもの成長を支える子育て基盤の強化を図ります。

これらの取組を総合的に進めることで、妊娠・出産期に「このまちで産み育てたい」と感じられる安心感を高め、子どもと子育て家庭が将来に希望を持って暮らし続けられるまちづくりを目指します。

**関連する行政計画**

・苫前町子ども子育て支援事業計画

#### 政策 1-2　学校教育の充実と学びの質の向上

少子化や人口減少が進行する中、本町の学校教育を取り巻く環境は大きく変化しており、児童生徒数の減少に伴う小規模校や複式学級を前提とした教育の在り方が重要な課題となっています。小規模校は、児童生徒一人ひとりにきめ細かな指導が行き届きやすく、温かな人間関係を育みやすいといった特性がある一方で、学習や体験の機会の確保に工夫を要する側面もあります。

北海道総合計画などにおいても、こうした地域特性を踏まえ、小規模校の強みを活かしながら、持続可能な教育環境を確保し、学びの質を高めていくことの重要性が示されています。本町においても、これらの考え方を踏まえ、将来を見据えた学校教育の充実が求められています。

本政策では、小規模校の特性を最大限に活かした教育活動を推進するとともに、学校教育を支える基盤の整備や教育体制の強化を図り、子どもたちが将来にわたり安定して学び続けられる教育環境の確保を進めます。また、教育環境のデジタル化や業務の効率化を進めることで、教職員が子どもと向き合う時間を確保し、教育の質の向上につなげます。

さらに、基礎的・基本的な学力の確実な定着を基盤とし、ICT や多様な学習手法を効果的に活用することで、学校規模や地域条件に左右されない学習機会の充実を図ります。不登校や特別な配慮を要する児童生徒への支援についても、関係機関と連携しながら一人ひとりの状況に応じた対応を行い、誰一人取り残さない学びの保障を進めます。

これらの取組を通じて、子どもたちが自ら学ぶ力を育み、将来に向けて必要な資質・能力を身につけるとともに、「このまちで学んでよかった」と実感できる教育環境の実現を目指します。

**関連する行政計画**

・苫前町立学校働き方改革推進計画
・苫前町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画

## 政策 1-3　若者の育成支援と地域定着の促進

進学や就職を機に多くの若者が町外へ転出する傾向が続く中、本町の将来を担う人材を育成し、地域とのつながりを保ちながら定着を促進していくことは、人口減少対策と地域活力の維持の両面から極めて重要です。北海道総合計画などにおいても、若者のキャリア形成支援や地域定着の促進は、持続可能な地域づくりの中核的な取組として位置付けられています。

本政策では、若者が自らの適性や関心を理解し、将来像を主体的に描けるよう、学校段階に応じた体系的なキャリア形成支援と進路・就業に関する取組を推進します。あわせて、地域産業や職業に触れる機会、働く大人と出会う機会を通じて、地域で学び、働く意義や魅力を実感できる環境づくりを進めるとともに、若者を取り巻く学校、家庭、地域、事業者等の関係者や外部機関との連携を通じた支援体制の充実を図ります。

また、北海道苫前商業高等学校の特色ある教育活動を支援し、地域に根ざした学びの拠点としての魅力向上を図ることで、地域人材の育成と将来の地域とのつながりの維持・強化につなげます。

さらに、若者の地域定着に向けては、就労や住環境、生活基盤の整備をはじめとする取組を総合的に進めるとともに、地元就職の促進や U・I ターンの受入体制を強化します。加えて、関係人口の考え方を踏まえ、移住に至る前段階から地域と継続的に関われる仕組みを構築し、交流や地域活動への参加を通じて、若者が地域への愛着を深められる機会を創出します。こうした段階的な関わりを支える取組は、将来的な帰還や定住の可能性を高めるとともに、地域に新たな視点や活力をもたらします。

これらの取組を総合的に推進することで、若者が「このまちで学び、働き、暮らしたい」と感じられる魅力ある環境を整え、将来にわたって人と地域がつながり続ける持続可能なまちづくりを目指します。

## 基本目標２　産業の活力を高め、働く場とにぎわいを創出するまち

### 政策 2-1　農林水産業の持続的発展の推進

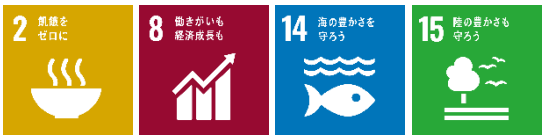


本町の農林水産業は、地域経済や雇用を支える基幹産業であるとともに、自然環境や景観、地域文化を将来世代へ引き継ぐ重要な役割を担しています。しかし、人口減少や担い手の高齢化・後継者不足に加え、資材や燃料費の高騰、気候変動による生産環境の不安定化により、農林水産業を取り巻く環境は厳しさを増しています。地域資源を活かした一次産業の持続的発展と、経営の安定化・高付加価値化を一体的に進めるため、農業・林業・水産業それぞれの特性を踏まえつつ、経営基盤の強化と収益性向上を図り、将来にわたって持続可能な産業として成り立つ体制の確立を目指します。

農業分野では、農産物の品質向上や認証取得、６次産業化や地産地消の推進により付加価値を高めるとともに、スマート農業技術の導入や省力化を進め、経営の安定と労働負担の軽減を図ります。また、農地の保全・集積・集約や農業基盤の計画的整備を進め、災害や気候変動にも対応できる生産体制を構築します。

林業分野では、森林資源の適正な管理と計画的な施業を通じて資源の循環利用を促進し、地域材の利用拡大や木質バイオマス活用など需要創出に向けた取組を進めます。併せて、林業の担い手確保や技能継承、就業環境の改善を図り、環境と経済の両立に資する林業・木材産業の振興に取り組みます。

水産業分野では、水産資源の適切な管理と持続可能な利用を基本とし、生産性向上や所得安定に向けた支援を行うとともに、漁港や関連施設の計画的整備により安全で効率的な操業環境を整えます。さらに、水産物の付加価値向上や販路拡大を通じて経営力の強化を図り、担い手が将来に希望を持てる水産業の確立を進めます。

これらの取組を総合的に推進することで、農林水産業が地域に根ざした成長産業として発展し、自然と共生しながら安定した雇用と所得を生み出す、持続可能な産業構造の確立を目指します。

**関連する行政計画**

・苫前町農業振興計画
・農業経営基盤の強化の促進に関する計画
・苫前町地産地消・食育推進計画
・苫前町酪農生産近代化計画
・苫前町有害鳥獣被害防止計画
・苫前町森林整備計画
・地域森林計画
・苫前地区特定漁港漁場整備事業計画
・苫前地域マリンビジョン

## 政策 2-2　地域経済の活性化と商工業の振興

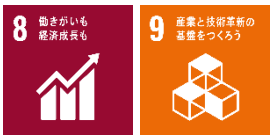


人口減少や高齢化の進行、消費行動や流通構造の変化により、本町の地域経済は縮小傾向にあり、町内で生み出された所得や付加価値が町外へ流出しやすい構造が課題となっています。北海道総合計画などにおいても、地域資源を活かし、地域内で「稼ぎ、回す」経済循環の強化が、持続可能な地域づくりの重要な視点として示されています。

本政策では、商工業を核に、農林水産業や観光など多様な産業との連携を促進し、地域内経済循環の拡大を通じて、地域経済の活性化と商工業の振興を図ります。地域内での消費や取引を意識した取組を進め、町民や事業者が地域経済の担い手として主体的に関わる意識を高めるとともに、地元事業者の利用促進や地域内調達の拡大により、町内での付加価値創出を進めます。

また、農商工連携による商品・サービスの開発や地域資源を活かした新たな需要創出を支援し、交流人口や観光消費が地域経済へ効果的に波及する仕組みづくりに取り組みます。あわせて、商店街や地域拠点の魅力向上を図り、日常の買い物や交流の場としての機能を高めることで、地域ににぎわいを生み出します。

中小企業・小規模事業者については、地域雇用や生活サービスを支える重要な存在であることを踏まえ､変化する経営環境に対応できる持続的な経営基盤の強化を進めます。経営相談や伴走型支援を通じて、経営力や生産性の向上、販路開拓、デジタル化への対応を支援するとともに、人材確保や人材育成、事業承継や創業支援を総合的に推進します。さらに、外国人材の受入れ環境整備や働き方改革、働きやすい職場環境づくりを通じて、多様な人材が活躍できる環境を整え、事業の継続と発展を支えます。

これらの取組を一体的に進めることで、地域経済の基盤を強化し、町内に安定した雇用と所得を生み出すとともに、活力とにぎわいのある持続可能な地域経済の実現を目指します。

**関連する行政計画**

・苫前町導入促進基本計画（中小企業等経営強化法）

## 政策 2-3　観光振興と交流人口の拡大

本町は、豊かな自然環境や食、温泉、歴史・文化など多様な地域資源を有しており、観光は地域経済の活性化や雇用創出に寄与する重要な産業の一つです。一方で、旅行者の価値観や行動様式が多様化する中、単に観光資源を有するだけでは選ばれる地域となりにくく、地域資源の魅力を高め、分かりやすく伝えていく取組が求められています。北海道総合計画などにおいても、地域資源を活かした体験型・滞在型観光の推進や、交流人口・関係人口の拡大を通じた地域活力の維持・向上が重要な視点として示されています。

本政策では、地域資源の価値を再評価し、自然や暮らし、文化といった本町ならではの魅力を体験として提供する観光コンテンツの充実を図るとともに、滞在時間の延長や再訪につながる観光誘客力の強化を進めます。あわせて、デジタル技術を活用した効果的な情報発信やシティプロモーションを推進し、国内外の多様な層に向けて本町の魅力を発信します。

また、観光施設や案内機能、二次交通などの受入環境の整備や人材育成に取り組み、来訪者の満足度向上と観光消費の拡大を図ります。

さらに、観光振興を一過性の誘客にとどめることなく、交流人口を地域と継続的に関わる関係人口へと発展させる視点を重視します。二地域居住や滞在型交流の促進、地域活動や産業への参画機会の創出を通じて多様な関わり方を提示し、段階的な関係構築を支える受入体制の整備を進めます。あわせて、都市住民や企業、教育機関との連携を通じ、関係人口が地域経済やコミュニティの担い手として活躍できる環境づくりを推進します。

これらの取組を総合的に進めることで、観光を起点とした交流の拡大と地域への関わりの深化を図り、にぎわいと活力が持続するまちづくりを目指します。

**関連する行政計画**

・苫前町観光ビジョン

## 基本目標３　地域で支え合い、誰もが安心して暮らし続けられるまち

### 政策 3-1　健康づくりと保健医療体制の充実

人口減少と高齢化が進行する本町において、住民一人ひとりが心身ともに健康で、安心して暮らし続けられる環境を確保することは、地域の持続的な発展を支える重要な基盤です。とりわけ、過疎地域に共通する健康課題の多様化・複雑化や、医療資源の制約、通院負担の増大といった状況は、住民の生活の質や将来への安心感に大きな影響を及ぼしています。

本町においても、世代や生活環境の違いにより、健康意識や行動に差が生じ、健康づくりに参加しにくい層が生まれることで、将来的な健康格差や医療・介護負担の増加につながるおそれがあります。また、心身の不調が顕在化しにくいまま深刻化することへの対応も、重要な課題となっています。

こうした課題に対応するためには、疾病への対応にとどまらず、生涯を通じて健康を維持・向上させる視点に立ち、住民が主体的に健康づくりに取り組める環境を整えることが求められます。ライフステージや生活状況に応じた支援を進めるとともに、地域のつながりを活かしながら、誰もが無理なく健康づくりに関われる仕組みを構築し、健康寿命の延伸を図ります。

あわせて、住民が必要なときに適切な医療につながることができる体制を維持・充実させることも不可欠です。限られた医療資源を有効に活かしながら、関係機関が連携し、役割分担を明確にした地域医療提供体制を構築することで、住民の不安を軽減し、安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

これらの取組を通じて、健康づくりと医療が一体となって住民の暮らしを支え、誰もが住み慣れた地域で健やかに生活を続けられるまちの実現を目指します。

**関連する行政計画**

・苫前町国民健康保険データヘルス計画及び特定健康診査等実施計画
・苫前町いのちを支える自殺対策計画

## 政策 3-2　高齢者福祉・介護サービスの充実と地域支援体制の強化

高齢化の進行に伴い、要介護認定者の増加や介護ニーズの多様化が進む中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境を整えることは、本町にとって重要な課題です。

本町では、介護サービスに対して、量の確保にとどまらず、個々の状況に応じた質の高い支援が求められる一方、介護人材の不足や事業所の経営環境の厳しさなどから、将来にわたって安定したサービス提供体制を維持していくことが課題となっています。

また、制度やサービス内容が十分に理解されていないことにより、支援が必要であっても適切な利用につながらない場合があるほか、家族介護者に過度な身体的・精神的負担が生じるおそれもあります。高齢者本人とその家族を含め、介護を社会全体で支える視点に立った支援体制の構築が重要です。

さらに、住み慣れた地域での暮らしを継続するためには、医療・介護・福祉・生活支援が切れ目なく連携する地域包括ケア体制の充実が不可欠です。分野や機関ごとに支援が分断されることのないよう、関係機関の連携や役割分担を明確にし、地域全体で高齢者を支える体制を強化していく必要があります。

本政策では、介護サービスの質と提供体制の充実、介護予防や社会参加の促進、相談支援や介護者支援の充実を図るとともに、地域包括ケア体制の強化を一体的に進めます。これらの取組を通じて、高齢者一人ひとりの尊厳が守られ、地域全体で支え合いながら、安心して暮らし続けられる持続可能な地域づくりを目指します。

**関連する行政計画**

・苫前町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

## 政策 3-3　共生社会の実現と生活支援体制の充実

人口減少や少子高齢化の進行、家族形態や地域のつながりの変化を背景に、年齢や障がいの有無、生活状況にかかわらず、誰もが地域の一員として尊重され、安心して暮らし続けられる共生社会の実現が求められています。支援を必要とする人が増加する一方で、課題は多様化・複合化しており、画一的な対応では十分に応えられない状況が見られます。

障がいのある人に対しては、本人の意思や希望を尊重しながら、生活や就労、社会参加に関する支援を一体的かつ継続的に提供し、地域における自立と社会参加を支えてい

くことが重要です。一方で、制度や支援へのアクセスのしにくさ、就労や社会参加の機会の不足、障がいに対する理解不足などが、本人や家族の負担や社会的孤立につながるおそれがあります。

また、高齢者や障がいのある人、生活困難を抱える世帯などが孤立しやすい状況が広がる中で、地域における見守りや生活支援の重要性が高まっています。単身世帯の増加や地域のつながりの希薄化により、困りごとや支援ニーズが顕在化しにくく、必要な支援につながらないまま生活上のリスクが深刻化するおそれもあります。本政策では、障がいのある人への包括的な支援を進めるとともに、地域住民、関 係団体、行政が連携し、見守り、相談、生活支援、権利擁護を一体的に推進することで、誰もが孤立することなく必要な支援につながり、地域の中で役割や生きがいを持って暮らし続けられる共生社会の実現と、持続可能な生活支援体制の構築を目指します。

**関連する行政計画**

・苫前町障がい者計画（苫前町障がい福祉計画及び苫前町障がい児福祉計画）
・苫前町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

## 基本目標４　地域コミュニティの力を育み、文化と交流が息づくまち

### 政策 4-1　地域コミュニティ活動の活性化と協働の推進

人口減少や高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化が進む中で、地域コミュニティは、住民同士の支え合いにとどまらず、地域課題の解決や防災・防犯、交流の促進など、暮らしを支える基盤として重要な役割を担っています。本町では、町内会や自治組織、各種地域団体を中心に、清掃活動や行事運営、見守り活動などが行われ、地域の安全・安心や交流の促進に寄与してきました。

一方で、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域活動の担い手不足や役員の固定化、活動の継続性の確保といった課題が顕在化しています。特に、若者世代や現役世代、子育て世代の参加が限られていることから、参加人口の拡大や多様な人材の参画を促す取組が求められています。また、地域活動に関心を持ちながらも、参加のきっかけが分からない、活動内容や意義が十分に共有されていないといった状況も見られ、情報発信の工夫や関わりやすい環境づくりが必要となっています。

さらに、地域課題が多様化・複雑化する中で、行政だけで対応することには限界があり、住民や地域団体、事業者など多様な主体が連携し、協働して地域運営に取り組むことの重要性が高まっています。住民が地域づくりの主体として参画するためには、行政情報の分かりやすい提供や、意見・提案が地域づくりに生かされる仕組みの構築、多様な参画手法の導入が不可欠です。

本政策では、地域コミュニティ活動への参加の裾野を広げ、誰もが無理なく関われる環境を整備することで、地域における支え合い基盤の強化を図るとともに、住民と行政の協働を推進し、地域の創意工夫を生かした持続可能な地域運営力の向上を目指します。

## 政策 4-2　文化・芸術の振興と生涯学習・スポーツの推進

文化・芸術、生涯学習、スポーツは、住民一人ひとりの心身の充実を支えるとともに、地域への誇りや愛着を育み、人と人とのつながりを深める重要な要素です。人口減少や高齢化が進む本町においては、これらに日常的に親しむことができる環境を整え、世代や立場を超えた交流を生み出していくことが、地域の活力を維持・向上させる上で一層重要となっています。

地域に受け継がれてきた文化や芸術、伝統行事、文化財・歴史資料は、地域の個性や魅力を形づくる貴重な資源です。一方で、担い手の高齢化や後継者不足などの課題を踏まえ、これらを将来にわたって継承していくためには、保存にとどまらず、活用や発信を通じて地域内外の関心や参加を促し、交流や次世代への継承につなげていく視点が求められています。

また、生涯学習は、年齢や生活環境にかかわらず学び続ける機会を保障することで、個人の自己実現や生活の質の向上に寄与するとともに、地域活動や社会参画の担い手を育む基盤となります。多様化する学習ニーズや社会環境の変化を踏まえ、学びの成果が地域づくりに生かされる循環を生み出していくことが重要です。

スポーツについても、競技や健康づくりにとどまらず、誰もが楽しみながら参加できる活動として、世代を超えた交流や地域の一体感を育む役割を担っています。ライフステージに応じて気軽に親しめる機会を確保し、日常生活の中にスポーツが自然に根付く環境づくりが求められています。

本政策では、文化・芸術、生涯学習、スポーツをそれぞれの特性を生かしながら相互に関連付けて推進し、住民が主体的に関わる機会を広げるとともに、学びや活動の成果が地域に還元され、次の担い手へとつながっていく好循環を創出します。これにより、心豊かで交流に満ちた持続可能な地域社会の形成を目指します。

**関連する行政計画**

・苫前町社会教育中期計画
・苫前町子どもの読書活動推進計画

## 政策 4-3　交流促進と多文化共生の推進

人口減少や高齢化が進行する中にあっても、地域の活力を維持・向上させていくためには、人と人とのつながりを広げ、多様な価値観を尊重し合える地域社会を形成していくことが重要です。地域内外における交流の促進は、住民相互の理解や地域への愛着を深めるとともに、新たな発想や活動を生み出す契機となり、地域の持続性を支える基盤となります。

本町では、これまで地域行事や各種交流事業、学校や団体を通じた取組が行われてきましたが、社会環境の変化を踏まえると、世代や立場を超えて多様な人々が関わり続けられる交流の在り方が求められています。今後は、地域資源を生かした魅力ある交流の

創出や、地域内外の人々が継続的に関わり合える仕組みづくりを通じて、交流の広がりと定着を図る必要があります。

また、町外との交流は、交流人口や関係人口の創出を通じて、地域の活性化や人材循環につながる重要な取組です。友好都市である三重県桑名市との交流をはじめとした地域間交流を継続的に発展させ、その意義や成果を住民全体で共有しながら、地域の魅力や価値の向上と人材循環の促進につなげていくことが重要です。

一方、外国人住民をはじめ、多様な背景を持つ人々が地域で安心して暮らすためには、多文化共生の視点に立った取組が不可欠です。言語や生活習慣の違いに対する不安を軽減し、必要な情報や相談につながりやすい環境を整えるとともに、国際理解や多文化理解を深める取組を通じて、地域全体の受容力を高めていくことが求められます。さらに、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの推進を図り、性別や国籍、年齢などにかかわらず、誰もが地域活動や社会参画に関われる環境づくりを進めることが重要です。

これらの取組を総合的に推進することで、多様な人々が交流を通じて互いを尊重し合い、地域と継続的に関わり続けることができる、開かれた包摂的な地域社会の実現を目指します。

**関連する行政計画**

・苫前町男女共同参画推進計画

## 基本目標５　安全・安心で快適に暮らせる、持続可能なまち

### 政策 5-1　防災・減災対策と安全・安心な生活環境の確保

自然災害や事故、犯罪などの様々なリスクから住民の生命と暮らしを守り、誰もが安全・安心に生活できる環境を確保することは、持続可能な地域づくりの基盤です。人口減少や高齢化、インフラの老朽化が進む中、本町では災害時だけでなく日常生活においても安全を維持・強化する取組が重要な課題となっています。

防災・減災の分野では、地震・津波、豪雨、暴風雪などの自然災害リスクを踏まえ、被害の未然防止や最小化を図ることが不可欠です。施設整備などのハード対策に加え、防災計画の充実、訓練の実施、情報伝達体制の強化といったソフト対策を一体的に進めることで、地域全体の災害対応力を高める必要があります。特に、高齢者や障がいのある人など、災害時に配慮を要する住民が増える中で、誰もが適切に行動できる支援体制や情報提供の仕組みづくりが重要です。

また、消防・救急体制は広域連携を活かし、迅速かつ的確に対応できる体制の維持・強化が求められます。防犯や交通安全の分野では、地域のつながりや見守りを基盤に、事故や犯罪の未然防止を図るとともに、年齢や生活環境など各住民の特性に応じた対策を講じる必要があります。さらに、高齢者を中心とした消費者被害の防止や相談体制の充実も、生活の安心を支える重要な取組です。

これらの取組を、行政のみならず住民、地域組織、関係機関が連携して推進することで、災害時にも平時にも強い、安全・安心な生活環境を整え、住民が将来にわたって安心して暮らし続けられるまちを目指します。

**関連する行政計画**

・苫前町地域防災計画
・苫前町国民保護計画
・苫前町交通安全計画

## 政策 5-2　公共交通・生活基盤・住環境の整備と利便性向上

日常生活を支える移動環境は、通院や買い物、通学、行政手続などに直結し、暮らしの質や定住意欲に大きく影響します。しかし、町内では自家用車への依存度が高く、人口減少や高齢化の進展により、従来の公共交通の維持が難しくなっており、地域実情や利用ニーズに応じた持続可能な交通体系の構築が課題となっています。

また、道路、上下水道、情報通信基盤などの生活基盤施設は、町民の安全・安心で快適な暮らしや産業活動を支える基盤です。老朽化への対応や災害に強い基盤づくりを計画的に進めるとともに、人口減少下でも安定したサービス水準を確保するため、効率的な管理と中長期的な更新・長寿命化の取組が求められています。さらに、ブロードバンド環境や情報通信設備の整備・強靭化は、防災情報の伝達や医療・教育サービスの提供など、生活基盤として欠かせない要素です。

住環境については、老朽住宅や空き家の増加に伴う地域景観の低下や防災・防犯上の影響への対応が必要です。若年世帯や子育て世帯の定住促進のためには住宅の選択肢拡大や空き家活用の工夫が求められます。また、住宅のバリアフリー化や冬期の生活環境への配慮、移動しやすい住環境整備に加え、生活排水の適正処理や排水路の維持、害虫対策など、日常生活の安全・衛生を支える環境衛生の取組も、住環境の質を下支えする重要な要素です。

日々の暮らしを支える公共交通、生活基盤、住環境の取組は、必要に応じて相互の整備状況を踏まえながら進めます。併せて、住民参加の視点を取り入れつつ、総合的に施策を展開することで、誰もが安心・快適に暮らせる生活環境の形成を目指します。

**関連する行政計画**

・苫前町地域公共交通計画
・苫前町橋梁長寿命化修繕計画
・苫前町公営住宅等長寿命化計画
・苫前町空家等対策計画

## 政策 5-3　環境保全と持続可能な資源循環型社会の形成

本町は、豊かな自然環境に恵まれ、その価値が暮らしや産業、地域の魅力を支える重要な基盤です。一方で、地球温暖化や資源制約の進行を踏まえ、環境保全と脱炭素、資源循環を進めることは、持続可能な地域づくりの前提です。自然資源の保全と活用、再

生可能エネルギーの地域共生、循環型社会の形成は、町の将来像の実現に欠かせない視点です。

自然環境や景観、生物多様性の維持は、地域の持続性や防災・減災機能、生活環境の質の向上にもつながる重要な取組です。そのため、多面的な価値を踏まえた保全の実施や、地域・住民が主体的に関わる理解・意識の向上が求められます。学習機会や情報発信を通じ、住民の主体的な環境行動を促すことも重要です。

再生可能エネルギーの導入や省エネルギー施策は、地域の持続可能性を高める上で不可欠です。本町は風力発電に代表される導入実績がありますが、自然環境や景観、生物多様性との調和を図りつつ、地域の理解と合意形成を進めることが引き続き重要です。

廃棄物の適正処理と資源循環の推進は、快適な生活環境の維持や環境負荷の低減に直結する取組です。人口減少や生活様式の変化に伴う処理コストや協力体制の維持が求められる中、発生抑制や分別徹底、再資源化の推進など、持続可能な資源循環の仕組みづくりが必要です。広域連携や地域協力を維持し、住民や事業者が主体的に関わる取組を進めることで、循環型社会の形成と快適な生活環境の確保を両立します。

こうした環境保全、脱炭素、資源循環の取組を総合的に進めることで、環境負荷の低減と地域価値の向上を図り、将来世代に引き継ぐ持続可能な環境と暮らしを確保するとともに、環境と共生する地域社会の形成を目指します。

**関連する行政計画**

・苫前町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）
・苫前町再生可能エネルギー導入推進計画
・一般廃棄物処理計画
・苫前町災害廃棄物処理計画
・苫前町生活排水処理基本計画
・羽幌地域循環型社会形成推進地域計画
・羽幌町外２町村衛生施設組合ごみ処理基本計画
・容器包装廃棄物に係る分別収集計画

## 政策 5-4　効率的で持続可能な行政運営と広域連携の推進

人口減少や少子高齢化が進む中でも、町民一人ひとりが安心して暮らし続けられるまちを維持するためには、限られた財源や人材を有効に活用する効率的で持続可能な行政運営が不可欠です。行政は、従来の枠組みにとらわれず、社会情勢や住民ニーズの変化を的確に捉え、柔軟かつ計画的に施策を展開する姿勢が求められます。特に、財政健全化や事務事業の選択と集中を進め、施策の成果や効果を検証しながら、行政資源を最適に配分することが重要です。

DX や ICT の活用は、行政運営の効率化や住民サービスの質向上に大きな可能性をもたらします。業務プロセスの見直しや情報共有の円滑化を図り、窓口業務やオンライン手続の充実を進めることで、誰もが利用しやすいサービス提供体制を整えます。併せて、

職員一人ひとりの専門性や対応力を高め、組織全体として変化に柔軟に対応できる体制づくりを進めます。

また、単独の自治体だけで多様化・高度化する行政課題に対応することが難しくなる中、広域連携の重要性は一層高まっています。医療・福祉、防災、交通、廃棄物処理など、広域的な視点での対応が効果的な分野では、近隣自治体や関係機関との連携を深化させ、役割分担や共同実施による相互補完体制を構築します。国や北海道との連携を通じた制度や財源の活用も図り、広域連携の成果を住民に分かりやすく示すことで、理解と信頼を得ながら取組を進めます。

これらの取組を通じて、効率性と持続性を両立した行政運営と、広域的な協力による行政機能の強化を実現し、安定した住民サービスを提供できる体制の確立を目指します。

**関連する行政計画**

・苫前町公共居施設等総合管理計画

# 第４章

# 基本計画
# （分野別施策の展開）

# 第４章　基本計画（分野別施策の展開）

## １　基本計画の考え方

基本計画は、基本構想において示した本町の将来像及び基本目標の実現に向け、町が取り組む政策及び施策を分野別に体系化するものです。

第３章で整理した基本目標及び政策の基本的方向（施策の大綱）を踏まえ、各分野における政策（大分類）及び施策（中分類）を明確に位置付けることで、分野別施策の全体像を示します。これにより、中長期的な視点に立った重点施策の方向性を共有し、総合的かつ計画的な行政運営を推進します。

基本計画は、計画期間を通じた施策展開の指針として位置付けるものであり、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつも、施策体系の一貫性を確保しながらまちづくりを進めるための枠組みとなります。

なお、具体の事務事業及び実施内容については、本計画を踏まえ策定する実施計画において整理します。

このように、基本計画は、将来像及び基本目標を施策体系へと具体化し、実施計画へと展開する中核的な計画として、本町のまちづくりを着実に推進する役割を担います。

## ２　分野別施策の体系

### 基本目標１　子ども・若者が健やかに育ち、学びを深められるまち

### 政策 1-1　安心して子どもを産み育てることができる環境の充実

#### 施策 1-1-1　妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実

**現状と課題**

本町では、少子化や人口減少の進行により、妊娠・出産・子育てを取り巻く環境が大きく変化しています。核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化などを背景に、子育てに関する悩みや不安を家庭内で抱え込みやすい状況が生じており、妊産婦や子育て世帯の孤立が懸念されています。特に、妊娠期から出産、乳幼児期にかけては心身の変化が大きく、育児への不安や負担感が高まりやすい時期であることから、早期から継続的に寄り添う支援の重要性が高まっています。

本町では、母子保健事業や各種相談支援を通じて一定の支援を行ってきましたが、医療・保健・福祉・教育など関係機関の連携強化や、支援が必要な家庭を確実に把握し、適切な支援につなげていく仕組みの充実が課題となっています。また、産前産後の心身のケアや育児不安への対応、養育環境に課題を抱える家庭への支援など、よりきめ細かな対応が求められています。

さらに、妊娠・出産・子育てに伴う経済的負担や、制度・サービスに関する情報の分かりにくさも、安心して子どもを産み育てる上での障壁となっています。定住促進や少子化対策の観点からも、妊娠・出産期に「このまちで産み育てたい」と感じられる安心感を高めることが重要であり、早期相談の促進と切れ目のない伴走型支援を充実させ、すべての家庭が安心して子育てをスタートできる環境づくりを進めていく必要があります。

**施策の方針**

妊娠期から出産、乳幼児期、子育て期までの各段階において、医療・保健・福祉・教育が連携した切れ目のない伴走型支援体制を構築し、心身のケアや育児不安への対応、経済的負担の軽減を通じて、すべての家庭が安心して子どもを産み育てられる環境づくりを推進します。

**主な施策の内容**

・妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談・支援体制の構築
・妊産婦の健康管理支援と母子保健サービスの充実
・産後ケア事業の充実による育児不安・負担の軽減
・乳幼児健診から支援につなぐ早期発見・早期対応の推進
・子育て家庭の経済的負担軽減に向けた支援制度の充実

#### 施策 1-1-2　保育・相談支援サービスの充実による子育て家庭支援の強化

**現状と課題**

少子化や家族形態、働き方の多様化が進む中で、保育や子育て相談に対するニーズは年々複雑化しています。本町では、保育サービスや子育て相談を通じて子育て家庭を支えてきましたが、共働き世帯の増加や家庭ごとの事情の多様化により、より柔軟で利用しやすい支援体制が求められています。

また、育児不安や家庭内の悩み、子どもの発達や生活に関する相談など、相談内容は幅広くなっており、相談先が分かりにくい、相談につながるきっかけがないといった理由から、支援が必要であっても孤立してしまう家庭も見られます。早期の相談と適切な支援への接続は、家庭の安心感を高めるだけでなく、課題の深刻化や児童虐待の未然防止にもつながる重要な取組です。

さらに、支援が必要な家庭への対応にあたっては、行政内部の連携だけでなく、医療機関や関係機関との情報共有と役割分担が不可欠であり、専門性を活かした支援体制の強化が課題となっています。保育サービスと相談支援を一体的に捉え、子育て家庭の状況に応じた支援を切れ目なく提供することで、安心して子育てできる環境を整えていく必要があります。

**施策の方針**

保育サービスと子育て相談支援を一体的に充実させ、家庭の状況や子どもの成長段階に応じたきめ細かな支援を行うとともに、関係機関との連携を強化し、子育て家庭が安心して悩みを相談し、必要な支援につながる体制づくりを推進します。

**主な施策の内容**

・多様な保育ニーズに対応した保育サービス提供体制の整備
・子育て相談支援体制の充実と相談しやすい環境づくり
・児童虐待の未然防止・早期対応に向けた支援体制の強化
・関係機関が連携した要支援家庭への継続的支援の推進
・子育て支援制度・サービスに関する情報提供と利用促進

### 施策 1-1-3　保育・幼児教育環境の充実と地域子育て基盤の強化

**現状と課題**

子どもの健やかな成長には､乳幼児期からの質の高い保育･幼児教育環境が重要です。本町では、保育・幼児教育の提供に努めてきましたが、少子化の進行や施設・人材の確保、将来を見据えた運営体制の維持など、環境整備に関する課題が生じています。

また、放課後や長期休業期間において、子どもが安全で安心して過ごせる居場所の確保や、遊びや交流、学びの機会を充実させることも重要となっています。家庭だけでなく、地域全体で子どもを見守り育てる視点を持ち、子育て家庭を支える環境づくりを進めることが求められています。

保育・幼児教育と放課後支援を含めた子育て環境を総合的に整備することは、子育てしやすいまちづくりにつながり、将来的な定住促進にも寄与します。子どもの成長段階に応じた支援を行いながら、安心して子育てができる地域環境の充実を図る必要があります。

**施策の方針**

保育・幼児教育の質と安全性を確保するとともに、放課後を含めた子どもの居場所づくりや地域による見守り体制を充実させ、家庭・学校・地域が連携して子どもの成長を支える地域子育て基盤の充実を図ります。

**主な施策の内容**

・保育・幼児教育施設の計画的整備と教育・保育の質の向上

・放課後における子どもの居場所づくりと見守り体制の充実
・地域子育て支援拠点機能の強化
・地域ぐるみで子どもを育てる子育てコミュニティの形成促進

## 政策 1-2　学校教育の充実と学びの質の向上

### 施策 1-2-1　教育環境・学習基盤の充実と教育体制の強化

**現状と課題**

本町では、児童生徒数の減少により、小規模校や複式学級が中心となっています。小規模校は、児童生徒一人ひとりに目が届きやすく、温かな人間関係を築きやすいといった利点がある一方で、教育課程の選択肢や学習機会が限られやすいといった課題も抱えています。

また、学校施設の老朽化への対応や、ICT 機器の更新・維持管理、教職員の業務負担軽減など、教育環境を支える基盤整備の重要性が高まっています。子どもたちが安心して学び続けるためには、施設面・環境面の安全性確保とともに、学習基盤を計画的に整備していく必要があります。

教育の質を安定的に確保するためには、小規模校の特性を活かしながら、持続可能な教育環境づくりを進め、将来にわたって子どもたちが「ここで学んでよかった」と感じられる学習環境を整えることが求められています。

**施策の方針**

小規模校の特性を活かした教育を推進しつつ、学校施設や ICT 環境の計画的な整備、校務の効率化を進めることで、子どもたちが安全・安心に学び、教職員が教育活動に専念できる持続可能な教育環境を整備します。

**主な施策の内容**

・小規模校の特性を活かした教育活動の推進
・学校施設の計画的整備と安全・安心な学習環境の確保
・教育 ICT 環境の整備と効果的な活用の推進
・学校における働き方改革の推進による教職員の勤務環境の改善

### 施策 1-2-2　学習機会の多様化と学力・学びの質の向上

**現状と課題**

子ども一人ひとりが将来に向けて必要な力を身につけるためには、基礎的・基本的な学力の確実な定着と、多様な学習機会の提供が重要です。本町では、少人数教育の利点を活かした指導が行われていますが、学習内容や学び方の多様化への対応が課題となっています。

ICT やデジタル教材、遠隔学習などの活用により、学校規模を超えた学習機会の確保が可能となる一方で、効果的な活用方法の定着や、情報活用能力・情報モラルの育成が求められています。

また、不登校やいじめ、特別な配慮を要する子どもへの対応など、誰一人取り残さない学びの保障も重要な課題です。子どもの状況に応じたきめ細かな支援を行いながら、学力向上と学びの質の向上を両立させる取組が必要です。

**施策の方針**

基礎的・基本的な学力の定着を基盤とし、ICT や多様な学習手法を活用して学習機会を拡充するとともに、不登校や特別な配慮を要する子どもへの支援を充実させ、すべての子どもが自分らしく学べる環境づくりを進めます。

**主な施策の内容**

・基礎的・基本的学力の定着に向けた指導の充実
・ICT・デジタル教材を活用した学習効果の向上
・遠隔学習等を活用した学習機会の確保
・不登校・特別な配慮を要する児童生徒への支援体制の充実

## 政策 1-3　若者の育成支援と地域定着の促進

### 施策 1-3-1　若者のキャリア形成を支える進路・就業支援の充実

**現状と課題**

進学や就職を機に多くの若者が町外へ流出する中で、地域との関わりを持ちながら将来を考える機会の充実が重要となっています。本町では、学校教育や地域活動を通じて一定の取組を行ってきましたが、進路相談や情報提供、キャリア教育の体系化など、より計画的な支援が求められています。

若者が自らの適性や希望を理解し、将来像を描くためには、地域産業や職業に触れる機会、働く大人と出会う機会が重要です。また、保護者への情報提供や相談体制の充実、外部機関との連携強化も課題となっています。

若者が主体的に進路を選択し、地域での学びや経験を将来につなげられる支援体制を構築することが必要です。

**施策の方針**

学校段階に応じた体系的なキャリア教育と進路・就業支援を充実させ、地域や産業との連携を通じて、若者が主体的に将来を描き、地域での学びや経験を活かせる環境づくりを推進します。

**主な施策の内容**

・学校段階に応じた体系的キャリア教育の推進
・進学・就職に関する相談・支援体制の充実
・地域産業への理解を深める職業体験・学習機会の充実
・北海道苫前商業高等学校の魅力化と教育活動支援

### 施策 1-3-2　若者の地域定着を促進する移住・定住支援の充実

**現状と課題**

若者の地域定着を進めるためには、就労、住環境、生活利便性、地域とのつながりといった要素を総合的に整える必要があります。本町では、U・I ターンの促進や定住支援に取り組んできましたが、若者の流出傾向は依然として続いています。

近年では、「移住」だけでなく、関係人口として地域と関わり続ける多様な関与の形も重要となっており、段階的な地域参加を支える仕組みづくりが求められています。若者

が地域に関心を持ち続け、将来的な帰還や定住につながる環境を整えることが、地域活力の維持に直結します。

若者が「暮らし続けたい」と感じられる魅力ある地域づくりを、長期的な視点で進める必要があります。

**施策の方針**

就労支援、住環境整備、交流機会の創出を一体的に進めるとともに、U・Iターンや関係人口の形成を促進し、若者が地域と継続的につながり、将来的な定住につながる環境づくりを推進します。

**主な施策の内容**

・若者の地元就職促進と雇用マッチング機能の強化
・U・Iターン促進に向けた移住・定住支援の充実
・関係人口の創出と継続的な関係づくりの推進
・若者の地域参画・交流機会の創出

## 基本目標２　産業の活力を高め、働く場とにぎわいを創出するまち

### 政策 2-1　農林水産業の持続的発展の推進

#### 施策 2-1-1　持続可能な農業経営の確立と収益性の強化

**現状と課題**

本町の農業は、地域経済と暮らしを支える基幹産業として重要な役割を担っており、これまで安全・安心な農産物の生産や地域資源を活かした取組を積み重ねてきました。一方で、資材価格や燃料費の高騰、気候変動による生産リスクの増大、市場競争の激化などにより、農業経営を取り巻く環境は厳しさを増しています。加えて、担い手の高齢化や後継者不足、労働力確保の困難化といった構造的課題も顕在化しており、安定した営農継続への不安が広がっています。

こうした中、単なる生産量の確保にとどまらず、品質向上や認証取得、６次産業化による付加価値創出､地産地消の推進など､収益性を高める取組が一層求められています。また、スマート農業技術や省力化機械の導入は、生産性向上と労働負担軽減の観点から期待される一方、導入コストや技術習熟の面で課題も残されています。さらに、農地の集積・集約や農業用水施設の維持管理、災害や気候変動への対応など、経営基盤を支える環境整備も不可欠です。

今後は、意欲ある農業者の挑戦を後押ししつつ、経営の安定化と持続性を高める支援を総合的に進め､地域農業を将来世代へつなぐ体制づくりが重要な課題となっています。

**施策の方針**

農業者の経営安定と収益性向上を図るため、品質向上や付加価値創出、スマート農業の導入、農地・生産基盤の整備を一体的に推進し、担い手が将来に希望を持って営農を継続できる持続可能な農業経営基盤の確立を目指します。

**主な施策の内容**

・農産物の高付加価値化と農業所得向上の推進
・スマート農業等の導入による省力化・生産性向上の推進
・農業経営の安定化と経営基盤強化の支援
・酪農・畜産の振興と生産基盤の強化
・有害鳥獣対策と農業被害防止体制の強化
・農地の保全・集積・集約と農業基盤の計画的整備
・担い手育成、新規就農者確保及び労働力確保の推進

#### 施策 2-1-2　森林資源の適切な管理と活用による林業・木材産業の振興

**現状と課題**

本町の森林は、木材資源の供給に加え、水源涵養や防災、環境保全など多面的な機能を有する重要な地域資源です。しかし、林業就業者の減少や高齢化、採算性の課題などにより、計画的な整備や更新が十分に進まない森林も見られ、資源循環の停滞が懸念されています。

本町では、森林組合等を中心とした施業体制のもと一定の森林整備が進められているものの、将来を見据えた施業の継続性や経営の安定性の確保が課題となっており、更新や資源循環が円滑に進みにくい状況にあります。

また、木材需要の変動や価格の不安定さ、輸送・加工体制の制約などにより、地域材の利用は限定的な状況にあります。公共施設や民間建築物への木材利用、木質バイオマスの活用など需要拡大の可能性はあるものの、ブランド化や認証取得、需要者とのマッチング体制は十分とはいえません。

さらに、林業の担い手不足や技能継承、安全対策や就業環境の改善、経営力の強化など、人材と経営の両面における支援も求められています。森林の公益的機能を維持しつつ、地域経済に貢献する産業として林業・木材産業を持続的に発展させていくことが重要な課題です。

**施策の方針**

森林資源の計画的な整備と循環利用を進めるとともに、木材利用の拡大や担い手の育成を一体的に推進し、環境と経済の両立を図る持続可能な林業・木材産業の振興を目指します。

**主な施策の内容**

・森林資源の適正管理と計画的な施業の推進
・林業施業の効率化・省力化と持続可能な施業体制の構築
・木材需要の拡大と地域材利用の促進
・林業・木材産業の担い手確保・育成と経営基盤の強化

### 施策 2-1-3　水産資源の保全と漁業経営の安定化

**現状と課題**

本町の水産業は地域経済と雇用を支える重要な産業ですが、資源量の変動、海洋環境の変化、燃油価格の高騰などにより、漁業経営は厳しい状況が続いています。資源管理型漁業の推進や操業ルールの徹底が求められる一方、担い手の高齢化や減少により、持続的な実践体制の確保が課題となっています。

また、漁港や関連施設の老朽化、作業効率や安全性の課題、流通・販路の制約など、生産基盤面での課題も顕在化しています。加えて、水産加工分野では人手不足やコスト上昇、競争激化に直面しており、付加価値向上やブランド化、販路拡大への対応が求められています。

今後は、資源管理と経営安定化を両立させ、担い手が将来に希望を持てる持続可能な水産業の確立が重要です。

**施策の方針**

水産資源の適切な管理と生産基盤整備を進めるとともに、付加価値創出や担い手確保を通じて、安定した漁業経営と持続可能な水産業の確立を目指します。

**主な施策の内容**

・水産資源管理の徹底と持続可能な漁業の推進
・漁業の生産性向上と所得安定に向けた支援
・水産物の高付加価値化と販路拡大の推進
・漁業基盤施設の整備と担い手の確保・育成

## 政策 2-2　地域経済の活性化と商工業の振興

### 施策 2-2-1　地域内経済循環の拡大による地域経済活性化

**現状と課題**

人口減少や高齢化の進行、消費行動の変化により、町内での購買力や経済活動は縮小傾向にあり、地域内で生み出された付加価値や所得が町外へ流出する構造が強まっています。日常的な消費の域外流出に加え、観光消費や業務発注においても、地域内事業者が十分に関与できていない場面が見られ、地域経済の循環力は十分とはいえません。

一方で、農林水産業、商工業、観光など、多様な産業や地域資源が存在しており、それらを結び付けることで､新たな需要創出や付加価値向上につながる可能性があります。しかし、事業者間の連携不足や情報共有の機会の少なさ、連携を支えるコーディネート機能の弱さなどにより、分野横断的な取組が継続的・体系的に展開されにくい状況にあります。

また、地域内での消費喚起や経済循環を意識した取組について、町民や事業者の理解や参画を一層深めていく必要もあります。今後は、地域内調達や地元利用の促進、地域資源を活かした商品・サービスの開発、交流人口・観光消費を地域経済へ効果的に波及させる仕組みづくりなどを通じて、町内で「稼ぎ、回す」経済構造を強化していくことが重要な課題となっています。

**施策の方針**

地域資源や産業間連携を活かした需要創出と付加価値向上を進めるとともに、町民・事業者の参画を促しながら地域内消費と経済循環を拡大し、持続的な地域経済の活性化を図ります。

**主な施策の内容**

・地域内経済循環を意識した消費・取引促進の取組推進
・農商工連携による商品・サービス開発の促進
・地域拠点や商店街の魅力向上と利用促進支援
・地域資源を活かした新たな需要創出の推進

### 施策 2-2-2　中小企業・小規模事業者の経営基盤強化

**現状と課題**

町内の中小企業・小規模事業者は、地域雇用や生活サービスを支える重要な存在である一方、人口減少による市場規模の縮小、原材料費やエネルギー価格の高騰、人手不足の深刻化など、厳しい経営環境に直面しています。特に、小規模事業者においては、経営者の高齢化や後継者不足が進み、事業承継が大きな課題となっています。

また、デジタル化の進展や消費行動の変化に対応するためには、販路開拓、業務効率化、情報発信力の強化が不可欠ですが、人的・資金的余力の不足から十分に取り組めない事業者も少なくありません。加えて、多様な人材の活用や働き方改革、職場環境の改善など、雇用の質を高める取組も求められています。

こうした中、個々の事業者の自助努力だけに依存するのではなく、行政や関係機関が連携し、伴走型で経営改善や人材確保、事業承継を支援する体制づくりが重要です。今

後は、経営の安定化と成長の両立を支え、地域に必要な事業が将来にわたり継続できる環境を整備していくことが大きな課題となっています。

**施策の方針**

中小企業・小規模事業者が変化する経営環境に対応し、持続的に事業を継続できるよう、伴走型支援により経営力・生産性の向上、人材確保、事業承継を総合的に推進します。

**主な施策の内容**

・経営相談・伴走型支援による経営力・生産性の向上
・人材確保・育成と定着に向けた支援の推進
・事業承継・創業支援による事業継続と新陳代謝の促進
・関係機関と連携した中小事業者支援体制の強化

## 政策 2-3　観光振興と交流人口の拡大

### 施策 2-3-1　地域資源の魅力強化による観光誘客力の向上

**現状と課題**

本町は、豊かな自然環境、食、温泉、歴史・文化など多様な地域資源を有しており、観光は地域経済を支える重要な役割を担っています。しかし、旅行者の価値観や行動様式が多様化する中、単に資源を「有している」だけでは選ばれる観光地となりにくく、地域資源の魅力をどのように高め、分かりやすく伝えていくかが大きな課題となっています。

従来の観光は、名所や施設を巡る滞在時間の短い形態が中心であり、観光消費やリピーター獲得につながりにくい状況が見られます。地域資源を活かした体験型・滞在型コンテンツの造成や、季節性・ストーリー性を意識した魅力づくりが十分に体系化されているとはいえません。また、観光資源の魅力を効果的に発信するための情報発信力やデジタル活用、ブランドイメージの確立についても、さらなる強化が求められています。

加えて、観光客の受入環境については、観光施設や案内機能、二次交通、受入人材の育成など、質の向上が引き続き課題となっています。観光事業者間や農林水産業・商工業との連携も十分とはいえず、地域全体として観光を支え、経済効果を高める体制づくりが求められています。今後は、地域資源の価値を再整理し、その魅力を高めながら、来訪者の満足度向上と地域経済への波及を意識した観光振興を進めていくことが重要です。

**施策の方針**

地域資源の価値を再評価し魅力を高めた体験型・滞在型観光の創出、効果的な情報発信と受入環境整備を一体的に進めることで、観光満足度と再訪意欲の向上を図ります。

**主な施策の内容**

・地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げと創出
・観光誘客に向けた効果的な情報発信とプロモーションの推進
・地域特色を活かした観光イベント等の充実
・観光施設・受入環境の整備と担い手育成の推進

## 施策 2-3-2　交流人口・関係人口の拡大に向けた受入体制の強化

### 現状と課題

人口減少が進む中、地域活力の維持・向上に向けては、観光客などの交流人口の拡大に加え、地域と継続的に関わる関係人口の創出が重要となっています。本町は自然や暮らしの魅力を有しているものの、それらを多様な関わり方として提示し、継続的な関係構築につなげる仕組みは十分とはいえません。

また、都市住民や企業、教育機関との連携、移住・定住施策との連動、情報発信の工夫など、関係人口を育成するための取組は分散的になりがちであり、受入体制や調整機能の強化が課題となっています。地域住民側の理解や参画、受入経験の蓄積も重要であり、地域と外部人材をつなぐコーディネート機能の確立が求められています。

今後は、交流から関係深化への段階的な関わりを意識し、学び、仕事、地域活動など多様な入口を用意するとともに、関係人口が地域経済やコミュニティの担い手として活躍できる環境づくりを進めていくことが重要な課題です。

### 施策の方針

多様な交流機会と受入体制の整備を通じて、交流人口を関係人口へと発展させ、地域との継続的な関わりと参画を促進する仕組みづくりを進めます。

### 主な施策の内容

・交流人口・関係人口の創出・拡大に向けた受入の仕組みづくり
・二地域居住や滞在型交流の促進
・地域活動や地域づくりへの参画機会の創出
・交流・参画を支える相談・コーディネート機能の充実

## 基本目標３　地域で支え合い、誰もが安心して暮らし続けられるまち

### 政策 3-1　健康づくりと保健医療体制の充実

#### 施策 3-1-1　生涯を通じた健康づくりの推進による健康寿命の延伸

**現状と課題**

人口減少と高齢化が進行する中で、生活習慣病の増加、運動不足や栄養バランスの偏り、メンタルヘルス不調など、住民の健康課題は多様化・複雑化しています。高齢者においては、フレイルや要介護状態への移行リスクが高まる一方、若年層や現役世代においても、不規則な生活習慣等により、将来的な健康リスクが顕在化しています。こうした状況は、医療費や介護給付費の増加を招くだけでなく、心の健康の悪化や自殺リスクの高まりにつながり、地域全体の持続可能性にも影響を及ぼすおそれがあります。

また、健康づくり事業への参加者と未参加者の間で健康意識や行動に差が生じ、いわゆる「健康格差」が拡大していることも課題です。従来型の啓発や集団的取組だけでは、健康に課題を抱える層や忙しい世代、心の悩みを抱えながらも支援につながりにくい層に十分届かない場合があり、ライフステージや生活背景に応じた、よりきめ細かな支援が求められています。

さらに、運動・栄養・口腔・メンタルヘルスといった健康要素を分野別に捉えるのではなく、日常生活に無理なく取り入れられる形で一体的に支える仕組みづくりが重要です。地域コミュニティのつながりが弱まる中で、地域住民や関係団体と連携し、心身の不調を早期に把握し、必要な支援や相談につなげる取組を進めるとともに、誰もが主体的に健康づくりに参加できる環境を整えていくことが、今後の大きな課題となっています。

**施策の方針**

世代や生活状況に応じた健康教育・相談体制を充実させるとともに、運動・栄養・口腔・メンタルヘルスを一体的に支える取組を通じて、心の健康の保持と自殺予防を含めた総合的な健康づくりを推進し、住民一人ひとりが生涯にわたり健康を維持できる地域環境を整備します。

**主な施策の内容**

・世代別・対象別の健康教育、健康相談及び健康啓発の充実
・生活習慣病予防・重症化予防の推進
・高齢期を見据えたフレイル予防・介護予防の推進
・運動・栄養・口腔・メンタルヘルスを一体とした健康づくりの推進
・健康づくりに主体的に取り組む地域活動・住民参加の促進

#### 施策 3-1-2　地域医療提供体制の充実による医療アクセスの確保

**現状と課題**

高齢化の進行に伴い、慢性疾患や複合的な健康課題を抱える住民が増加する中で、地域医療に求められる役割は高度化しています。一方で、医師や医療従事者の確保、医療機関の機能分担、専門医療へのアクセスなど、医療提供体制には構造的な課題が存在しています。特に、通院手段の確保や救急・夜間医療への不安は、住民の安心な生活に直結する重要な課題です。

また、医療と介護、福祉、保健分野との連携が十分に機能しない場合、支援が断片化し、住民や家族に過度な負担が生じるおそれがあります。情報共有や役割分担を明確にし、関係機関が連携して支援を行う体制づくりが不可欠です。

さらに、ICT や遠隔医療など新たな医療サービスの可能性が広がる中で、地域特性を踏まえた導入と活用を進め､限られた医療資源を有効に活かす工夫が求められています。住民が必要なときに適切な医療につながることができる体制を、持続可能な形で確保していくことが重要な課題です。

**施策の方針**

医療機関や関係機関との連携を強化し、役割分担の明確化、通院・相談支援、ICT の活用等を通じて、住民が必要な医療に継続的かつ円滑にアクセスできる地域医療提供体制の充実を図ります。

**主な施策の内容**

・医療機関との連携強化と地域医療体制の充実
・救急医療・在宅医療体制の整備と支援
・遠隔診療等 ICT を活用した医療アクセスの確保
・通院支援や医療相談体制の整備
・医療・介護・福祉の連携による切れ目のない支援の推進

## 政策 3-2　高齢者福祉・介護サービスの充実と地域支援体制の強化

### 施策 3-2-1　高齢者福祉サービスの充実による介護の質の向上

**現状と課題**

高齢化の進展に伴い、要介護認定者の増加や介護ニーズの多様化が進んでおり、介護サービスの量的確保とともに質の向上が重要な課題となっています。認知症高齢者や医療的ケアを必要とする高齢者、独居高齢者や高齢者のみ世帯の増加により、個々の状況に応じた柔軟で専門的な対応が求められています。

一方で、介護人材の不足や事業所の経営環境の厳しさなどにより、提供可能なサービスの選択肢が限られる場合もあり、将来にわたって安定したサービス提供体制を維持することが課題です。また、介護保険制度や各種サービスの内容が十分に理解されていないことから、適切な利用につながらないケースも見られます。

高齢者本人だけでなく、家族介護者への支援や相談体制の充実も重要であり、介護を社会全体で支える視点が求められています｡地域の実情に応じた介護サービスの充実と、安心して利用できる環境づくりを進めていくことが必要です。

**施策の方針**

介護サービスの提供体制と質の向上を図るとともに、制度周知や相談支援、介護者支援を通じて、高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活を続けられる環境を整備します。

**主な施策の内容**

・介護サービスの提供体制整備と円滑な利用促進
・介護予防事業の推進と地域自主活動の支援
・高齢者の社会参加と生きがいづくりの促進

・介護者への支援（健康・生活支援、交流機会の提供）
・介護保険制度やサービスに関する情報提供・相談支援の充実

### 施策 3-2-2　地域包括ケア体制の整備による支援力の強化

**現状と課題**

住み慣れた地域で安心して暮らし続けたいという高齢者の希望が高まる中で、医療・介護･福祉･生活支援が一体となった地域包括ケア体制の整備が不可欠となっています。しかし、分野や機関ごとに支援が分断されやすく、情報共有や連携が十分に機能していない場合があります。

また、単身高齢者や支援を必要とする世帯が増加する中で、日常的な見守りや生活支援、緊急時対応への不安が高まっています。地域住民や関係団体による支え合いの仕組みを強化し、ICT や見守り機器も活用しながら、切れ目のない支援体制を構築することが求められています。

地域包括支援センターの機能強化や、住民・関係機関との協働を進め、地域全体で高齢者を支える体制を確立することが重要な課題です。

**施策の方針**

地域包括支援センターを核に、医療・介護・福祉・住民が連携した地域包括ケア体制を整備し、見守りや生活支援を通じて高齢者が安心して暮らし続けられる地域づくりを進めます。

**主な施策の内容**

・地域包括支援センター機能の充実と相談支援体制の強化
・見守りネットワークの構築と ICT・見守り機器の活用
・医療・介護・福祉の連携による包括的支援の推進
・地域住民や関係団体との協働による支え合い体制の構築

## 政策 3-3　共生社会の実現と生活支援体制の充実

### 施策 3-3-1　障がいのある人への支援充実による社会参加の促進

**現状と課題**

障がいのある人が地域で安心して暮らし、自らの希望や能力に応じて社会参加を実現していくためには、生活支援、就労支援、相談支援などが一体となった継続的な支援体制が不可欠です。しかし、障がいの内容や程度、生活環境は多様であり、画一的な支援では十分に対応できないケースも少なくありません。特に、制度やサービスの内容が複雑で分かりにくく、必要な支援にたどり着くまでに時間を要することが、本人や家族の負担となる場合があります。

また、就労を希望する障がいのある人に対しては、能力や適性に応じた多様な働く場の確保や､就労後の定着支援が重要ですが､地域内の受け皿や支援体制には限りがあり、安定した就労につながらないケースも見られます。さらに、就労以外にも、地域活動や交流、学習の機会への参加が十分に確保されていないことから、社会的孤立につながるおそれもあります。

加えて、障がいに対する理解不足や偏見が、日常生活や社会参加の障壁となる場合もあり、地域全体での理解促進や共生意識の醸成が求められています。本人の意思を尊重しながら、福祉、医療、教育、雇用など関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供していくことが、障がいのある人の自立と社会参加を進める上での重要な課題となっています。

**施策の方針**

相談支援体制の充実と関係機関の連携強化を図り、障がいのある人一人ひとりの状況や意向に応じた生活支援・就労支援・社会参加の機会を確保するとともに、地域全体での理解促進を通じて共生社会の実現を目指します。

**主な施策の内容**

・日常生活支援や外出支援等の福祉サービスの充実
・就労支援機関との連携による多様な就労機会の確保
・障がいのある人の社会参加・地域活動参画の促進
・相談支援体制の充実と個別支援計画に基づく支援の推進
・障がい理解の促進と共生社会づくりに向けた啓発

### 施策 3-3-2　見守りを含む生活支援体制の整備による安心な暮らしの確保

**現状と課題**

高齢者、障がいのある人、生活困難を抱える世帯など、日常生活に不安を抱える人の増加に伴い、地域における見守りや生活支援の重要性が一層高まっています。特に、単身世帯や高齢者のみの世帯の増加、家族や地域のつながりの希薄化により、困りごとや支援ニーズが表面化しにくく、孤立や生活上のリスクに至るおそれがあります。

こうした状況に対し、行政による制度的支援に加え、地域住民や関係団体が連携し、日常的な見守りや相談対応を行う体制の構築が求められています。一方で、担い手の高齢化や人材不足、活動の継続性といった課題から、地域の支援力が十分に発揮されていない現状も見られます。

また、虐待や権利侵害などの人権上の問題については、当事者が声を上げにくく、発見や対応が遅れるケースも懸念されています。成年後見制度をはじめとする権利擁護支援についても、制度の認知不足や利用に対する心理的・制度的なハードルにより、十分に活用されていません。

さらに、生活困窮、就労、家計、健康などの課題は相互に関連することが多く、分野ごとの対応にとどまらず、関係機関が連携し、必要な支援へ確実につなぐ体制の整備が求められています。誰もが住み慣れた地域で尊厳を保ちながら安心して暮らし続けるためには、見守り、相談、生活支援、人権擁護を一体的に進める地域生活支援体制の構築が重要な課題となっています。

**施策の方針**

地域住民や関係団体との協働により、見守り、相談、生活支援及び人権擁護を一体的に推進し、支援を必要とする人が孤立や権利侵害に陥ることなく、安心して暮らし続けられる地域生活支援体制の構築を目指します。

**主な施策の内容**

・地域生活支援の充実と利用しやすい環境の整備
・生活困窮者等の自立支援と総合相談体制の充実
・孤立者・ひきこもり者への支援体制の確保と社会参加の促進
・権利擁護の推進と成年後見制度の利用促進並びに虐待防止体制の強化
・再犯のない安全・安心な地域社会の実現に向けた連携支援の推進
・人権尊重の推進と啓発活動・教育の充実並びに人権相談体制の強化

## 基本目標４　地域コミュニティの力を育み、文化と交流が息づくまち

### 政策 4-1　地域コミュニティ活動の活性化と協働の推進

#### 施策 4-1-1　地域コミュニティ活動の活性化による支え合い基盤の強化

**現状と課題**

地域コミュニティは､住民同士の支え合いや地域課題の解決､災害時の相互扶助など、日常生活を支える基盤として重要な役割を担っています。本町においても、町内会や自治組織、各種地域団体を中心に、清掃活動や行事運営、見守り活動などが継続的に行われ、地域の安全・安心や交流の促進に寄与してきました。

一方で、人口減少や高齢化の進行、ライフスタイルや価値観の多様化に伴い、地域活動の担い手不足や役員の固定化、活動の継続性の確保が大きな課題となっています。特に、若者世代や現役世代、子育て世代の参加が限定的であることから、参加人口の裾野が広がりにくい状況が見られます。

また、地域活動に関心を持ちながらも、参加のきっかけが分からない、活動内容や意義が十分に共有されていないといった状況もあり、情報発信の方法や参加しやすい雰囲気づくりに課題が残されています。地域活動の拠点となる集会施設等についても、従来の利用形態にとどまり、多世代交流や新たな取組の場としての活用が十分に進んでいない例が見受けられます。こうしたことから、地域活動を「一部の担い手が支えるもの」から「多くの住民が無理なく関われるもの」へと転換し、参加のハードルを下げる工夫や、新たな担い手の発掘・育成を進めていくことが求められています。

さらに、集会施設等においては、老朽化の進行により、安全性の確保や維持管理に係る負担が地域団体の活動に影響を及ぼしつつあります。今後は、施設の状況や利用実態を踏まえながら、効率的な維持管理や利活用の在り方を検討し、地域活動を支える拠点として、安定的に活用できる状態を維持していくことが課題となっています。

**施策の方針**

多様な世代や立場の住民が地域活動に関わりやすい環境を整備し、参加のきっかけづくりや情報発信の充実を図るとともに、地域活動の拠点となる施設の適正な維持管理と安全性の確保を通じて､地域コミュニティ活動の活性化と参加人口の拡大を推進します。

**主な施策の内容**

・地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組の推進
・町内会・自治組織の運営体制強化と活動支援
・地域拠点施設の有効活用と機能強化
・地域活動を担う人材の発掘・育成
・ボランティア活動の推進と参加機会の拡充

#### 施策 4-1-2　住民参加と協働の推進による地域運営力の向上

**現状と課題**

地域課題が多様化・複雑化する中で、行政だけでなく、住民や地域団体、事業者など多様な主体が連携し、協働して地域運営に取り組むことの重要性が高まっています。本町においても､地域課題の解決に向けた住民主体の取組や協働の事例が見られる一方で、取組が一部の地域や分野にとどまり､全町的な広がりには至っていない状況があります。

住民が主体的に参画するためには、行政情報が分かりやすく提供され、意見や提案が反映される仕組みが必要ですが、情報の伝達方法や参加手法が限定的であることから、住民の関心や理解が十分に高まっていない面もあります。また、住民提案型の取組については、制度の周知や実現に向けた支援体制が十分とは言えず、継続的な活動につながりにくいことが課題です。

今後は、住民が地域づくりの主体として関わり、行政と対等な立場で協働できる環境を整備するとともに、広報・広聴機能の充実や多様な参画手法の導入を通じて、地域運営力の向上を図る必要があります。

**施策の方針**

住民が地域づくりに主体的に参画できる環境を整備し、行政との協働や情報共有を通じて、地域課題に柔軟かつ持続的に対応できる地域運営力を高めます。

**主な施策の内容**

・地域課題解決に向けた住民・団体・行政の協働体制の構築
・多様な住民が参画する参加型まちづくりの推進
・住民提案や自主的な取組の創出・実現を支える仕組みづくり
・行政情報の分かりやすい提供と住民意見の反映を支える仕組みの整備

## 政策 4-2　文化・芸術の振興と生涯学習・スポーツの推進

### 施策 4-2-1　地域文化・芸術の振興と継承の推進

**現状と課題**

地域に息づく文化や芸術は、住民の精神的な豊かさを育むとともに、郷土への誇りと愛着を醸成する重要な地域資源です。本町では、郷土芸能や伝統行事、文化団体による活動が行われ、地域文化の継承に一定の成果を上げてきました。

一方で、担い手の高齢化や後継者不足、活動機会の減少に加え、参加者が特定の層に偏る傾向が見られ、若年層や新たな住民の参画が十分に進んでいない分野もあります。

また、文化財や歴史資料については保存が進められているものの、情報発信や利活用の面では課題が残っており、地域の魅力として十分に活用されているとは言えない状況です。

今後は、文化や芸術を単に「守る」だけでなく、「生かし、創造する」視点を取り入れ、文化活動を起点とした交流の創出や郷土理解の深化につなげていくことが求められています。

**施策の方針**

地域文化や芸術活動への参加と継承を支援するとともに、文化財や歴史資料を含む文化資源の保存と活用を進め、交流や郷土理解の促進を通じて、地域への誇りと愛着を育む文化的なまちづくりを推進します。

**主な施策の内容**

・地域文化・芸術活動の振興と創造・参加機会の充実
・地域の歴史・伝統文化・文化財の保存・継承と活用
・文化芸術を通じた人材・団体の育成と連携の促進
・文化振興を支える拠点・環境の整備と活用

## 施策 4-2-2　生涯学習の推進と多様な学習機会の充実

### 現状と課題

生涯にわたり学び続けることは、個人の自己実現や生活の質の向上に寄与するとともに、地域社会の活力を支える重要な基盤です。本町では、公民館等を拠点に各種講座や学習活動を通じて学習機会を提供してきました。

一方で、受講者が特定の世代に偏る傾向が見られるほか、住民ニーズの多様化や社会環境の変化に十分対応しきれていない面があります。

また、学習成果が個人の学びにとどまり、地域活動や社会貢献などの実践に十分生かされていないことも課題です。加えて、デジタル化の進展や、仕事・育児等で多忙な世代の増加を踏まえ、誰もが参加しやすい柔軟な学習環境の整備が求められています。

今後は、年齢や立場を問わず学びに参加できる機会を充実させるとともに、学習成果を地域づくりに還元する循環を生み出していくことが重要です。

### 施策の方針

住民の多様な学習ニーズやライフスタイルに応じた学習機会の充実を図るとともに、学習成果を地域活動や社会貢献につなげることで、生涯学習が地域の力として循環する仕組みを構築します。

### 主な施策の内容

・生涯学習の推進と体系的・多様な学習機会の提供
・学習成果を生かした地域活動・社会参画の促進
・生涯学習を支える環境整備と拠点機能の充実

## 施策 4-2-3　スポーツ活動の推進によるスポーツ参加の拡大

### 現状と課題

スポーツは、年齢や経験を問わず楽しむことができ、仲間づくりや生きがいの創出、世代を超えた交流を通じて、地域コミュニティの活性化に寄与する重要な活動です。本町においても、運動教室やスポーツイベントの開催、スポーツ団体の活動などを通じて、スポーツ環境の充実が図られてきました。

一方で、人口減少や少子高齢化の進行により、競技人口や参加者数の減少、指導や運営を担う人材の不足といった課題が顕在化しています。また、スポーツ活動が特定の世代や種目に偏りやすく、子ども、働く世代、高齢者など、それぞれのライフステージに応じた参加機会が十分に確保されていない状況も見られます。さらに、冬季の積雪や天候など北海道特有の条件が、継続的なスポーツ参加の妨げとなっている側面もあります。

今後は、スポーツそのものを「楽しみ、親しむ」文化を地域に根付かせ、初心者や未経験者を含む幅広い層が気軽に参加できる機会を充実させることで、世代を超えた交流とスポーツ参加人口の拡大を図っていくことが重要です。

### 施策の方針

世代や経験を問わず誰もがスポーツに親しめる参加機会の充実を図るとともに、地域スポーツ活動の活性化や担い手の育成を通じて、日常生活にスポーツが自然に根付く地域づくりを推進します。

**主な施策の内容**

・地域スポーツ活動の推進と参加機会の拡充
・スポーツ活動を支える施設・環境の整備と利活用の促進
・スポーツを通じた人材育成と地域交流の促進

## 政策 4-3　交流促進と多文化共生の推進

### 施策 4-3-1　地域内外交流を通じた関係人口の創出と人材循環の促進

**現状と課題**

地域内外の交流は、住民同士のつながりを深めるとともに、地域の魅力を再認識し、新たな活力を生み出す重要な要素です。本町では、地域行事やイベント、学校・地域連携活動などを通じて一定の交流機会が創出されてきましたが、人口減少や高齢化の進行により、担い手の確保や参加者の固定化が課題となっています。

また、若者世代や子育て世代、働く世代が参加しやすい交流の仕組みが十分とはいえず、世代間交流や多様なライフスタイルに対応した柔軟な交流形態の拡充が求められています。町外との交流については、観光や関係人口の創出に資する重要な取組であり、北海道苫前町と三重県桑名市との友好都市関係をはじめとした交流資源を有しているものの、その意義や成果が住民全体に十分共有されているとは言えず、交流の継続性や発展性の確保が課題です。

さらに、交流事業が単発的なイベントにとどまりやすく、地域理解の深化や継続的な関係構築につながりにくい側面も見られます。今後は、地域資源を生かした交流内容の充実、情報発信の強化、オンラインも含めた多様な交流手法の活用を通じて、地域内外の人々が継続的に関わり合える交流の仕組みづくりが重要です。

**施策の方針**

地域内交流の活性化とともに、友好都市である三重県桑名市との交流をはじめとした地域内外の交流を推進し､多様な人々が継続的に関わり合う交流機会の拡大を図ります。

**主な施策の内容**

・地域内外の人材・団体との交流ネットワークの構築と連携強化
・地域資源を活用した継続的な交流機会の創出
・関係人口の創出・拡大と人材循環につながる参画機会の提供

### 施策 4-3-2　多文化共生に向けた理解促進と受入環境の整備

**現状と課題**

地域社会において、外国人住民や短期滞在者、技能実習生など、多様な文化的背景を持つ人々と共に暮らす機会が増加する中で、多文化共生の重要性が高まっています。一方で、言語や生活習慣、文化の違いに起因する不安や誤解、情報不足、相談体制の不十分さなどが課題となっており、外国人住民が地域に溶け込みにくい状況も見られます。

また、多文化共生の取組が一部の分野や関係者に限られ、地域全体での理解や参画が十分に進んでいないことも課題です。加えて、地域社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識や、男女間の参画機会の差、仕事と家庭生活の両立に関する課題なども、多様な人材が活躍しにくい要因となっています。

外国人住民を含む多様な人々が安心して暮らし、地域活動や社会参画に関われる環境を整えるためには、国際理解や多文化理解の促進に加え、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの視点を含めた包括的な取組が求められています。

**施策の方針**

多文化理解の促進と相談・支援体制の充実を図るとともに、男女共同参画やワーク・ライフ・バランスの視点を踏まえ、誰もが安心して暮らし、参画できる包摂的な地域づくりを推進します。

**主な施策の内容**

・多文化理解の促進と共生意識の醸成
・外国人住民への生活支援及び相談体制の充実
・地域における受入環境づくりと関係機関との連携の推進
・男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進

## 基本目標５　安全・安心で快適に暮らせる、持続可能なまち

### 政策 5-1　防災・減災対策と安全・安心な生活環境の確保

#### 施策 5-1-1　防災・減災体制の強化による地域防災力の向上

**現状と課題**

本町は、地震や台風、集中豪雨などの自然災害リスクを抱えており、近年は気候変動の影響により､豪雨や暴風による被害の発生や発生リスクの高まりが懸念されています。河川、道路、公共施設などのインフラについても老朽化が進行しており、災害時における被害の最小化や迅速な復旧の観点から、計画的な耐災害対策が必要となっています。

一方、これまでの防災対策は、施設整備や個別対応が中心となる傾向があり、災害種別や被害想定に応じた優先順位の整理や、全体を俯瞰した体系的な取組には課題が残されています。

また、人口減少や高齢化の進行により、災害時に配慮を要する高齢者や障がいのある人の割合が高まっており、要配慮者支援体制の充実や個別避難計画の整備が一層重要となっています。防災情報の伝達についても、多様な手段を確保し、災害時に確実に情報が届く体制づくりが求められています。

さらに、災害対応には行政のみならず、住民や地域組織、関係機関との連携が不可欠である一方、自助・共助の取組は十分とは言えない状況にあり、平時からの備えと地域全体の対応力を高めていく必要があります。

**施策の方針**

災害リスクの低減と被害の最小化を図るため、計画的な防災・減災対策と住民参加による体制強化を一体的に進め、地域全体の防災力向上を目指します。

**主な施策の内容**

・災害リスクの把握とハザード情報の整理・周知の推進
・初動対応体制の充実と職員・関係機関の防災対応力の向上
・自主防災組織の育成と住民参加による防災活動の推進
・要配慮者支援を含む避難・支援体制の充実

#### 施策 5-1-2　消防・救急・防犯体制の充実による安全確保水準の向上

**現状と課題**

本町の消防・救急体制は、広域連携組織である北留萌消防組合により運営されていますが、人口減少や高齢化の進行に伴い、火災や救急需要の増加・多様化、職員や消防団員の負担増加が課題となっています。特に、高齢者の救急搬送や単身世帯の増加を背景に、迅速かつ的確な対応体制の維持・強化が一層重要となっています。

また、消防施設や車両、資機材については、老朽化への対応に加え、災害時における拠点機能を確実に発揮するため、計画的な更新や機能強化が求められています。

防犯面では、地域のつながりの希薄化や高齢化の進行により、地域全体の犯罪抑止力の低下が懸念されています。加えて、高齢者を狙った特殊詐欺などの消費者被害が増加しており、被害の未然防止に向けた啓発や、関係機関と連携した相談体制を通じた早期発見・対応の重要性が高まっています。

交通安全についても、高齢者の事故防止や通学路の安全確保など、年齢層や利用形態に応じた対策を継続的に講じていく必要があります。

これらの課題に対応するためには、施設・装備の整備にとどまらず、人材確保や訓練の充実、住民への啓発活動、関係機関との連携を通じて、消防・救急・防犯・交通安全を総合的に捉えた安全確保体制の強化が求められています。

**施策の方針**

消防・救急・防犯・交通安全の各分野において、広域連携と地域協力のもと、施設・装備の整備、人材育成、啓発活動等を総合的に推進し、迅速で信頼性の高い安全確保体制の構築を進めます。

**主な施策の内容**

・消防・救急体制の維持強化と広域連携の推進
・防災・救急・防犯分野における人材育成と対応力向上
・交通安全対策の総合的推進と啓発活動の充実
・地域防犯体制の強化と犯罪抑止環境の整備
・消費者被害防止の推進と消費生活相談体制の充実

## 政策 5-2　公共交通・生活基盤・住環境の整備と利便性向上

### 施策 5-2-1　公共交通の維持・確保による利用環境の改善

**現状と課題**

町内の移動は自家用車への依存度が高く、人口減少の進行に伴い、公共交通の利用者数は長期的な減少傾向にあります。一方で、高齢化の進展により、通院や買い物、行政手続など、日常生活に必要な移動手段の確保は、地域における重要な課題となっています。

また、冬期間の運転や長距離移動に不安を抱える住民も多く、移動手段の有無や利便性による地域内の格差拡大が懸念されています。こうした中、従来型の定時定路線による公共交通は、利用者数の減少や担い手不足等により、安定的な維持が困難となりつつあります。

さらに、交通手段の不足は、医療、福祉、商業、教育など他分野へのアクセスにも影響を及ぼし、暮らしやすさや定住意欲、地域の魅力にも関わる課題となっています。加えて、運行情報や利用方法に関する情報提供が十分でないなど、利用しやすさの面においても改善の余地があります。

観光や交流人口の拡大を見据えた場合においても、生活交通と一体となった公共交通体系のあり方について、地域全体での見直しが求められています。

**施策の方針**

住民の日常生活を支える公共交通の維持・確保を基本に、利用実態やニーズを踏まえた持続可能な交通体系の形成を図るとともに、利用環境の改善や分かりやすい情報提供を通じて、移動の利便性向上を推進します。

**主な施策の内容**

・地域公共交通活性化協議会を中心とした公共交通の維持・調整体制の確保
・生活交通としての路線バス等の運行維持支援

・公共交通の利用環境・利用支援の充実

### 施策 5-2-2　生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上

#### 現状と課題

町民の暮らしや産業活動を支える道路、上下水道、情報通信基盤などの生活基盤施設は、安全・安心で快適な生活を維持するための重要な基盤です。しかし、これらの多くは整備から年数が経過し、老朽化の進行により、計画的な維持管理や更新が大きな課題となっています。

道路においては、路面の損傷や冬期の除雪・排雪負担などが生活移動や物流に影響を及ぼすおそれがあり、上下水道施設についても、設備の老朽化に伴う故障リスクや、耐震性・災害時の供給継続性の確保が求められています。加えて、人口減少により利用者数や使用量が減少する中でも、安定したサービス水準を維持する必要があり、施設規模や更新方法を含めた中長期的な視点での対応が不可欠です。

また、デジタル化の進展に伴い、ブロードバンド環境や情報通信設備の整備・強靭化など､生活基盤としての情報通信環境の重要性も高まっています｡こうした基盤整備は、防災情報の伝達や行政サービス、医療・教育分野のデジタル活用を支える前提条件であり、将来ニーズを見据えた計画的な対応が求められています。

生活基盤施設の整備・維持管理は、住民の利便性や生活満足度、地域の魅力に直結するものであることから、計画の透明性を確保し、住民の理解と協力を得ながら、効率的かつ持続可能に進めていくことが重要な課題となっています。

#### 施策の方針

道路、上下水道、情報通信基盤等の生活基盤施設について、計画的な維持・更新と効率的な管理を進め、安全性・安定性の確保を通じて、利便性の向上を実感できる持続可能な生活環境の形成を図ります。

#### 主な施策の内容

・道路等生活インフラの計画的維持補修と整備
・上下水道施設の適正管理と計画的更新の推進
・公共施設の長寿命化と効率的な管理運営
・情報通信基盤の整備・強靭化

### 施策 5-2-3　良好な住環境の形成による居住満足度の向上

#### 現状と課題

人口減少と高齢化が進む中、住民が安心して暮らし続けられる住環境の形成は、地域の持続性に直結する重要な課題です。本町では一定の住宅ストックが存在する一方、老朽化した住宅や空き家の増加が進み、地域景観の低下や防災・防犯面への影響が懸念されています。

また、若年世帯や子育て世帯の定住促進の観点からは、住宅の選択肢が限られる状況もみられ、空き家の活用や住宅供給のあり方について工夫が求められています。空き家の適正管理や活用促進、除却支援は、住環境の改善に加え、地域の安全性や美観の向上にもつながる取組です。

さらに、高齢者や障がいのある人など、多様な住民が安心して暮らせるよう、住宅のバリアフリー化や冬期の生活環境への配慮、移動しやすい住環境整備など、きめ細かな対応が必要となっています。

併せて、生活排水の適切な処理や排水路の維持管理、害虫発生への対応、狂犬病予防、町営墓地の維持管理など、日常生活の安全と衛生を支える取組は、住環境の質を下支えする重要な要素です。

住環境の改善は、交通、福祉、防災など他分野とも密接に関連しており、分野横断的な視点で施策を展開するとともに、住民参加による地域活動や意見を反映した取組を進めていくことが課題となっています。

**施策の方針**

住宅対策や住環境整備を総合的に推進するとともに、公衆衛生の向上や公共空間の適正な維持管理を通じて、安全・快適で魅力ある居住環境の形成を図ります。

**主な施策の内容**

・空き家・老朽建築物対策と適正管理の推進
・住宅施策と連動した居住支援・住環境改善の推進
・生活環境保全と衛生管理の推進

## 政策 5-3 環境保全と持続可能な資源循環型社会の形成

### 施策 5-3-1　環境保全・脱炭素の推進と地域共生による持続可能な地域づくり

**現状と課題**

本町では、豊かな自然環境が地域の価値を支えており、環境保全と脱炭素社会の実現は、持続可能な地域づくりを進める上での重要な基盤となっています。地球温暖化対策として省エネルギーや再生可能エネルギーの導入が進む中、本町は風力発電事業において先進的な取組を行ってきました。一方で、再生可能エネルギーの導入にあたっては、地域の自然条件や土地利用の特性を踏まえ、自然環境との調和を図ることが不可欠であり、環境影響評価等を通じた動植物や景観への配慮が求められています。また、近年は北海道においても夏季の高温化が進行しており、住民の健康や生活環境への影響を踏まえた暑熱環境への対応が新たな課題となっています。加えて、生物多様性の保全や、緑地・自然空間が有する防災・減災機能の維持・強化など、環境資源の多面的な価値を踏まえた保全の重要性が高まっています。さらに、地域住民の環境意識には差が見られ、日常生活や地域活動における環境保全行動や環境教育の定着が十分とはいえない状況です。今後、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー施策を進めるにあたっては、地域特性や環境配慮の考え方を共有し、計画的な立地誘導や合意形成を図るとともに、住民参加を促す情報発信の充実や産学官連携の推進を通じ、自然環境の保全と環境負荷の低減を一体的に進めていくことが課題となっています。

**施策の方針**

自然環境の保全と脱炭素に向けた取組を一体的に推進し、自然資源の価値を活かしながら環境負荷の低減を図ることで、持続可能な地域社会の構築を進めます。

**主な施策の内容**

・自然環境・景観の保全と緑化の推進

・地域主体による環境美化活動の推進
・省エネルギー・省資源行動と環境意識の向上
・環境学習・啓発活動の推進
・再生可能エネルギー導入の促進と地域共生
・町営風力発電事業の健全運営と収益の地域還元

### 施策 5-3-2　廃棄物の抑制と資源循環の推進による循環率の向上

**現状と課題**

廃棄物の適正処理と資源循環は、環境保全と快適な生活環境を維持する上で重要な課題です。本町では、近隣町村との広域連携により、一般廃棄物及びし尿、浄化槽汚泥の効率的な一括処理体制を構築しています。 しかし、人口減少や生活スタイルの多様化により、処理コストの増加が懸念されるとともに、一部で分別の不徹底や不法投棄への対応が課題となっています。循環型社会の実現に向けては、住民の分別意識やリサイクル行動を高める継続的な周知・啓発が不可欠です。 また、高齢化の進展に伴い、排出が困難な世帯への支援体制の充実が求められているほか、共同利用している処理施設の適切な整備･更新に向け､関係町村による協議と広域的な連携の継続が必要となっています。将来にわたり安定した処理体制を維持するためには、住民や事業者と連携した発生抑制や再資源化の取組を進め、循環型社会の形成に向けて環境意識を具体的な行動へとつなげていくことが課題です。

**施策の方針**

広報・啓発活動を通じて住民の分別徹底と自発的なリサイクル行動を促進し、廃棄物の発生抑制と再資源化を推進するとともに、広域連携により、一般廃棄物及びし尿等の安定的かつ適正な処理体制の維持を図ります。

**主な施策の内容**

・住民・事業者との連携によるごみ排出抑制と資源循環の推進
・廃棄物及びし尿の適正な収集・処理の推進
・広域連携による安定的な処理体制の確保と施設の計画的整備
・不法投棄防止の推進及び高齢者世帯等の排出困難者への支援の充実

## 政策 5-4　効率的で持続可能な行政運営と広域連携の推進

### 施策 5-4-1　行政運営の効率化によるサービス提供体制の向上

**現状と課題**

町の行政運営は、限られた財源と人材の中で住民サービスを提供しており、計画的で効率的な運営が求められています。人口減少に伴う税収減少や社会保障費の増加により、従来どおりの施策展開では財政負担が増大するリスクがあります。また、計画策定と事業評価の連動が十分でない場合、施策の成果や優先順位が明確になりにくく、行政資源の効率的な配分が妨げられる恐れがあります。加えて、デジタル技術の活用や DX の推進は、業務効率化や住民サービスの向上に大きな可能性を持っていますが、人材育成や体制整備が遅れると効果が十分に発揮されません。公共施設や行政資産の更新・維持計画についても、長期的視点に立った資産管理が不可欠です。住民ニーズの多様化に対応す

るためには、窓口サービスの改善やオンラインサービスの充実、職員の専門性強化などが求められ、これらを包括的に進める体制づくりが課題となっています。

**施策の方針**

DX の推進や職員の専門性向上、公共施設・行政資産の計画的な管理を通じて、効率性と持続可能性を高め、質の高い行政サービスの提供を図ります。

**主な施策の内容**

・民間活力の活用や行政資源の効果的な配分による効率化
・ICT・DX の活用による業務のデジタル化とサービス提供の高度化
・職員の専門性向上と機動的な組織体制の充実
・公共施設・行政資産の計画的な管理と長寿命化

### 施策 5-4-2　広域連携の推進による行政機能の補完・強化

**現状と課題**

人口減少や財政制約が進展する中、単独自治体だけで全てのサービスを安定的に提供することは困難となっています。医療・福祉、防災、交通、廃棄物処理など、広域的な対応が効果的な分野では、近隣自治体や関係機関との連携が不可欠です。しかし、広域連携の枠組みや役割分担が十分に整備されていない場合、相互補完の効果が限定的となる課題があります。また、広域連携の成果を評価する指標や共有ルールが不足しており、連携主体間での情報共有や意思決定過程の透明性向上が求められています。共同事業実施の機会を逃すことは、行政資源の最適利用や住民サービスの向上を阻む要因にもなり得ます。さらに、国や北海道との連携を通じた施策推進や制度活用の促進も重要であり、広域的な協力体制を強化する必要があります。関係機関との信頼関係構築や住民への丁寧な説明も、持続可能な広域連携には欠かせない要素です。

**施策の方針**

近隣自治体や関係機関との連携を深化させ、広域的な課題への共同対応体制とサービス提供基盤を強化します。

**主な施策の内容**

・近隣市町村との広域課題への共同対応の推進
・共同事務の検討・実施による行政機能の補完・強化
・国・北海道等との連携強化と制度活用の推進

# 第５章

# 実施計画

# 第５章　実施計画

## １　実施計画の位置付け

実施計画は、苫前町総合振興計画の基本構想において示した将来像及び基本目標、並びに基本計画において整理した分野別の政策及び施策体系を、具体的な事務事業へと展開し、計画的に実行していくために策定する実行段階の計画です。

本町の総合振興計画は、10 年間を計画期間とする長期的な指針であることから、基本計画はその前期に当たる５年間を対象とし、中期的な展望のもと、分野別施策の方向性を示す計画として位置付けています。

これを踏まえ、実施計画では、主に施策の小分類及びそれに基づく具体的な事務事業を対象とし、各事業について、内容、実施期間、担当部署等を明らかにするとともに、必要に応じて成果を測るための指標を設定します。これにより、施策の進捗状況や取組の成果を客観的に把握し、計画的かつ着実な事業執行につなげていきます。

また、社会経済情勢の変化や国・北海道の制度改正、財政状況等に的確に対応するため、実施計画は毎年度、進捗管理と検証を行い、その結果を踏まえて必要な見直しを行うローリング方式により運用します。これにより、総合振興計画に掲げる目標の実現に向け、計画・実行・検証・改善のサイクルを継続的に回しながら、持続可能なまちづくりを推進していきます。

## ２　主な施策及び事務事業の内容

### 基本目標１　子ども・若者が健やかに育ち、学びを深められるまち
### 政策 1-1　安心して子どもを産み育てることができる環境の充実
#### 施策 1-1-1　妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実

**主な施策の内容**

(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型相談・支援体制の構築

妊娠期から子育て期にかけて、家庭訪問や相談、オンライン相談等を通じてきめ細やかに伴走し、こども家庭センターや保健・医療機関と連携した切れ目のない支援体制を整備します。

(2) 妊産婦の健康管理支援と母子保健サービスの充実

健康診査や予防接種、訪問支援を通じて妊産婦と乳幼児の健康を包括的に守り、母子保健サービスの充実により安心して妊娠･出産･子育てが行える環境を提供します。

(3) 産後ケア事業の充実による育児不安・負担の軽減

助産師等による産後ケア事業を通じて母親の心身の回復や育児相談を実施し、育児不安や負担の軽減を図り、家族の健やかな子育て生活を支えます。

(4) 乳幼児健診から支援につなぐ早期発見・早期対応の推進

乳幼児健診や各種検診で発育や健康状態を早期に把握し、必要に応じて精密検査や関係機関による支援につなげ、子ども一人ひとりに応じた適切な対応を推進します。

(5) 子育て家庭の経済的負担軽減に向けた支援制度の充実

幼児教育・保育料の無償化、学校給食費や医療費助成、出産祝金等の支援を充実させ､子育て家庭の経済的負担を軽減し､安心して子育てできる環境づくりを進めます。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| こども家庭センターの設置運営 | 子ども教育課 | | → | → | → |
| 妊婦一般健康診査費用助成事業 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 各種予防接種業務 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 不妊治療等助成事業 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 産後ケア事業 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 乳幼児健診業務 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 幼児教育・保育料の無償化 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 学校給食の無償化 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 妊婦のための支援給付 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 出産支援費助成 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 出産祝金事業 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 子どもの医療費助成事業 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 任意予防接種費用助成事業 | 保健福祉課 | → | → | → | → |

## 施策 1-1-2　保育・相談支援サービスの充実による子育て家庭支援の強化

### 主な施策の内容

(1) 多様な保育ニーズに対応した保育サービス提供体制の整備

認定こども園運営支援や保育士配置等により、家庭状況や子どもの発達に応じた安心で柔軟な保育環境を整備し、多様な保育ニーズに応えます。

(2) 子育て相談支援体制の充実と相談しやすい環境づくり

地域子育て支援事業や発達支援センターと連携し、相談・交流の場を確保するとともに、専門職による支援体制を充実させ、相談しやすい環境を整えます。

(3) 児童虐待の未然防止・早期対応に向けた支援体制の強化

要保護児童対策協議会やこども家庭センターを活用し、関係機関が情報を共有し協働で支援する体制を整え、児童虐待の未然防止と迅速対応を推進します。

(4) 関係機関が連携した要支援家庭への継続的支援の推進

発達支援保育士や地域支援機関を活用し、障がい児や支援を要する家庭への継続的支援体制を整え、関係機関との連携で必要な支援を安定的に提供します。

(5) 子育て支援制度・サービスに関する情報提供と利用促進

地域子育て支援事業を通じて制度・サービス情報の提供や交流機会を拡充し、子育て家庭が安心して必要な支援を利用できる環境を整備します。

### 施策に係る取組（主な事務事業など）

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地域子育て支援事業 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 留萌中部地域子ども発達支援センターの共同設置 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 要保護児童対策協議会の設置運営 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 認定こども園発達支援事業 | 子ども教育課 | → | → | → | → |

## 施策 1-1-3　保育・幼児教育環境の充実と地域子育て基盤の強化

### 主な施策の内容

(1) 保育・幼児教育施設の計画的整備と教育・保育の質の向上

認定こども園運営支援や施設改善、人材育成を通じ、子ども一人ひとりを支える質の高い教育・保育環境の整備と地域の教育力向上を図ります。

(2) 放課後における子どもの居場所づくりと見守り体制の充実

放課後こどもセンター運営支援により、放課後や長期休業中も安心して過ごせる居場所を確保し、地域の見守り体制の充実で安全な生活環境を支えます。

(3) 地域子育て支援拠点機能の強化

地域子育て支援事業や移動図書室、ブックステーションなどを活用し、地域における子育て支援拠点機能を強化し、家庭と地域の子育て連携を推進します。

(4) 地域ぐるみで子どもを育てる子育てコミュニティの形成促進

カンガルースクールや親育講座などを通じ、家庭・学校・地域が連携して子どもの成長を支える地域コミュニティの形成を促進します。

施策に係る取組（主な事務事業など）

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 放課後こどもセンター運営補助事業 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 地域子育て支援事業 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 移動図書事業 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| カンガルースクール | 社会教育課 | → | → | → | → |
| 親育講座 | 社会教育課 | → | → | → | → |

## 政策 1-2　学校教育の充実と学びの質の向上

### 施策 1-2-1　教育環境・学習基盤の充実と教育体制の強化

主な施策の内容

(1) 小規模校の特性を活かした教育活動の推進

小小・小中連携や地域資源を活用した交流学習・体験学習を展開し、小規模校の特性を活かした個性豊かで特色ある教育活動を推進します。

(2) 学校施設の計画的整備と安全・安心な学習環境の確保

校舎や教室設備、学校図書、教職員住宅等の整備・改修を計画的に進め、安全で安心できる学習環境を整備するとともに教育活動の質向上を図ります。

(3) 教育 ICT 環境の整備と効果的な活用の推進

児童生徒１人１台端末やネットワーク環境を整備し、個別最適化や協働学習を通じて情報活用能力を高め、学習の質と効果を向上させます。

(4) 学校における働き方改革の推進による教職員の勤務環境の改善

校務支援システムや校務アシスタントの活用、部活動の地域展開などで教職員の業務負担を軽減し、教育活動の充実と働きやすい勤務環境を実現します。

施策に係る取組（主な事務事業など）

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 小小連携・小中連携の推進 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 地域学校協働活動 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 小中学校施設・設備の整備 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 学校図書の整備 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| １人１台端末の導入 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 学校ネットワークの構築運営 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 校務支援システムの運用 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 校務アシスタントの配置 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 中学校部活動の地域展開 | 子ども教育課 | → | → | → | → |

### 施策 1-2-2　学習機会の多様化と学力・学びの質の向上

**主な施策の内容**

(1) 基礎的・基本的学力の定着に向けた指導の充実

学校教育支援員や専科教員の複数体制による個別対応で、児童生徒一人ひとりの理解度に応じた学習支援を実施し、基礎・基本学力の定着を図ります。

(2) ICT・デジタル教材を活用した学習効果の向上

デジタル教材を活用した授業で個別最適な学びを推進し、児童生徒の学習意欲を高めつつ、理解度の向上と学習効果の最大化を目指します。

(3) 遠隔学習等を活用した学習機会の確保

ICTや端末を活用した遠隔授業により､登校が困難な児童生徒も学習機会を確保し、学びを継続できる環境を提供します。

(4) 不登校・特別な配慮を要する児童生徒への支援体制の充実

スクールカウンセラーや特別支援機関と連携し、心のケアや学習支援を行う体制を強化し、不登校児や特別な配慮を要する児童生徒の学習環境を支えます。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 学校教育支援員の配置 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 専科指導教員の配置 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| デジタル教科書の導入実証 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| ＡＩドリル | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| ＩＣＴ機器を活用した遠隔授業 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 校務アシスタントの配置 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 特別支援教育地域連携専門部会の設置運営 | 子ども教育課 | → | → | → | → |

## 政策 1-3　若者の育成支援と地域定着の促進

### 施策 1-3-1　若者のキャリア形成を支える進路・就業支援の充実

**主な施策の内容**

(1) 学校段階に応じた体系的キャリア教育の推進

小中学校の学習時間や体験学習を活用し、地域・社会との関わりを意識したキャリア教育を体系的に推進し、主体的な進路選択力を育成します。

(2) 進学・就職に関する相談・支援体制の充実

合同説明会や個別相談を通じて進学・就職情報を提供し、地域産業や働き方を理解できる環境を整備して、主体的に進路を選択できる支援を行います。

(3) 地域産業への理解を深める職業体験・学習機会の充実

インターンシップや探究学習等で地域産業や仕事の理解を深め、実践的な学習機会を提供することで、将来のキャリア形成を支援します。

(4) 北海道苫前商業高等学校の魅力化と教育活動支援

後援会や学生寮支援、地域連携教育「とままえ学」等を通じ、学校の教育活動を支援し、魅力向上と安定的な運営を推進します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 小中学校修学旅行費補助事業 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 町内就職先説明会の実施 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 地域学校協働活動 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 苫前商業高等学校後援会補助事業 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 苫前商業高等学校地域学への支援 | 子ども教育課 | → | → | → | → |

**施策 1-3-2　若者の地域定着を促進する移住・定住支援の充実**

**主な施策の内容**

(1) 若者の地元就職促進と雇用マッチング機能の強化

地域産業情報提供や就職相談、関係機関との連携による就業支援で、若者の地元就職を促進し、雇用マッチング機能を強化します。

(2) U・I ターン促進に向けた移住・定住支援の充実

移住相談や住まい・就業情報提供、支援制度活用により、U・I ターン希望者が安心して移住・定住できる環境を整備します。

(3) 関係人口の創出と継続的な関係づくりの推進

都市部との交流や情報発信を充実させ、地域活動や交流参加を通じた関係人口の創出と継続的な地域との関わりを促進します。

(4) 若者の地域参画・交流機会の創出

地域活動やまちづくりへの参加機会を整備し、若者同士や地域住民との交流を促進することで、主体的に地域づくりに関わる環境を整えます。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 町内就職先説明会の実施 | 子ども教育課 | → | → | → | → |
| 奨学金返還支援事業 | 総合政策室 | → | → | → | → |

## 基本目標２　産業の活力を高め、働く場とにぎわいを創出するまち

### 政策 2-1　農林水産業の持続的発展の推進

#### 施策 2-1-1　持続可能な農業経営の確立と収益性の強化

**主な施策の内容**

(1) 農産物の高付加価値化と農業所得向上の推進

ブランド化や産地づくり、品質向上、環境保全型農業の取組を通じて地域農産物の付加価値と販路拡大を図り、地域農業の持続的発展と農業所得の向上を目指します。

(2) スマート農業等の導入による省力化・生産性向上の推進

自動操舵トラクターや走行アシスト田植機などのスマート農業機器導入を支援し、作業効率化や労働力不足対応を通じて、生産性向上と持続可能な農業経営を推進します。

(3) 農業経営の安定化と経営基盤強化の支援

経営所得安定対策や農業基盤強化資金利子補給、農地情報管理活用により、農業経営の安定化と基盤強化を支援し、地域農業の持続的発展に資する環境を整備します。

(4) 酪農・畜産の振興と生産基盤の強化

飼養管理技術向上や施設整備を通じて酪農・畜産経営の安定化を図り、持続可能な畜産経営の確立と地域経済への貢献を促進します。

(5) 有害鳥獣対策と農業被害防止体制の強化

エゾシカ等による農作物被害軽減に向け、関係機関と連携した捕獲・防除対策を推進し、地域ぐるみで被害防止体制を整備し農業生産の安定化を図ります。

(6) 農地の保全・集積・集約と農業基盤の計画的整備

農地の集積・集約を進め、水利施設等の維持管理や長寿命化を図ることで、安定した農業用水確保と農業基盤整備を計画的に推進します。

(7) 担い手育成、新規就農者確保及び労働力確保の推進

新規就農者対策や支援制度を通じて担い手の育成・確保を進め、地域農業の持続的発展を支える人材を安定的に確保します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 農業支援対策事業 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| スマート農業の普及推進 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 農業経営基盤強化資金利子補給補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 畜産経営維持緊急支援資金利子補給補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 経営所得安定対策推進事業補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 優良乳用後継牛確保促進事業補助 | 農林水産課 | → | | | |
| 苫前町酪農組合補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 苫前町家畜畜産物自衛防疫組合補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 苫前町上平共同利用模範牧場の指定管理による運営 | 農林水産課 | → | → | → | → |

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 草地畜産基盤整備事業苫前中北部地区負担 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 中留萌酪農ヘルパー利用組合補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 有害鳥獣対策事業 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| アライグマ捕獲事業奨励金 | 農林水産課 | → | → | → | |
| 新規銃猟免許取得費補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 新規銃猟免許取得者銃器等購入費補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 苫前ダム等関連施設管理事業 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 北海道多面的機能支払交付金事業 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 中山間地域等直接支払交付金事業 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 環境保全型農業直接支援対策事業 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 水利施設管理強化事業補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 水利施設等保全高度化事業西古丹別揚水機場地区負担 | 農林水産課 | → | → | → | |
| 農業水路等長寿命化防災減災事業負担 | 農林水産課 | → | → | | |
| 新規就農者対策事業補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |

**施策 2-1-2　森林資源の適切な管理と活用による林業・木材産業の振興**

**主な施策の内容**

(1) 森林資源の適正管理と計画的な施業の推進

私有林・町有林の間伐・造林・保育を計画的に実施し、森林資源の適正管理と循環利用を進めるとともに、多面的機能の維持向上を図ります。

(2) 林業施業の効率化・省力化と持続可能な施業体制の構築

作業路網整備や高性能林業機械活用で施業効率化を推進し、関係機関との連携により持続可能な林業経営体制を構築します。

(3) 木材需要の拡大と地域材利用の促進

公共施設の木質化や普及啓発により地域材利用を促進し、林業・木材産業の活性化と地域産材の需要拡大を図ります。

(4) 林業・木材産業の担い手確保・育成と経営基盤の強化

森林組合等への支援を通じ、技能向上や担い手育成を進め、林業・木材産業の持続的発展を支える人材確保と経営基盤強化を図ります。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 私有林等整備事業補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 町有林整備事業 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 公共施設等木質化事業 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 民有林整備担い手対策推進事業補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |

### 施策 2-1-3　水産資源の保全と漁業経営の安定化

**主な施策の内容**

(1) 水産資源管理の徹底と持続可能な漁業の推進

ウニ・ナマコ等の磯根資源管理や外敵駆除、種苗放流、生息環境整備を支援し、水産資源の持続的利用と安定漁業確保を図ります。

(2) 漁業の生産性向上と所得安定に向けた支援

ICT 活用による作業効率化や漁業近代化資金支援を通じ、設備投資負担を軽減し、漁業経営の安定化と所得向上を支援します。

(3) 水産物の高付加価値化と販路拡大の推進

地域団体と連携し、水産物のブランド化・高付加価値化・販路拡大を推進し、マリンビジョンを通じて地域水産業の競争力向上を図ります。

(4) 漁業基盤施設の整備と担い手の確保・育成

漁港や荷さばき施設の整備・改修を進め、生産基盤を強化するとともに、新規就業者・後継者育成を通じて地域水産業の人材確保を推進します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 磯根資源管理事業補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| なまこ人工種苗管理事業補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 苫前漁港 ICT 水質監視事業補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 漁業近代化資金利子補給補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 海洋変化対策資金利子補給補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 苫前地域マリンビジョン協議会運営事業補助 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 漁港・漁業関連施設の整備・改修 | 農林水産課 | → | → | → | → |
| 新規漁業就業者支援事業 | 農林水産課 | → | → | → | → |

## 政策 2-2　地域経済の活性化と商工業の振興

### 施策 2-2-1　地域内経済循環の拡大による地域経済活性化

**主な施策の内容**

(1) 地域内経済循環を意識した消費・取引促進の取組推進

プレミアム付商品券の発行や町内事業者支援を通じて地域内消費を喚起し、取引拡大による地域内経済循環の仕組みを構築することで、地域経済全体の活性化を目指します。

(2) 農商工連携による商品・サービス開発の促進

農林水産業者と商工業者の連携を推進し、地域資源を活用した特産品開発や６次産業化を支援。地域ブランドの確立や高付加価値商品の創出により、地域経済の持続的発展を図ります。

(3) 地域拠点や商店街の魅力向上と利用促進支援

商店街の環境整備や空き店舗活用を支援し、住民の利便性向上と来訪機会創出を図ることで、地域拠点としての商業機能維持と地域活性化を促進します。

(4) 地域資源を活かした新たな需要創出の推進

農林水産物や観光資源など地域資源を活用し、現代ニーズに対応した商品・サービス開発や情報発信を推進。地域内外の新たな需要創出と外貨獲得の拡大を図ります。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| プレミアム地域振興券発行事業補助 | 商工労働観光課 | → | → | → | → |
| 食料品＆飲食券発行事業 | 商工労働観光課 | → | | | |
| デジタル商品券サービス事業 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| ふるさと応援寄附金返礼事業 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 苫前ブランド・６次産業化チャレンジ支援事業助成 | 商工労働観光課 | → | → | → | → |
| 商店街元気づくり助成 | 商工労働観光課 | → | → | → | → |

**施策 2-2-2　中小企業・小規模事業者の経営基盤強化**

**主な施策の内容**

(1) 経営相談・伴走型支援による経営力・生産性の向上

商工会と連携した経営相談や伴走型支援、融資・設備導入支援を通じ、中小企業・小規模事業者の経営力強化と生産性向上を図り､地域経済の持続的発展を支援します。

(2) 人材確保・育成と定着に向けた支援の推進

企業説明会や若年者雇用支援、奨学金返還支援などを通じて人材確保を促進し、職業訓練機関との連携により人材育成・定着を支援し、企業の成長と地域経済の活性化に寄与します。

(3) 事業承継・創業支援による事業継続と新陳代謝の推進

事業承継相談や創業支援、企業立地促進を通じて新規事業者参入を促進し、地域産業の新陳代謝と持続的発展を支える環境を整備します。

(4) 関係機関と連携した中小事業者支援体制の強化

商工会・金融機関・支援機関と連携し、情報共有や相談体制を充実させることで、中小企業・小規模事業者を支える総合的支援体制を推進します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 商工会補助事業 | 商工労働観光課 | → | → | → | → |
| 中小企業振興資金利子補給補助 | 商工労働観光課 | → | → | → | → |
| 中小企業特別融資貸付事業 | 商工労働観光課 | → | → | → | → |
| 苫前町雇用対策協議会の設置運営 | 商工労働観光課 | → | → | → | → |
| 商店街元気づくり助成 | 商工労働観光課 | → | → | → | → |

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 若年者雇用促進助成事業 | 商工労働観光課 | → | → | → | → |
| 奨学金返還支援事業 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 企業等の立地の促進 | 商工労働観光課 | → | → | → | → |

## 政策 2-3　観光振興と交流人口の拡大

### 施策 2-3-1　地域資源の魅力強化による観光誘客力の向上

**主な施策の内容**

(1) 地域資源を活かした観光コンテンツの磨き上げと創出

自然景観・食・歴史・産業などの地域資源を再評価し、体験型・滞在型観光や周遊促進を通じて観光誘客力を高め、地域経済への波及効果を拡大します。

(2) 観光誘客に向けた効果的な情報発信とプロモーションの推進

SNS やデジタル媒体、キャラクター活用による情報発信で認知度向上と誘客促進を図り、観光施設やプログラムとの連携を通じて地域全体の観光魅力向上を推進します。

(3) 地域特色を活かした観光イベント等の充実

風車まつり等地域資源を活用したイベントや特産品 PR を通じ、地域魅力の発信と交流機会創出を進め、観光客誘致を強化します。

(4) 観光施設・受入環境の整備と担い手育成の推進

オートキャンプ場や海水浴場の整備・改修、予約システム導入等で利便性向上を図り、地域事業者と連携して観光振興を担う人材育成を推進します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 公認キャラクター「くまだとまお」の活用 | 商工労働観光課 | → | → | → | → |
| 苫前町風車まつり実行委員会補助 | 商工労働観光課 | → | → | → | → |
| 苫前町観光協会補助 | 商工労働観光課 | → | → | → | → |
| 観光施設の管理運営 | 商工労働観光課 | → | → | → | → |
| 新日本海地域交流センターの指定管理による運営 | 商工労働観光課 | → | → | → | → |
| ななかまどの館の指定管理による運営 | 商工労働観光課 | → | → | → | → |

### 施策 2-3-2　交流人口・関係人口の拡大に向けた受入体制の強化

**主な施策の内容**

(1) 交流人口・関係人口の創出・拡大に向けた受入の仕組みづくり

都市住民との交流事業や情報発信を強化し、地域との関わりの機会を創出するとともに、継続的な関係構築が可能な仕組みを整備します。

(2) 二地域居住や滞在型交流の促進

自然や生活環境を活かした滞在プログラムや受入体制を整備し、短期滞在や二地域居住など多様な関わり方を促進し、定期的な訪問者増加による交流人口拡大を図ります。

(3) 地域活動や地域づくりへの参画機会の創出

イベント・ボランティア活動・農林水産業体験を通じて地域住民と交流し、地域づくりへの参画機会と継続的関わりを促進します。

(4) 交流・参画を支える相談・コーディネート機能の充実

交流希望者や関係人口を対象に、相談・情報提供・コーディネート体制を整備し、円滑な交流・参画を支援する体制を強化します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 「ふるさと苫前」共創基盤による地域経済循環創出事業 | 総合政策室 | → | → | → | |
| 交流事業実行委員会への支援 | 社会教育課 | → | → | → | → |

## 基本目標３　地域で支え合い、誰もが安心して暮らし続けられるまち

### 政策 3-1　健康づくりと保健医療体制の充実

#### 施策 3-1-1　生涯を通じた健康づくりの推進による健康寿命の延伸

**主な施策の内容**

(1) 世代別・対象別の健康教育、健康相談及び健康啓発の充実

乳幼児から高齢者までライフステージに応じた健康教育や相談､啓発活動を充実し、住民の主体的な健康づくりを促進します。

(2) 生活習慣病予防・重症化予防の推進

健診や保健指導で生活習慣病の早期発見・予防を図り、適切な生活習慣の定着を支援することで、疾病の重症化防止と健康寿命延伸につなげます。

(3) 高齢期を見据えたフレイル予防・介護予防の推進

運動や栄養改善などを通じフレイル・介護予防を推進し、地域での健康づくり活動を通じて高齢者の自立した生活維持を支援します。

(4) 運動・栄養・口腔・メンタルヘルスを一体とした健康づくりの推進

運動習慣の定着、食生活改善、歯科健診、心の健康づくりを一体的に推進し、心身ともに健康な生活を支える環境を整えます。

(5) 健康づくりに主体的に取り組む地域活動・住民参加の促進

地域団体の活動支援や住民参加型健康づくり活動を推進し、地域ぐるみで健康づくりに取り組む環境を整備します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 保健指導の実施 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 苫前町食生活改善協議会補助 | 保健福祉課 | → | → | → | → |

#### 施策 3-1-2　地域医療提供体制の充実による医療アクセスの確保

**主な施策の内容**

(1) 医療機関との連携強化と地域医療体制の充実

町立診療所や歯科診療所の運営支援、広域医療機関との連携強化、医療人材確保などにより安定した医療提供体制を確保します。

(2) 救急医療・在宅医療体制の整備と支援

関係機関と連携し二次救急体制の確保や在宅医療推進を図り、住民が安心して医療を受けられる体制を整備します。

(3) 遠隔診療等 ICT を活用した医療アクセスの確保

遠隔診療や医療情報共有の取組を推進し、医療機関との連携強化を通じて地理的条件に左右されない医療アクセスを確保します。

(4) 通院支援や医療相談体制の整備

へき地患者輸送車運行など通院支援や健康相談体制の整備により、地域における医療アクセス向上を図ります。

(5) 医療・介護・福祉の連携による切れ目のない支援の推進

健診・健康情報管理の整備や医療・介護・福祉の連携により、疾病の早期発見と予防、継続的な健康支援体制を推進します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 町立診療所（苫前クリニック）の指定管理による運営 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 苫前町地域医療確保事業補助 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 苫前歯科診療施設借上 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 二次救急医療体制確保負担 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| へき地患者輸送車運行事業 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 地域保健対策の推進 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 特定健康診査等の実施 | 保健福祉課 | → | → | → | → |

## 政策 3-2　高齢者福祉・介護サービスの充実と地域支援体制の強化

### 施策 3-2-1　高齢者福祉サービスの充実による介護の質の向上

**主な施策の内容**

(1) 介護サービスの提供体制整備と円滑な利用促進

介護人材の確保・育成や関係機関との連携により、必要な介護サービスを安心して利用できる体制を整備します。

(2) 介護予防事業の推進と地域自主活動の支援

介護予防事業や地域自主活動を支援し、高齢者が健康で自立した生活を維持できる環境を整えます。

(3) 高齢者の社会参加と生きがいづくりの促進

シニアスクールや老人クラブなどの活動支援、補聴器購入支援を通じ、高齢者の社会参加と生活の質向上を図ります。

(4) 介護者への支援（健康・生活支援、交流機会の提供）

認知症カフェ等で介護者同士の交流を促進し、心理的負担軽減や相談・情報交換の充実を進めます。

(5) 介護保険制度やサービスに関する情報提供・相談支援の充実

社会福祉協議会や民生委員と連携し、介護保険制度や福祉サービスの情報提供、移動支援等の活用を促進します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 介護職員等修学就労雇用資金助成事業 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 介護のしごと魅力アップ推進事業 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| シニアスクール | 保健福祉課 | → | → | → | → |

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 老人クラブ連合会運営補助 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 高齢者事業団活動運営費補助 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 高齢者補聴器購入費助成 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| オレンジカフェとままえ（認知症カフェ）の開催 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 苫前町社会福祉協議会運営補助 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 苫前町民生委員児童委員協議会運営補助 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 苫前町遺族会運営補助 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| にこにこタクシー運行事業 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 訪問看護ステーション利用者交通費助成 | 住民生活課 | → | → | → | → |

**施策 3-2-2　地域包括ケア体制の整備による支援力の強化**

**主な施策の内容**

(1) 地域包括支援センター機能の充実と相談支援体制の強化

地域包括支援センターを高齢者総合相談窓口として運営し、専門職による相談支援と関係機関連携を強化します。

(2) 見守りネットワークの構築と ICT・見守り機器の活用

地域見守りネットワークや GPS 等 ICT 機器を活用し、高齢者の安全・安心を地域ぐるみで支える体制を整備します。

(3) 医療・介護・福祉の連携による包括的支援の推進

地域包括ケア会議や研修会を通じ、多職種連携による包括的・継続的な支援体制を強化します。

(4) 地域住民や関係団体との協働による支え合い体制の構築

まちなかサロン等の地域交流活動を支援し、地域ぐるみで高齢者を支える支え合い体制とコミュニティ活性化を推進します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 苫前町地域包括支援センターの設置運営 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 地域見守りネットワークの運営 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| はいかい高齢者等ＳＯＳネットワークの運営 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 多職種による地域包括ケア会議等の開催 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| まちなかサロン実行委員会運営補助 | 保健福祉課 | → | → | → | → |

## 政策 3-3　共生社会の実現と生活支援体制の充実

### 施策 3-3-1　障がいのある人への支援充実による社会参加の促進

**主な施策の内容**

(1) 日常生活支援や外出支援等の福祉サービスの充実

自立支援給付や地域生活支援事業、医療費助成等により、障がいのある人が安心して地域で生活できる環境を整えます。

(2) 就労支援機関との連携による多様な就労機会の確保

関係機関や就労支援事業所と連携し、障がい者に応じた就労機会を確保し、安定した就労継続を支援します。

(3) 障がいのある人の社会参加・地域活動参画の促進

地域活動支援センター等を通じ創作・生産活動や交流機会を提供し、社会参加と地域活動参画を促進します。

(4) 相談支援体制の充実と個別支援計画に基づく支援の推進

基幹相談支援センターを中心に、個別支援計画に基づくきめ細かな支援体制を整備し、関係機関と連携して実施します。

(5) 障がい理解の促進と共生社会づくりに向けた啓発

啓発活動や地域・関係団体との連携を通じ、互いに支え合える安心な共生社会の実現を目指します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地域活動支援センター事業 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 基幹相談支援センター事業 | 保健福祉課 | → | → | → | → |

### 施策 3-3-2　見守りを含む生活支援体制の整備による安心な暮らしの確保

**主な施策の内容**

(1) 地域生活支援の充実と利用しやすい環境の整備

緊急通報システム、配食・除雪サービス、低所得者支援等により、地域で安心して暮らせる生活支援体制を整備します。

(2) 生活困窮者等の自立支援と総合相談体制の充実

関係機関と連携し、相談・社会参加機会を整備することで、生活困窮者等が課題を早期に把握・解決できる体制を構築します。

(3) 孤立者・ひきこもり者への支援体制の確保と社会参加の促進

孤立やひきこもり者への支援や交流機会創出により、社会参加を促進し地域での孤立防止を図ります。

(4) 権利擁護の推進と成年後見制度の利用促進並びに虐待防止体制の強化

成年後見制度普及啓発や相談支援を行い、高齢者・障がい者の権利擁護と虐待防止の早期対応体制を強化します。

(5) 再犯のない安全・安心な地域社会の実現に向けた連携支援の推進

関係機関と連携し再犯防止や地域安全確保に向けた啓発・支援活動を推進し、安心して暮らせる地域環境を整備します。

(6) 人権尊重の推進と啓発活動・教育の充実並びに人権相談体制の強化

人権意識の啓発や教育を充実させ、相談体制を整備することで、地域全体で人権尊重の文化を醸成します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 暖房用燃料購入費等助成事業 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 緊急通報システム設置事業 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 生きがい活動支援事業補助 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 生きがいデイサービスセンターの指定管理による運営 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 介護サービス利用者負担軽減事業補助 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| ひきこもり者等支援プラットフォームの設置運営 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 苫前町成年後見センターの設置運営 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 地域ケア会議の開催 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 苫前町あんしん生活支援ネットワーク地域ケア部会の設置運営 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 再犯の防止と社会を明るくする運動の推進 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 地域人権啓発活動活性化事業 | 保健福祉課 | → | → | → | → |
| 特設人権心配ごと相談所の開設支援 | 保健福祉課 | → | → | → | → |

## 基本目標４　地域コミュニティの力を育み、文化と交流が息づくまち

### 政策 4-1　地域コミュニティ活動の活性化と協働の推進

#### 施策 4-1-1　地域コミュニティ活動の活性化による支え合い基盤の強化

**主な施策の内容**

(1) 地域コミュニティ活動の活性化に向けた取組の推進

地域住民主体の多様な活動を支援し、参加しやすい環境整備や情報発信を通じて、地域活動の活性化と参加人口の拡大を図ります。

(2) 町内会・自治組織の運営体制強化と活動支援

町内会や自治組織の活動支援、施設維持管理助成などにより、地域コミュニティを支える運営体制の強化と持続的活動を促進します。

(3) 地域拠点施設の有効活用と機能強化

集会施設の改修や整備支援を通じ、安全で利便性の高い交流拠点としての機能強化と有効活用を推進します。

(4) 地域活動を担う人材の発掘・育成

多世代の参加促進と人材発掘・育成を進め、地域活動の担い手不足に対応し、持続可能な地域コミュニティ形成を図ります。

(5) ボランティア活動の推進と参加機会の拡充

ボランティアへの理解促進と参加機会拡充を図り、関係団体と連携して住民主体の支え合い地域づくりを進めます。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地域集会施設維持補助（交付）事業 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 地域集会施設改修補助事業 | 住民生活課 | → | → | → | → |

#### 施策 4-1-2　住民参加と協働の推進による地域運営力の向上

**主な施策の内容**

(1) 地域課題解決に向けた住民・団体・行政の協働体制の構築

住民・団体・行政が連携して地域課題に取り組む協働体制を整備し、多様な主体参画で持続可能な地域づくりを推進します。

(2) 多様な住民が参画する参加型まちづくりの推進

地域活動やまちづくりへの参加機会を拡充し、世代や立場を問わず住民主体で地域づくりを進め、地域の自主性と活力を高めます。

(3) 住民提案や自主的な取組の創出・実現を支える仕組みづくり

住民・団体の自主的な活動や提案を促進し、その実現を支援する仕組みを整備し、創意工夫を生かした地域づくりを推進します。

(4) 行政情報の分かりやすい提供と住民意見の反映を支える仕組みの整備

広報紙やオンラインツールを活用して行政情報を分かりやすく提供し、住民意見の把握と町政への反映を促進します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 広報とままえの発行 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| LINE 拡張サービスの実施 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 政策・予算説明概要書の発行 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 町勢要覧の作成 | 総合政策室 | → | | | |

## 政策 4-2　文化・芸術の振興と生涯学習・スポーツの推進

### 施策 4-2-1　地域文化・芸術の振興と継承の推進

**主な施策の内容**

(1) 地域文化・芸術活動の振興と創造・参加機会の充実

文化協会や団体活動支援、公民館展示・文化行事開催を通じて、地域文化・芸術活動と住民参加の機会を充実させます。

(2) 地域の歴史・伝統文化・文化財の保存・継承と活用

郷土資料館や文化財の整備・公開を行い、舞台鑑賞や体験活動を通じ地域の歴史・伝統文化の保存と活用を推進します。

(3) 文化芸術を通じた人材・団体の育成と連携の促進

伝統文化活動や地域行事支援を通じ住民理解と継承を促進し、文化団体間の連携強化により活動の充実を図ります。

(4) 文化振興を支える拠点・環境の整備と活用

郷土資料館や文化施設の維持・改修を進め、展示・公開事業充実により地域文化の拠点機能を高めます。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 文化協会への支援 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| 子どもかるたの普及啓発 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| 公民館フェスティバルの実施 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| 郷土史研究会への支援 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| くま獅子保存会への支援 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| 豊饒太鼓保存会への支援 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| 埋蔵文化財の管理 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| 凧あげ大会実行委員会への支援 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| 一般・小中学生向け芸術鑑賞事業 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| 北海道指定文化財「木造十一面観音立像」の管理 | 社会教育課 | → | → | → | → |

## 施策 4-2-2　生涯学習の推進と多様な学習機会の充実

### 主な施策の内容

(1) 生涯学習の推進と体系的・多様な学習機会の提供

公民館講座や体験活動、読書推進など多様な学習機会を提供し、子どもから高齢者まで誰もが学び続けられる環境を整備します。

(2) 学習成果を生かした地域活動・社会参画の促進

学習で得た知識や経験を地域活動や社会貢献に生かす仕組みを整備し、住民の参画と地域力向上を図ります。

(3) 生涯学習を支える環境整備と拠点機能の充実

公民館改修や図書室・学習施設機能充実を通じ、地域の生涯学習活動を支える環境と拠点機能を強化します。

### 施策に係る取組（主な事務事業など）

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 子ども会育成連絡協議会への支援 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| 生涯学習推進アドバイザーの配置 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| 図書室フェスティバルの実施 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| 少年少女体験教室（TDK）の実施 | 社会教育課 | → | → | → | → |

## 施策 4-2-3　スポーツ活動の推進によるスポーツ参加の拡大

### 主な施策の内容

(1) 地域スポーツ活動の推進と参加機会の拡充

大会やスポーツ教室、健康事業を通じ、子どもから高齢者まで幅広い世代が気軽に参加できるスポーツ機会を充実させます。

(2) スポーツ活動を支える施設・環境の整備と利活用の促進

施設維持管理や設備改修、スキー場整備等により、安全で利用しやすいスポーツ環境整備と利活用を推進します。

(3) スポーツを通じた人材育成と地域交流の促進

指導者や地域リーダー育成を支援し、住民参加の大会や事業を通じて世代間交流と地域スポーツ活動の活性化を図ります。

### 施策に係る取組（主な事務事業など）

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| スポーツ大会・体験事業等の実施 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| 水泳教室・スポーツ教室の実施 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| スポーツ施設の管理運営 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| スポーツ協会・スポーツ少年団への支援 | 社会教育課 | → | → | → | → |
| Ｂ＆Ｇ事業参加への支援 | 社会教育課 | → | → | → | → |

## 政策 4-3　交流促進と多文化共生の推進

### 施策 4-3-1　地域内外交流を通じた関係人口の創出と人材循環の促進

**主な施策の内容**

(1) 地域内外の人材・団体との交流ネットワークの構築と連携強化

地域住民や町出身者、関係団体とのネットワークを広げ、地域内外の多様な人材が継続的に関わる交流関係を形成します。

(2) 地域資源を活用した継続的な交流機会の創出

地場産品や地域資源を活用したイベントや交流事業を通じ、「ふるさと苫前」共創基盤で交流機会と地域経済活性化を推進します。

(3) 関係人口の創出・拡大と人材循環につながる参画機会の提供

地域おこし協力隊や移住交流事業、奨学金返還支援等を通じ、本町に関わる人材の裾野拡大と循環的参画を促進します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| ふるさと苫前会の運営 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 地域おこし協力隊事業 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 「ふるさと苫前」共創基盤による地域経済循環創出事業 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 北海道移住交流促進協議会負担 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 留萌中部振興協議会広域連携事業 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 苫前町奨学金返還支援事業 | 総合政策室 | → | → | → | → |

### 施策 4-3-2　多文化共生に向けた理解促進と受入環境の整備

**主な施策の内容**

(1) 多文化理解の促進と共生意識の醸成

国際理解学習や交流事業を充実させ、異なる文化や価値観への理解を深め、持続的な国際交流と共生意識の醸成を図ります。

(2) 外国人住民への生活支援及び相談体制の充実

生活情報提供や相談支援体制整備を進め、外国人住民が安心して生活できる環境と地域住民との相互理解を促進します。

(3) 地域における受入環境づくりと関係機関との連携の推進

行政・地域団体・学校等と連携し、多文化の住民が参加しやすい環境整備を進め、地域の包摂力向上を図ります。

(4) 男女共同参画及びワーク・ライフ・バランスの推進

広報や学習機会を通じ、男女共同参画意識を醸成し、女性参画や仕事と生活の調和が図れる環境整備を推進します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 情報発信における外国語対応の推進 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 男女共同参画に関する啓発等の推進 | 住民生活課 | → | → | → | → |

## 基本目標５　安全・安心で快適に暮らせる、持続可能なまち

## 政策 5-1　防災・減災対策と安全・安心な生活環境の確保

### 施策 5-1-1　防災・減災体制の強化による地域防災力の向上

**主な施策の内容**

(1) 災害リスクの把握とハザード情報の整理・周知の推進

地震・津波や暴風雪、土砂災害などのリスクを把握し、ハザードマップ等を通じて住民に周知。防災意識の向上と迅速・適切な避難行動を促進します。

(2) 初動対応体制の充実と職員・関係機関の防災対応力の向上

防災行政無線や J-ALERT の運用・更新を行い、職員や関係機関と連携した訓練により、災害発生時の迅速で的確な初動対応体制を確保します。

(3) 自主防災組織の育成と住民参加による防災訓練の推進

自主防災組織の育成を進め、避難所運営訓練等の住民参加型取組を通じ、防災知識と行動力を高め、地域防災力の向上を図ります。

(4) 要配慮者支援を含む避難・支援体制の充実

高齢者や障がい者等の避難確保のため、地域・関係機関と連携した支援体制を整備し、備蓄や広域連携を含む総合的な避難支援を推進します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 地域防災計画等の周知広報 | 総務財政課 | → | → | → | → |
| 同報系防災行政無線の運用 | 総務財政課 | → | → | → | → |
| J-ALERT の運用 | 総務財政課 | → | → | → | → |
| 地域防災訓練の実施 | 総務財政課 | → | → | → | → |
| 防災資機材などの適正備蓄 | 総務財政課 | → | → | → | → |

### 施策 5-1-2　消防・救急・防犯体制の充実による安全確保水準の向上

**主な施策の内容**

(1) 消防・救急体制の維持強化と広域連携の推進

北留萌消防組合との連携のもと、消防庁舎や通信設備の整備・更新を進め、迅速で信頼性の高い消防・救急活動を確保します。

(2) 防災・救急・防犯分野における人材育成と対応力向上

消防団や関係団体と連携し、防災・救急・防犯の人材育成や研修を充実させ、地域全体の対応力向上と安全確保体制を強化します。

(3) 交通安全対策の総合的推進と啓発活動の充実

交通安全協会など関係団体と連携し、交通安全教室や街頭啓発、啓発看板設置等を通じ、住民の交通マナー向上と事故防止に向けた取り組みを推進します。

(4) 地域防犯体制の強化と犯罪抑止環境の整備

防犯協会の支援や街灯設置・維持、防犯啓発を通じて、犯罪抑止と地域ぐるみでの安全・安心な生活環境を確保します。

(5) 消費者被害防止の推進と消費生活相談体制の充実

相談窓口や関係機関との連携を充実させ、悪質商法や特殊詐欺などの消費者被害を未然に防ぎ、住民の安全な生活を支えます。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北留萌消防組合施設・設備の維持・更新 | 総務財政課 | → | → | → | → |
| 苫前町交通安全協会補助 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 交通安全推進啓発事業 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 苫前町防犯協会への支援 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 街灯設置・維持補助 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 防犯啓発事業 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 消費者被害の防止と関係機関等との連携推進 | 住民生活課 | → | → | → | → |

## 政策 5-2　公共交通・生活基盤・住環境の整備と利便性向上

### 施策 5-2-1　公共交通の維持・確保による利用環境の改善

**主な施策の内容**

(1) 地域公共交通活性化協議会を中心とした公共交通の維持・調整体制の確保

協議会を中心に、住民ニーズや利用状況を踏まえた持続可能な公共交通のあり方を検討し、生活交通としての路線維持を支援します。

(2) 生活交通としての路線バス等の運行維持支援

自家用有償旅客運送など多様な手段も活用し､路線バス等の運行の維持支援を行い、地域に適した移動手段の確保を図ります。

(3) 公共交通の利用環境・利用支援の充実

バス待合所整備や通学定期助成、分かりやすい情報提供により、利用環境と利便性を向上させ、住民の安全で快適な移動を支えます。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 苫前町地域公共交通活性化協議会の運営 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 生活路線バス等維持費補助 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 留萌旭川速達便補助 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| バス待合所の維持管理 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 通学定期運賃補助 | 総合政策室 | → | → | → | → |

## 施策 5-2-2　生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上

### 主な施策の内容

(1) 道路等生活インフラの計画的維持補修と整備

広域幹線道路整備促進や町道・橋梁維持補修、歩道整備、除排雪体制を計画的に進め、安全で快適な道路環境を確保します。

(2) 上下水道施設の適正管理と計画的更新の推進

簡易水道や浄水場、水道管・下水道施設の維持管理や個人浄化槽普及により、安定した生活水準と安全な水環境を維持します。

(3) 公共施設の長寿命化と効率的な管理運営

総合管理計画に基づき施設の長寿命化や更新を進め、省エネ・効率的運営により、持続可能な管理体制を確保します。

(4) 情報通信基盤の整備・強靱化

携帯通信環境の整備や情報通信設備の強靱化対策を進め、災害時も機能確保できる情報通信基盤の充実を図ります。

### 施策に係る取組（主な事務事業など）

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 幹線道路等の整備促進 | 建設課 | → | → | → | → |
| 町道・歩道・橋りょうの整備 | 建設課 | → | → | → | → |
| 除排雪体制の維持確保 | 建設課 | → | → | → | → |
| 古丹別地区流雪溝の維持管理 | 建設課 | → | → | → | → |
| 古丹別川水系古丹別川の整備促進 | 建設課 | → | → | → | → |
| 普通河川における総合治水と利水対策の推進 | 建設課 | → | → | → | → |
| 親水空間の充実と河川美化活動の推進 | 建設課 | → | → | → | → |
| 下水道の長寿命化の推進 | 建設課 | → | → | → | → |
| 個人設置型浄化槽の普及促進 | 建設課 | → | → | → | → |
| 安定した水資源の確保（簡易水道） | 建設課 | → | → | → | → |
| 公共施設の長寿命化と効率的な管理運営 | 建設課 | → | → | → | → |
| 役場庁舎 ZEB 化可能性調査 | 総務財政課 | → | | | |
| 移動通信用鉄塔施設整備事業 | 総合政策室 | → | | | |

## 施策 5-2-3　良好な住環境の形成による居住満足度の向上

### 主な施策の内容

(1) 空き家・老朽建築物対策と適正管理の推進

空家等対策計画に基づき、啓発や除却補助、活用支援を行い、生活環境保全と安全な居住環境を確保します。

(2) 住宅施策と連動した居住支援・住環境改善の推進

公営住宅維持や民間住宅整備支援により、住宅の新築・改修を促進し、良好な住環境形成を図ります。

(3) 生活環境保全と衛生管理の推進

側溝清掃や生活衛生対策、動物対策を適切に行い、相談対応を通じて衛生環境と安心な生活環境を維持します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 空き家の適正管理への助成 | 建設課 | → | → | → | → |
| 老朽危険空き家等の除却への補助 | 建設課 | → | → | → | → |
| 住宅新築・改修への支援 | 建設課 | → | → | → | → |
| 賃貸住宅等整備支援事業 | 建設課 | → | → | → | → |
| 公営住宅の整備・維持管理 | 建設課 | → | → | → | → |
| 個人設置型浄化槽設置整備事業補助 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 側溝及び排水溝清掃業務 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 狂犬病予防・野犬掃とう事業 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 一般住宅等の蜂駆除業務 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 飼い主のいない猫の不妊去勢手術費補助 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 町営墓地管理事業 | 住民生活課 | → | → | → | → |

## 政策 5-3　環境保全と持続可能な資源循環型社会の形成

### 施策 5-3-1　環境保全・脱炭素の推進と地域共生による持続可能な地域づくり

**主な施策の内容**

(1) 自然環境・景観の保全と緑化の推進

海岸・森林の保全や花とみどりのまちづくり活動支援により、地域景観形成と快適な生活環境の維持・向上を図ります。

(2) 地域主体による環境美化活動の推進

住民や団体と連携したクリーンアップ日本海活動等を推進し、地域環境保全と美化意識の向上を図ります。

(3) 省エネルギー・省資源行動と環境意識の向上

日常生活や事業活動における省エネ・省資源を促進し、持続可能なライフスタイルの定着を推進します。

(4) 環境学習・啓発活動の推進

町民対象の環境学習や再生可能エネルギー学習を充実させ、自然環境理解と脱炭素意識の向上を図ります。

(5) 再生可能エネルギー導入の促進と地域共生

風力発電等の導入を推進し、地域内で生み出した電力の地産地消により、地域と共生する脱炭素社会の実現を目指します。

(6) 町営風力発電事業の健全運営と収益の地域還元

町営風力発電を適正運営し、収益を活用した住民負担軽減や省エネ設備導入支援を通じ、地域還元を推進します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 花とみどりのまちづくり活動支援補助 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| クリーンアップ日本海事業 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 環境学習・啓発活動の推進 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 再生可能エネルギーの地産地消 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 再生可能エネルギー導入の促進 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 町営風力発電事業の健全運営 | 建設課 | → | → | → | → |
| 町営風力発電事業の収益の地域還元 | 建設課 | → | → | → | → |
| 風力発電事業に関する普及啓発 | 建設課 | → | → | → | → |

**施策 5-3-2　廃棄物の抑制と資源循環の推進による循環率の向上**

**主な施策の内容**

(1) 住民・事業者との連携によるごみ排出抑制と資源循環の推進

4R の推進や分別徹底、生ごみの資源化を進め、循環型資源利用と廃棄物削減を促進し、資源循環意識の向上を図ります。

(2) 廃棄物及びし尿の適正な収集・処理の推進

収集・処理体制を維持し、施設の計画的整備や運営を進め、安心・衛生的な生活環境を確保します。

(3) 広域連携による安定的な処理体制の確保と施設の計画的整備

羽幌町外２町村衛生施設組合との連携により、効率的かつ安定的な処理体制と計画的な施設整備を推進します。

(4) 不法投棄防止の推進及び高齢者世帯等の排出困難者への支援の充実

防止看板設置・巡回・啓発活動や排出困難者への支援を充実させ、適正な廃棄物処理を推進します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 資源ごみ回収の推進 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| ごみ収集運搬業務 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| ゴミステーションの設置管理 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| し尿収集運搬業務及び手数料徴収業務 | 住民生活課 | → | → | → | → |

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 羽幌町外２町村衛生施設組合の共同設置 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 汚水処理施設維持管理負担 | 住民生活課 | → | → | → | → |
| 不法投棄防止の推進 | 住民生活課 | → | → | → | → |

## 政策 5-4　効率的で持続可能な行政運営と広域連携の推進

### 施策 5-4-1　行政運営の効率化によるサービス提供体制の向上

**主な施策の内容**

(1) 民間活力の活用や行政資源の効果的な配分による効率化

事務事業の見直しや民間連携を通じ、行政資源を効果的に配分し、住民に利便性の高い行政サービスを提供します。

(2) ICT・DX の活用による業務のデジタル化とサービス提供の高度化

電算システム共同化やネットワーク整備により、オンライン対応や窓口利便性を向上させ、効率的で質の高いサービス提供を進めます。

(3) 職員の専門性向上と機動的な組織体制の充実

適正配置や研修、人事評価制度を充実させ、職員の専門性と政策形成能力を高め、機動的な組織運営と課題解決力を醸成します。

(4) 公共施設・行政資産の計画的な管理と長寿命化

施設・資産を計画的に維持・更新し、省エネや効率的運営を進め、長寿命化と持続可能な行政運営基盤を確保します。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 力昼地区各種申請業務等取次事務 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 留萌地域電算共同化推進協議会の共同設置 | 総務財政課 | → | → | → | → |
| 自治体情報標準準拠システムの運用 | 総務財政課 | → | → | → | → |
| 職員の資質向上の充実・強化 | 総務財政課 | → | → | → | → |

### 施策 5-4-2　広域連携の推進による行政機能の補完・強化

**主な施策の内容**

(1) 近隣市町村との広域課題への共同対応の推進

人口減少や医療・福祉、交通、防災等の広域課題に対応するため、近隣市町村と連携し情報共有や共同事業を推進します。

(2) 共同事務の検討・実施による行政機能の補完・強化

広域的な事務処理や共同実施の可能性を検討し、効果的な連携手法を導入・運用することで行政機能を補完・強化します。

(3) 国・北海道等との連携強化と制度活用の推進

国や北海道、関係機関と連携し、制度・財源確保や広域的要請活動を推進し、地域課題の解決と行政サービス向上を図ります。

**施策に係る取組（主な事務事業など）**

| 取組・事務事業 | 担当課 | R８ | R９ | R10 | R11 |
|---|---|---|---|---|---|
| 留萌町村会活動の推進 | 総務財政課 | → | → | → | → |
| 留萌地域総合開発期成会活動の推進 | 総合政策室 | → | → | → | → |
| 一般道道苫前小平線整備促進期成会活動の推進 | 総合政策室 | → | → | → | → |

# 第６章

# 国土強靱化の推進
# （国土強靱化地域計画）

# 第６章　国土強靱化の推進（国土強靱化地域計画）

## １　国土強靱化の概要

（１）計画の趣旨

平成 23 年の東日本大震災をはじめ、近年、地震や豪雨・豪雪などの大規模自然災害が全国各地で発生しており、事後対応にとどまらない「防災・減災」の取組が重要となっています。

こうした中、平成 25 年 12 月に強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法が施行され、平成 26 年６月には国土強靱化基本計画が策定されました。基本法第 13 条では、都道府県及び市町村が「国土強靱化地域計画」を定めることができるとされています。

本町においても、基本法第 13 条の規定に基づき、本章を国土強靱化地域計画として位置付け、大規模自然災害に対する事前防災・減災の取組を推進し、町民の生命の保護及び地域社会の重要機能の維持を図るとともに、被害の最小化と迅速な復旧・復興を可能とする「強さ」と「しなやかさ」を備えたまちづくりを、総合的かつ計画的に推進します。

なお、本章においては、その内容を「本地域計画」といいます。

（２）見直しの目的及び計画期間

本地域計画は、令和２年の前計画策定以降、自然災害の頻発化・激甚化や社会経済環境の変化が進展する中、国及び北海道の施策体系の更新を反映し、本町における防災・減災対策を一層強化するため、見直すものです。

特に、2022～2023 年の記録的暴風雪及び令和６年能登半島地震の教訓を踏まえ、複合災害や長期停電、交通障害・道路遮断による地域の孤立、広域避難への対応強化など、本町の地域特性に即した強靱な防災体制の構築を図ります。あわせて、人口減少や気候変動の進行等の環境変化を見据え、平時からの事前防災・減災対策を計画的に推進します。

計画期間は、国及び北海道の施策推進サイクル並びに本町総合振興計画との整合を踏まえ、令和８年度から令和 12 年度までの５年間とします。

（３）計画の位置付け

本地域計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、本町の地域強靱化施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針とするものです。

また、国の国土強靱化基本計画及び北海道の北海道強靱化計画の方向性を踏まえ、国が示すガイドラインに基づくリスク評価、分野横断的推進及び PDCA サイクルの確保を基本とします。

さらに、本地域計画は、第６次苫前町総合振興計画に内包される計画として、同計画と連動し、まちづくりを一体的に推進します。

## ２　苫前町の強靭化の基本的な考え方

（１）基本目標

本町の強靭化は、基本構想に掲げる将来像「自然と産業、人のつながりが調和し、営みが世代を超えて受け継がれるまち」の実現を下支えする基盤として位置付けます。

また、国の国土強靭化基本計画及び北海道強靭化計画の方向性に基づき、事前防災・減災の観点から強靭で持続可能な地域社会の形成を図るため、本町における強靭化の基本目標を次のとおり定めます。

これらの基本目標は、大規模自然災害が発生した場合においても、町民の生命及び財産を守り、地域社会の重要な機能を維持し、迅速な復旧・復興を可能とするための根幹をなすものです。

**〇本町の強靭化のための基本目標**

**１　人命の保護が最大限図られること**
**２　町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること**
**３　町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化**
**４　迅速な復旧・復興の実現**

（２）行動目標（事前に備える目標）

４つの基本目標を具体化するため、本町において想定される地震、津波、暴風雪、豪雨等の大規模自然災害を念頭に、リスク評価に基づき、分野横断的な観点から、次の８つの「事前に備える目標」を設定します。

これらの目標の達成に向け、平時からの備えを着実に推進するとともに、PDCA サイクルにより継続的な改善を図ります。

**〇行動目標**

**１　被害の発生抑制による人命の保護**
**２　救助・救急・医療活動等の迅速な実施**
**３　交通ネットワーク及び情報通信機能の確保**
**４　必要不可欠な行政機能の確保**
**５　生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧**
**６　経済活動の機能維持**
**７　二次災害の発生抑制**
**８　大規模自然災害発生後の迅速な再建及び回復**

## ３　苫前町における想定リスク

本地域計画では、過去の災害履歴並びに国及び北海道の被害想定等に基づき、本町の住民生活及び地域経済に重大な影響を及ぼすおそれのある大規模自然災害を対象とします。

また、町外で発生する広域的な大規模災害についても、物資供給や経済活動を通じて本町に影響が及ぶリスクとして位置付けます。

さらに、地震と豪雨、豪雪と停電など、複合的な事象の発生にも留意し、人口減少や高齢化の進行を見据えた対応力の強化を図ります。

**想定する主な自然災害の一覧**

| 区分 | 主な災害 | 想定される主な被害 |
|---|---|---|
| 地震・津波 | 日本海沿岸地震等 | 建物被害、津波浸水、停電、漁港機能の停止 |
| 豪雨・高潮・暴風 | 集中豪雨、台風、低気圧 | 浸水、土砂災害、農業被害、交通障害、停電 |
| 豪雪・暴風雪 | 大雪、吹雪 | 交通遮断、孤立、長期停電、燃料供給停止、建物被害、物流停滞 |
| 広域災害 | 首都直下地震、南海トラフ地震等 | 物流停滞、燃料・物資不足 |

（１）地震・津波災害

本町は日本海沿岸に位置しており、日本海沿岸の断層帯による地震等の発生が想定されます。過去には、北海道南西沖地震により道内で津波被害が発生しています。

本町においても、地震に伴う建物被害や液状化、津波浸水、漁港機能の停止、停電等が想定されます。特に沿岸部では、津波の早期到達により避難時間が限られ、住民の避難行動に大きな影響を及ぼすおそれがあります。

（２）豪雨・高潮・暴風災害（台風・低気圧）

近年、短時間強雨や線状降水帯の発生など、豪雨災害の激甚化が指摘されています。また、台風や低気圧の接近に伴う高潮や暴風も想定されます。

本町においても、河川の増水や内水氾濫、土砂災害、道路冠水等の発生が見込まれます。加えて、高潮や暴風により、住宅や農業施設への被害、送電線被害等による停電や長期停電、交通障害が生じるおそれがあります。

（３）豪雪・暴風雪災害

本町は寒冷多雪地域にあり、大雪や暴風雪の発生が想定されます。

これにより、交通遮断や孤立集落の発生、物流停滞、落雪事故、建物被害等が生じるおそれがあります。さらに、暴風雪による送電線被害や長期停電が発生した場合には、

生活機能の停滞や、暖房・燃料供給の停止による生命・健康への影響が生じるおそれがあります。

（4）広域災害

本町外で発生する大規模地震等についても、社会経済活動を通じて本町に影響が及ぶおそれがあります。首都直下地震や南海トラフ地震が発生した場合には、全国的な物流の停滞や燃料・物資不足が生じることが見込まれます。

これらは、本町の住民生活や産業活動にも支障を及ぼすおそれがあり、外部依存度の高い物資供給やエネルギー供給の停滞等、地域機能の維持に影響を及ぼすリスクとして位置付けられます。

## ４　脆弱性評価

（１）脆弱性評価の方法

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析･評価すること（以下「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的かつ効率的に推進する上で必要不可欠なプロセスであり、基本法第９条第５号において基本的事項として位置付けられています。また、国の基本計画においても、基本法第 17 条第１項の規定に基づき、脆弱性評価の結果を踏まえた施策推進方針が定められています。

本町においても、「３　苫前町における想定リスク」で整理した想定リスクを前提に、「２　苫前町の強靱化の基本的な考え方」に掲げる８つの行動目標ごとに「起きてはならない最悪の事態」を設定し、現状の取組状況や体制整備状況を整理・分析します。

評価に当たっては、ハード・ソフト両面から分野横断的に課題を抽出し、本町の実情に即した持続可能な体制構築の観点にも留意します。

なお、脆弱性評価の具体的内容及び評価結果並びにそれに基づく推進すべき施策については、「第７章 資料編　１」に整理しています。

**脆弱性評価の流れ**

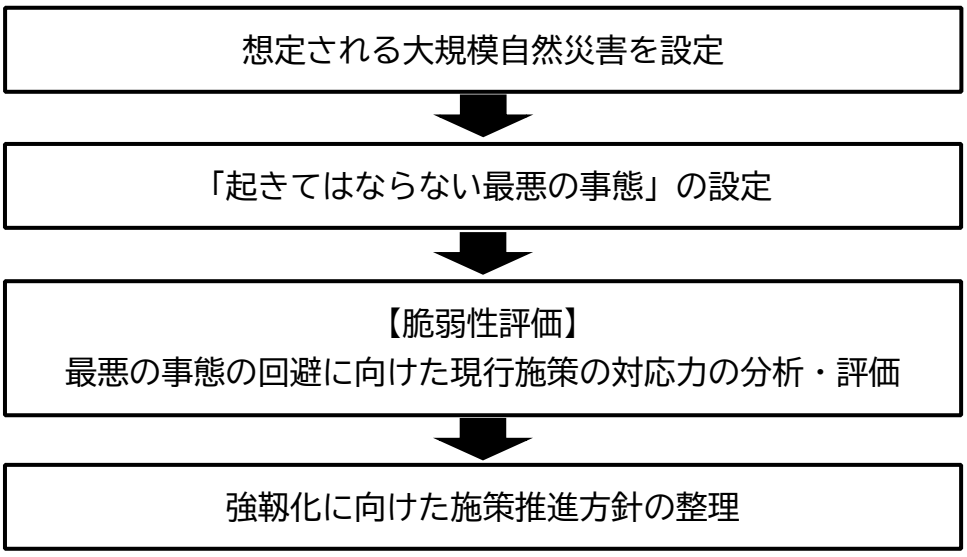


（２）「起きてはならない最悪の事態」の設定

脆弱性評価に当たっては、災害発生時において回避すべき具体的な事態を明確化するため、本町の行動目標に即して「起きてはならない最悪の事態」を設定します。

設定に当たっては、国及び北海道の計画における整理を参考としつつ、沿岸部の立地特性や寒冷多雪環境、農業・漁業を基幹産業とする地域構造を踏まえ、本町の実情に即した内容としています。

**「行動目標（事前に備える目標）」と「起きてはならない最悪の事態」**

| 行動目標<br>（事前に備える目標） | 起きてはならない最悪の事態 |
|---|---|
| 1<br>被害の発生抑制による<br>人命の保護 | 1-1　地震・津波・豪雨・豪雪等により多数の死傷者が発生する事態 |
| | 1-2　避難体制や情報伝達の不備により人的被害が拡大する事態 |
| 2<br>救助・救急・医療活動等の<br>迅速な実施 | 2-1　救助・救急活動が遅延し、要救助者への対応が滞る事態 |
| | 2-2　医療・福祉機能が麻痺し、必要な支援が提供できない事態 |
| 3<br>交通ネットワーク及び<br>情報通信機能の確保 | 3-1　道路等の交通ネットワークの寸断により地域が孤立し、物資輸送等が停滞する事態 |
| | 3-2　情報通信の途絶等により正確な情報伝達ができない事態 |
| 4<br>必要不可欠な行政機能の確保 | 4-1　庁舎の被災や職員不足等により行政機能が大幅に低下する事態 |
| | 4-2　応急対応業務の急増等により行政対応が停滞する事態 |
| 5<br>生活・経済活動に必要な<br>ライフラインの確保及び<br>早期復旧 | 5-1　電力・燃料等のエネルギー供給が長期間停止する事態 |
| | 5-2　上下水道等のライフライン機能が長期間停止する事態 |
| | 5-3　食料・生活物資の供給が不足し、生活環境が悪化する事態 |
| 6<br>経済活動の機能維持 | 6-1　一次産業の生産活動が停止し、地域経済が停滞する事態 |
| | 6-2　企業活動の停滞により地域経済が停滞する事態 |
| 7<br>二次災害の発生抑制 | 7-1　土砂災害や火災の延焼等により二次災害が拡大する事態 |
| 8<br>大規模自然災害発生後の<br>迅速な再建及び回復 | 8-1　災害廃棄物の処理停滞等により復旧・復興が大幅に遅延する事態 |
| | 8-2　復旧・復興を担う人材不足等により再建が長期化する事態 |

（3）脆弱性の評価・分析

前項で設定した「起きてはならない最悪の事態」ごとに、現行施策及び体制の整備状況を整理し、課題を抽出します。

評価に当たっては、防災施設・公共インフラ等の整備状況、避難行動要支援者への支援体制、物資備蓄及び受援体制、行政業務継続体制、基幹産業の事業継続体制等を確認し、ハード・ソフト両面から分析します。

抽出された課題は、優先度を整理の上、「５ 分野別強靱化方針」において具体的な強靱化施策として位置付け、計画的に推進します。

## ５　分野別強靱化方針

（１）施策分野の設定

本町の国土強靱化を総合的かつ計画的に推進するため、「４ 脆弱性評価」の結果に基づき、施策を分野ごとに整理し、体系的に推進します。

施策分野の設定に当たっては、国及び北海道の計画における分野区分を参考としつつ、本町の行政体制及び地域特性を考慮し、実効性のある構成とします。

本町の施策分野は、次の７分野とします。

**〇施策分野一覧**

**１　行政機能・防災体制**
**２　保健医療・福祉・教育**
**３　産業・地域経済**
**４　住宅・公共施設・インフラ**
**５　交通・物流**
**６　ライフライン・情報通信**
**７　国土保全・土地利用・環境**

**総合振興計画と強靱化地域計画における施策分野との関係**

| 総合振興計画 | | 施策分野 |
|---|---|---|
| 基本目標 | 1　子ども・若者が健やかに育ち、学びを深められるまち | 1、2、6 |
| | 2　産業の活力を高め、働く場とにぎわいを創出するまち | 3、5、6 |
| | 3　地域で支え合い、誰もが安心して暮らし続けられるまち | 1、2、6 |
| | 4　地域コミュニティの力を育み、文化と交流が息づくまち | 1、2 |
| | 5　安全・安心で快適に暮らせる、持続可能なまち | 1、4、5、6、7 |

（２）施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の整理

「４ 脆弱性評価」で設定した 16 の「起きてはならない最悪の事態」は、単一分野のみで対応できるものではなく、複数分野の連携により回避を図る必要があります。

各施策分野と最悪の事態との関連性を整理し、分野横断的な視点を踏まえ、効果的かつ効率的な施策展開を図ります。

本整理は、「６ 計画の推進と進行管理」における施策の重点化及び進捗管理の基礎となります。

## 施策分野と「起きてはならない最悪の事態」の対応整理（マトリクス）

| 行動目標<br>（事前に備える目標） | 起きてはならない最悪の事態 | | 施策分野 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 行政機能・防災体制 | 保健医療・福祉・教育 | 産業・地域経済 | 住宅・公共施設・インフラ | 交通・物流 | ライフライン・情報通信 | 国土保全・土地利用・環境 |
| 1<br>被害の発生抑制による人命の保護 | 1-1 | 地震・津波・豪雨・豪雪等により多数の死傷者が発生する事態 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| | 1-2 | 避難体制や情報伝達の不備により人的被害が拡大する事態 | ○ | ○ | | | | ○ | |
| 2<br>救助・救急・医療活動等の迅速な実施 | 2-1 | 救助・救急活動が遅延し、要救助者への対応が滞る事態 | ○ | ○ | | | ○ | ○ | |
| | 2-2 | 医療・福祉機能が麻痺し、必要な支援が提供できない事態 | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 3<br>交通ネットワーク及び情報通信機能の確保 | 3-1 | 道路等の交通ネットワークの寸断により地域が孤立し、物資輸送等が停滞する事態 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| | 3-2 | 情報通信の途絶等により正確な情報伝達ができない事態 | ○ | | | | | ○ | |
| 4<br>必要不可欠な行政機能の確保 | 4-1 | 庁舎の被災や職員不足等により行政機能が大幅に低下する事態 | ○ | ○ | | | | ○ | |
| | 4-2 | 応急対応業務の急増等により行政対応が停滞する事態 | ○ | ○ | | | | ○ | |
| 5<br>生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧 | 5-1 | 電力・燃料等のエネルギー供給が長期間停止する事態 | ○ | | ○ | ○ | | ○ | |
| | 5-2 | 上下水道等のライフライン機能が長期間停止する事態 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | ○ |
| | 5-3 | 食料・生活物資の供給が不足し、生活環境が悪化する事態 | ○ | ○ | ○ | | ○ | ○ | |
| 6<br>経済活動の機能維持 | 6-1 | 一次産業の生産活動が停止し、地域経済が停滞する事態 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | ○ |
| | 6-2 | 企業活動の停滞により地域経済が停滞する事態 | ○ | | ○ | | ○ | ○ | |
| 7<br>二次災害の発生抑制 | 7-1 | 土砂災害や火災の延焼等により二次災害が拡大する事態 | ○ | | | ○ | | | ○ |
| 8<br>大規模自然災害発生後の迅速な再建及び回復 | 8-1 | 災害廃棄物の処理停滞等により復旧・復興が大幅に遅延する事態 | ○ | | | ○ | ○ | | ○ |
| | 8-2 | 復旧・復興を担う人材不足等により再建が長期化する事態 | ○ | | ○ | | ○ | | |

（3）施策分野ごとの取組の方向性

「4 脆弱性評価」の脆弱性評価結果を踏まえ、影響の大きさ、緊急性、実現可能性及び複数のリスクシナリオへの波及効果等を総合的に勘案し、施策分野ごとの取組を推進します。

また、複数の「起きてはならない最悪の事態」の回避に資する施策については、重点的に取り組み、分野横断的な連携のもとで国土強靱化を推進します。

① 行政機能・防災体制

大規模自然災害発生時においても、災害対応の中枢機能として行政機能を維持し、迅速かつ的確な災害対応を行うことができる体制を確保します。

庁舎や防災拠点施設の機能確保を図るとともに、業務継続計画（BCP）の充実、広域的な受援体制の整備､防災訓練の実施等により､実効性のある防災体制を確立します。

また、自主防災組織の活動支援や地域防災リーダーの育成等により、地域防災力の向上を図ります。

・庁舎、防災拠点施設の機能確保及び非常用電源の整備
・業務継続計画（BCP）の充実及び定期的な見直しによる実効性確保
・広域的な応援・受援体制の整備
・防災訓練及び災害対応能力の向上
・自主防災組織の育成及び地域防災力の向上

② 保健医療・福祉・教育

災害時においても住民の生命と健康を守るため、医療・救急体制の確保を図るとともに、避難行動要支援者への支援体制の充実や福祉避難所の確保を進めます。

また、感染症対策の強化や避難所における生活環境の改善により、避難生活に伴う健康被害の防止を図ります。

さらに、学校施設の安全確保や避難所機能の強化を進めるとともに、災害時における教育活動の継続体制を整備し、防災教育の推進により将来世代の防災意識の向上を図ります。

・医療・救急体制の確保及び広域医療連携の強化
・避難行動要支援者支援体制の充実
・福祉避難所の確保及び運営体制の整備
・避難所における感染症対策及び生活環境改善
・学校施設の安全確保及び避難所機能の強化
・防災教育の推進

③ 産業・地域経済

農業・漁業などの基幹産業をはじめとする地域産業の事業継続体制の強化を図るとともに、地域企業の事業継続計画（BCP）の策定支援やサプライチェーン確保対策を推進し、災害時においても地域経済活動を維持できる体制を整備します。

また、エネルギー供給の安定化や地域資源を活用した産業基盤の強化を図り、災害からの早期復旧と地域経済の回復力の向上を目指します。

・農業・漁業等の基幹産業の事業継続体制強化
・地域企業の BCP 策定支援
・サプライチェーンの確保及び物流機能維持
・エネルギー供給体制の強化
・地域経済の早期回復に向けた支援

④ 住宅・公共施設・インフラ

住宅及び公共施設の耐震化・長寿命化を推進するとともに、避難所機能の強化や公共施設の災害対応機能の向上を図ります。

また、上下水道施設など生活基盤インフラの機能確保及び計画的な更新・維持管理を進め、災害時においても住民生活の基盤を維持できる体制を整備します。

・住宅及び公共施設の耐震化・長寿命化

・避難所施設の機能強化
・上下水道施設等の機能確保及び耐震化
・公共インフラの計画的維持管理

⑤　交通・物流

災害時においても救助活動や物資輸送を確保するため、道路・橋梁等の交通インフラの計画的な維持管理を推進します。

また、孤立地区の発生防止に向けた対策を進めるとともに、災害時の物資輸送ルートの確保や関係機関との連携体制を強化します。

さらに、豪雪地域である本町の特性を踏まえ、冬期における除雪体制の確保等により交通機能の維持を図ります。

・道路及び橋梁の計画的維持管理
・孤立地区の発生防止対策
・災害時物資輸送ルートの確保
・広域交通ネットワークとの連携強化
・冬期除雪体制の確保及び冬期通行確保

⑥　ライフライン・情報通信

電力、燃料、上下水道等の生活基盤機能を維持するため、施設の機能確保や耐震化を推進するとともに、非常用電源や燃料供給体制の強化を図ります。

また、防災行政無線や通信手段の多重化を進め、災害時においても確実に情報収集・伝達ができる体制を整備します。

さらに、本町に立地する風力発電等の再生可能エネルギー資源を活用し、地域分散型エネルギーの確保を図ることで、災害時におけるエネルギー供給の強靱化を推進します。

・電力・燃料供給体制の強化
・非常用電源の確保
・上下水道施設の機能確保及び耐震化
・防災行政無線等の情報伝達手段の確保及び多重化
・災害時通信手段の確保

⑦　国土保全・土地利用・環境

土砂災害、高潮、洪水等による被害を未然に防止し、地域の安全性を高めるため、河川・海岸保全対策や土砂災害対策等の国土保全の取組を推進します。

また、適切な土地利用の誘導や防災上の配慮を踏まえた地域づくりを進めるとともに、災害廃棄物処理体制の整備により、災害後の迅速な復旧・復興を支える基盤を整備します。

・土砂災害対策及び危険箇所対策
・河川・海岸保全対策
・防災上の観点を踏まえた土地利用の推進
・災害廃棄物処理体制の整備
・自然環境との調和を踏まえた防災対策

（４）施策の管理

具体的施策は、事業内容、工程、所管課及び指標等を施策一覧として整理し、計画的に推進します。

また、施策の進捗状況は、「６ 計画の推進と進行管理」に基づき評価・検証し、必要に応じて見直しを行います。

## ６　計画の推進と進行管理

本地域計画に基づく国土強靱化の取組を着実に推進するため、施策の重点化及び進捗管理を通じて計画の実効性を確保し、必要に応じて見直しを行います。

（１）施策の重点化

本地域計画では、「４ 脆弱性評価」に示した「起きてはならない最悪の事態」を単位として施策の重点化を行います。

脆弱性評価の結果に基づき、事態の発生可能性、影響の大きさ、他の事態への波及の程度、現在の取組状況及び対策の進捗度等を総合的に勘案し、優先的に取り組むべき最悪の事態及び施策を設定します。

重点化した施策は、関連事業を計画的に推進し、複数の最悪の事態の回避に資するものを優先します。

**重点施策の一覧**

| 行動目標<br>（事前に備える目標） | 起きてはならない最悪の事態 |
|---|---|
| 1<br>被害の発生抑制による<br>人命の保護 | 1-1　地震・津波・豪雨・豪雪等により多数の死傷者が発生する事態 |
| | 1-2　避難体制や情報伝達の不備により人的被害が拡大する事態 |
| 2<br>救助・救急・医療活動等の<br>迅速な実施 | 2-1　救助・救急活動が遅延し、要救助者への対応が滞る事態 |
| 3<br>交通ネットワーク及び<br>情報通信機能の確保 | 3-1　道路等の交通ネットワークの寸断により地域が孤立し、物資輸送等が停滞する事態 |
| | 3-2　情報通信の途絶等により正確な情報伝達ができない事態 |
| 4<br>必要不可欠な行政機能の確保 | 4-1　庁舎の被災や職員不足等により行政機能が大幅に低下する事態 |
| 5<br>生活・経済活動に必要な<br>ライフラインの確保及び<br>早期復旧 | 5-1　電力・燃料等のエネルギー供給が長期間停止する事態 |
| 6<br>経済活動の機能維持 | 6-1　一次産業の生産活動が停止し、地域経済が停滞する事態 |

（２）計画の進捗管理

本地域計画の実効性を確保するため、明確な責任体制のもとで施策の進捗管理を行います。

「５ 分野別強靱化方針」の施策一覧に基づき、事業内容・所管課・工程・指標（KPI・成果指標）を明確化し、進捗と目標達成状況を把握します。

計画の推進に当たっては、所管課を中心に庁内関係部局が連携するとともに、国、北海道及び関係機関との協力を図ります。

また、毎年度の実施状況を確認し、PDCA サイクルにより継続的な改善を行います。

（３）計画の見直し

本地域計画は、第６次苫前町総合振興計画に内包される計画として、同計画と一体的に推進します。

社会経済情勢の変化、自然災害の発生状況、国及び北海道の動向、施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行い、大規模災害や制度改正等により修正が必要となった場合には速やかに対応します。

なお、本地域計画に係る具体的な個別事業は、総合振興計画の実施計画に整理されるものであり、これとの整合を図りつつ、計画的に推進します。

# 第７章

# 資料編

# 第７章　資料編

## １　脆弱性評価の結果及び推進すべき施策

本町の地域特性や施策の現状を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」に対する脆弱性評価の概要及び当該事態を回避するための施策を整理しました。

なお、分野横断的に機能する施策については、その重要性を踏まえつつ、重点の不明確化を避ける観点から、特に関連性が高く、実効性の確保に資する取組に重点化して記載しています。

（１）行動目標（事前に備える目標）：１．被害の発生抑制による人命の保護

| 事前に備える目標 | 行動目標１ | 被害の発生抑制による人命の保護 |
|---|---|---|
| 起きてはならない最悪の事態 | 1-1 | 地震・津波・豪雨・豪雪等により多数の死傷者が発生する事態 |

現状【脆弱性の分析・評価】

・地震・津波・豪雨・豪雪等の大規模自然災害時には、建築物の倒壊、津波浸水、河川氾濫、土砂災害、暴風雪等が複合的に発生し、多数の死傷者が生じるおそれがある。特に沿岸部における津波の早期到達や、冬季の積雪・低温環境は被害の拡大要因となる。
・道路、河川、砂防施設等の防災インフラは整備が進められているものの、未整備箇所や機能不足が残存しており、災害時に十分な防御機能の発揮に制約が生じるおそれがある。
・住宅・建築物の耐震化は一定程度進捗しているが、耐震性が不十分な建築物や老朽化施設が依然として存在しており、倒壊等による人的被害の発生リスクが残存している。
・避難路や防災空間の整備は進められているものの、地形条件や浸水想定等を踏まえた安全性確保の面で課題があり、災害時の被害軽減機能が十分とはいえない。
・暴風雪・豪雪時には通行障害や孤立が発生しやすく、外的環境そのものが人命リスクを高める要因となる。除雪体制や防雪施設は整備されているものの、担い手不足や機械老朽化により安定的機能確保に課題がある。
・住宅の防火対策は一定の取組が進められているものの、延焼防止や出火防止の観点から更なる強化が必要である。

| 町の施策 | |
|---|---|
| 3-1-2 | 地域医療提供体制の充実による医療アクセスの確保（救急医療体制の強化） |
| 5-1-2 | 消防・救急・防犯体制の充実による安全確保水準の向上（消防体制の強化） |
| 5-2-2 | 生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（防災基盤施設の整備） |
| 5-2-3 | 良好な住環境の形成による居住満足度の向上（住宅耐震化の促進） |

| 事前に備える目標 | 行動目標１ | 被害の発生抑制による人命の保護 |
|---|---|---|
| 起きてはならない最悪の事態 | 1-2 | 避難態勢や情報伝達の不備により人的被害が拡大する事態 |

現状【脆弱性の分析・評価】

・災害発生時に避難誘導や情報伝達が適切に機能しない場合、避難の遅延や混乱により人的被害が拡大するおそれがある。特に冬季においては、積雪・低温により移動が制約され、迅速な避難行動が困難となる。
・関係機関間の情報共有体制は整備されているものの、大規模災害時の同時多発的な情報処理や継続運用の実効性に課題があり、迅速な意思決定や避難情報発令に遅れが生じるおそれがある。
・住民への情報伝達は防災行政無線等により実施されているが、停電・通信障害時の代替手段や多様な媒体の組合せが十分とはいえず、高齢者等を含め確実な情報到達に課題がある。
・避難情報の発令基準や伝達方法は整備されているものの、地域特性や災害特性を踏まえた運用や住民理解の定着が十分とはいえず、適切な避難行動につながらないおそれがある。
・ハザードマップや避難計画は整備されているものの、想定見直しの反映や住民周知、実践的活用が十分とはいえず、避難判断に活用されていない可能性がある。
・避難行動要支援者については名簿整備が進む一方、個別避難計画の策定や支援体制の具体化が不十分であり、実効的な避難支援に課題がある。
・観光客や外国人を含む来訪者への情報提供・避難誘導については、多言語対応や伝達手段が十分とはいえず、適切な行動を妨げるおそれがある。
・自主防災組織の活動は組織基盤により多様であり、防災訓練についても実施形態に固定的な傾向がみられることから、「自助」「共助」に基づく迅速な避難行動力の定着に課題がある。

| 町の施策 | |
|---|---|
| 3-3-2 | 見守りを含む生活支援体制の整備による安心な暮らしの確保（要支援者の見守り・支援体制の構築） |
| 4-1-1 | 地域コミュニティ活動の活性化による支え合い基盤の強化（自主防災組織の育成） |
| 4-2-2 | 生涯学習の推進と多様な学習機会の充実（防災学習機会の充実） |
| 4-3-2 | 多文化共生に向けた理解促進と受入環境の整備（多言語対応の強化） |
| 5-1-1 | 防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（避難体制の強化） |
| 5-1-2 | 消防・救急・防犯体制の充実による安全確保水準の向上（情報伝達手段の強化） |

（２）行動目標（事前に備える目標）：２．救助・救急・医療活動等の迅速な実施

| 事前に備える目標 | 行動目標２ | 救助・救急・医療活動等の迅速な実施 |
|---|---|---|
| 起きてはならない最悪の事態 | 2-1 | 救助・救急活動が遅延し、要救助者への対応が滞る事態 |

現状【脆弱性の分析・評価】

・大規模災害時に消防・警察・自衛隊等の関係機関が被災又は機能低下した場合、救助・救急活動の初動が遅れ、要救助者への対応が滞るおそれがある。特に道路寸断や悪天候により現地到達が困難となる場合、人的被害の拡大につながるおそれがある。
・道路・橋梁等の交通ネットワークについては通行確保対策が進められているものの、未整備区間や脆弱性が残存しており、迅速な救助部隊の投入や活動展開を制約するおそれがある。
・関係機関の連携体制は整備されているが、広域・同時多発災害時には救助要請が集中し、現場対応力が逼迫するおそれがある。
・自衛隊等の外部応援については受入れ枠組みが整備されているものの、受援調整や展開手順の実効性に課題があり、迅速な活動開始に支障を来すおそれがある。
・救助・救急資機材は整備が進められているが、更新状況や配備の偏在により、多様な災害状況への対応能力の限界が懸念される。
・消防団は初動対応の中核を担うが、担い手不足や高齢化により体制維持が困難となりつつあり、地域における初動対応力の低下が懸念される。

| 町の施策 | |
|---|---|
| 5-1-1 | 防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（救助体制の強化） |
| 5-1-2 | 消防・救急・防犯体制の充実による安全確保水準の向上（消防装備の更新・整備） |
| 5-2-2 | 生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（緊急輸送路の整備） |
| 5-4-1 | 行政運営の効率化によるサービス提供体制の向上（応援受入体制の整備） |
| 5-4-2 | 広域連携の推進による行政機能の補完・強化（広域救助連携の強化） |

| 事前に備える目標 | 行動目標２ | 救助・救急・医療活動等の迅速な実施 |
|---|---|---|
| 起きてはならない最悪の事態 | 2-2 | 医療・福祉機能が麻痺し、必要な支援が提供できない事態 |

現状【脆弱性の分析・評価】

・大規模災害時に医療機関や社会福祉施設が被災又は機能低下した場合、傷病者の受入れや要配慮者支援が滞り、必要な医療・福祉サービスが提供できないおそれがある。
・医療提供体制は関係機関連携の整備が進んでいるものの、実災害を想定した診療継続体制や資機材確保の実効性に課題があり、対応能力の限界を超えるおそれがある。
・地域特性として医療資源が限られており、災害時には患者集中により医療需要が急増し、適切な医療提供が困難となるおそれがある。
・福祉分野においては、福祉避難所の運営や要配慮者支援に必要な人材確保、関係機関との連携体制が十分とはいえず、実効的な支援に課題がある。
・被災した福祉施設入所者の避難先確保や継続支援については、受入体制や調整機能が十分とはいえず、安定的な生活支援の確保に支障が生じるおそれがある。
・避難生活の長期化に伴い、健康管理や生活支援の負担が増大し、医療・福祉機能への影響が拡大するおそれがある。

| 町の施策 | |
|---|---|
| 3-1-2 | 地域医療提供体制の充実による医療アクセスの確保（医療連携体制の強化） |
| 3-2-2 | 地域包括ケア体制の整備による支援力の強化（地域ケア体制の構築） |
| 3-3-1 | 障がいのある人への支援充実による社会参加の促進（障がい者支援の強化） |
| 3-3-2 | 見守りを含む生活支援体制の整備による安心な暮らしの確保(要配慮者への生活支援体制の強化) |
| 5-1-1 | 防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（医療機関の事業継続体制の強化） |
| 5-4-1 | 行政運営の効率化によるサービス提供体制の向上（医療支援調整体制の整備） |
| 5-4-2 | 広域連携の推進による行政機能の補完・強化（広域医療連携の強化） |

（３）行動目標（事前に備える目標）：３．交通ネットワーク及び情報通信機能の確保

| 事前に備える目標 | 行動目標３ | 交通ネットワーク及び情報通信機能の確保 |
|---|---|---|
| 起きてはならない最悪の事態 | 3-1 | 道路等の交通ネットワークの寸断により地域が孤立し、物資輸送等が停滞する事態 |

現状【脆弱性の分析・評価】

・大規模災害時に広域交通及び地域内交通が寸断された場合、避難・救助・物資輸送等が停滞し、地域の孤立や支援の遅延が生じるおそれがある。
・広域交通ネットワークは整備が進められているものの、未改良区間や脆弱箇所が残存しており、緊急輸送道路としての機能確保や代替ルートの確保に課題がある。
・道路施設や橋梁等については点検・対策が進む一方、老朽化への対応や重要路線の整備はなお途上にあり、被災時に通行機能が確保できないおそれがある。
・町道・農道を含む生活道路は地域生活や物流を支える基盤であるが、路面や路肩の損傷、舗装の劣化等の進行により、災害時の通行確保や物資搬送に支障が生じるおそれがある。
・本町は海岸沿いに集落が分散する地理特性を有し、基幹路線が遮断された場合には代替経路が限られるなど、孤立が生じやすい構造となっている。
・冬季は降雪・吹雪等により交通機能が著しく低下し、除雪体制や担い手確保の面で課題があることから、通行確保の遅延が生じるおそれがある。
・災害時における交通機能の優先確保や通行規制、輸送ルートの調整等の運用について、実効性の確保に課題がある。

| 町の施策 | |
|---|---|
| 5-2-2 | 生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（道路の整備・維持管理） |

| 事前に備える目標 | 行動目標３ | 交通ネットワーク及び情報通信機能の確保 |
|---|---|---|
| 起きてはならない最悪の事態 | 3-2 | 情報通信の途絶等により正確な情報伝達ができない事態 |

現状【脆弱性の分析・評価】

・大規模災害時に、携帯電話の中継基地局の被災や電源喪失、地域の共聴施設の回線途絶等により通信環境が不安定化し、情報の収集・共有・伝達が困難となるおそれがある。
・関係機関間の情報共有体制は整備されているものの、広域・同時多発災害時には情報量の増大や通信制約により、迅速かつ的確な情報共有が阻害されるおそれがある。
・通信手段の多重化や冗長性の確保が十分とはいえず、通信途絶時の代替手段に課題がある。
・住民への情報伝達については、防災行政無線や多様な媒体の活用が進められているものの、確実な到達や分かりやすさの面で課題があり、必要な情報が行き届かないおそれがある。
・安否情報を含む被災状況の把握については、情報の収集・集約の仕組みに課題があり、支援調整に必要な情報の遅延が生じるおそれがある。
・外国人を含む来訪者への情報提供については、多言語対応や伝達手段の面で課題があり、適切な情報伝達に支障が生じるおそれがある。

| 町の施策 | |
|---|---|
| 4-3-2 | 多文化共生に向けた理解促進と受入環境の整備（多言語情報発信の強化） |
| 5-2-2 | 生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（通信基盤の整備） |

（４）行動目標（事前に備える目標）：４．必要不可欠な行政機能の確保

| 事前に備える目標 | 行動目標４ | 必要不可欠な行政機能の確保 |
|---|---|---|
| 起きてはならない最悪の事態 | 4-1 | 庁舎の被災や職員不足等により行政機能が大幅に低下する事態 |

現状【脆弱性の分析・評価】

・大規模災害時に庁舎の被災や職員の参集困難が生じた場合、災害対応及び行政サービスの継続が困難となり、行政機能が大幅に低下するおそれがある。特に職員の被災や家庭対応等により人的資源が制約されるおそれがある。
・業務継続体制（BCP）は整備されているものの、優先業務の絞り込みや代替要員の確保が十分とはいえず、実効性に課題がある。
・災害対策本部については体制整備が進む一方、業務量の増大を想定した訓練・検証が十分ではなく、意思決定や指揮命令機能の維持に課題がある。
・庁舎等の行政施設については老朽化対策や代替拠点の確保が十分とはいえず、災害時に行政機能の中枢が維持できないおそれがある。
・情報通信や電力等の基盤機能の途絶により、行政機能の継続が制約されるおそれがある。

| 町の施策 | |
|---|---|
| 5-1-1 | 防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（災害対策本部機能の強化） |
| 5-2-2 | 生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（庁舎防災対策の強化） |
| 5-4-1 | 行政運営の効率化によるサービス提供体制の向上（行政 BCP の運用強化） |
| 5-4-2 | 広域連携の推進による行政機能の補完・強化（広域応援体制の構築） |

| 事前に備える目標 | 行動目標４ | 必要不可欠な行政機能の確保 |
|---|---|---|
| 起きてはならない最悪の事態 | 4-2 | 応急対応業務の急増等により行政対応が停滞する事態 |

現状【脆弱性の分析・評価】

・大規模災害時には、被害情報収集、避難所運営、物資供給、罹災証明発行等の応急対応業務が急増し、限られた職員体制では対応が逼迫し、行政対応が停滞するおそれがある。
・職員の被災や参集困難が重なる場合、業務量の増大に対して人的資源が不足し、初動対応や継続的な業務遂行に支障が生じるおそれがある。
・応急対応業務の優先順位付けや業務の簡素化・標準化が十分とはいえず、業務処理の停滞や非効率化を招くおそれがある。
・関係機関や民間との連携、広域応援・受援体制については整備が進む一方、役割分担や運用の具体化が十分でなく、外部資源の効果的活用に課題がある。
・避難所運営や物資供給等の現場対応において、人員や資源配分の不足・偏在が生じ、対応の遅れやサービス格差が発生するおそれがある。
・情報の集約・整理・発信に係る業務負荷が集中し、意思決定の遅延や対応の遅れを招くおそれがある。

| 町の施策 | |
|---|---|
| 4-1-2 | 住民参加と協働の推進による地域運営力の向上（住民協働体制の強化） |
| 5-1-1 | 防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（応急対応体制の強化） |
| 5-4-1 | 行政運営の効率化によるサービス提供体制の向上（業務効率化の推進） |
| 5-4-2 | 広域連携の推進による行政機能の補完・強化（応援受援体制の強化） |

## （５）行動目標（事前に備える目標）：５．生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧

| 事前に備える目標 | 行動目標５ | 生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧 |
|---|---|---|
| 起きてはならない最悪の事態 | 5-1 | 電力・燃料等のエネルギー供給が長期間停止する事態 |

現状【脆弱性の分析・評価】

・地震や暴風雪等により発電設備・送配電網が被災した場合、広域的な停電が発生し、住民生活や災害対応活動に重大な影響を及ぼすおそれがある。
・燃料供給については、供給拠点の被災や物流機能の低下により、暖房・移動手段・非常用電源に必要な燃料の確保が困難となるおそれがある。
・本町の地理的特性上、基幹交通路の遮断によりエネルギー供給が制約されやすく、供給の脆弱性を有している。
・公共施設や避難所の非常用電源は整備されているものの、燃料備蓄量や稼働時間に制約があり、長期停電への対応力に課題がある。
・エネルギー供給の応急体制については、優先供給や調整の実効性に課題があり、円滑な供給確保が困難となるおそれがある。
・再生可能エネルギーや分散型電源の導入が限定的であり、供給の多重化や自立性に課題がある。

| 町の施策 | |
|---|---|
| 5-1-1 | 防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（エネルギー確保体制の強化） |
| 5-2-2 | 生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（エネルギー基盤の整備） |
| 5-3-1 | 環境保全・脱炭素の推進と地域共生による持続可能な地域づくり（再生可能エネルギー導入の促進） |

| 事前に備える目標 | 行動目標５ | 生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧 |
|---|---|---|
| 起きてはならない最悪の事態 | 5-2 | 上下水道等のライフライン機能が長期間停止する事態 |

現状【脆弱性の分析・評価】

・地震、凍結、土砂災害等により水道施設や管路が被災した場合、断水や水質低下が発生し、住民生活や衛生環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。
・下水道施設についても、処理機能の停止や管路損傷により汚水処理が滞り、公衆衛生や生活環境の悪化を招くおそれがある。
・上下水道施設は老朽化対策や更新が十分とはいえず、被災リスクの増大や復旧の長期化が懸念される。
・応急給水体制については、給水拠点や運搬体制、地域連携の具体化が十分とはいえず、長期断水時の対応に課題がある。
・復旧に必要な資機材や専門人材の確保、広域応援・受援体制の実効性に課題があり、迅速な復旧が困難となるおそれがある。
・浄水場やポンプ設備は電力等に依存しており、エネルギー供給途絶時には機能維持が困難となるおそれがある。

| 町の施策 | |
|---|---|
| 5-1-1 | 防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（上下水道の事業継続体制の強化） |
| 5-2-2 | 生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（水道施設の更新・整備） |
| 5-3-1 | 環境保全・脱炭素の推進と地域共生による持続可能な地域づくり（環境保全対策の推進） |

| 事前に備える目標 | 行動目標５ | 生活・経済活動に必要なライフラインの確保及び早期復旧 |
|---|---|---|
| 起きてはならない最悪の事態 | 5-3 | 食料・生活物資の供給が不足し、生活環境が悪化する事態 |

現状【脆弱性の分析・評価】

・災害時に物流機能の低下や供給網の寸断が生じた場合、食料や生活必需品の供給が滞り、住民生活や避難生活の継続が困難となるおそれがある。
・食料・生活物資の供給は民間流通への依存度が高く、供給途絶時における公的備蓄との役割分担や補完関係に課題がある。
・備蓄は一定程度確保されているものの、長期・広域災害や多様なニーズへの対応が十分とはいえず、生活環境の悪化につながるおそれがある。
・物資の集積・配分体制については、需要把握や配分調整の精度に課題があり、必要な物資が適時に行き渡らないおそれがある。
・民間事業者や広域支援との連携については整備が進む一方、実動面の具体化に課題があり、迅速な供給確保に支障が生じるおそれがある。

| 町の施策 | |
|---|---|
| 5-2-2 | 生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（物流拠点の整備・強化） |
| 5-4-1 | 行政運営の効率化によるサービス提供体制の向上（物資配分体制の整備） |
| 5-4-2 | 広域連携の推進による行政機能の補完・強化（広域供給連携の強化） |

（６）行動目標（事前に備える目標）：６．経済活動の機能維持

| 事前に備える目標 | 行動目標６ | 経済活動の機能維持 |
|---|---|---|
| 起きてはならない最悪の事態 | 6-1 | 一次産業の生産活動が停止し、地域経済が停滞する事態 |

現状【脆弱性の分析・評価】

・暴風雪、高潮、地震等により農地、農業用施設、漁港施設、漁船等が被災した場合、生産基盤が損なわれ、生産活動の停止や縮小を招き、地域経済に影響を及ぼすおそれがある。
・農地や農業水利施設、漁業基盤については維持管理が進められているものの、災害時には機能低下や被災により生産活動への影響が生じるおそれがある。
・担い手の高齢化・人手不足が進行しており、災害時の応急対応や復旧作業を担う人材確保が困難であり、生産再開の遅れにつながるおそれがある。
・一次産業における事業継続力や復旧計画の実効性は十分とはいえず、生産活動の早期再開に課題がある。
・共済制度や支援制度については整備されているものの、迅速な適用や活用に課題があり、経営再建や生産回復に時間を要するおそれがある。
・災害の規模や被害が広域に及ぶ場合には、復旧資材や人材の確保が困難となり、生産活動の回復が長期化するおそれがある。

| 町の施策 | |
|---|---|
| 2-1-1 | 持続可能な農業経営の確立と収益性の強化（農業基盤の整備・強化） |
| 2-1-2 | 森林資源の適切な管理と活用による林業・木材産業の振興（森林整備の促進） |
| 2-1-3 | 水産資源の保全と漁業経営の安定化（漁業基盤の整備・強化） |
| 5-2-2 | 生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（生産基盤の整備・強化） |

| 事前に備える目標 | 行動目標６ | 経済活動の機能維持 |
|---|---|---|
| 起きてはならない最悪の事態 | 6-2 | 企業活動の停滞により地域経済が停滞する事態 |

現状【脆弱性の分析・評価】

・災害により事業所や生産設備、拠点施設が被災した場合、操業停止や事業縮小が生じ、地域経済活動の停滞につながるおそれがある。
・原材料調達や製品出荷の停滞等によりサプライチェーンが分断された場合、企業活動が連鎖的に停止し、影響が広範に及ぶおそれがある。
・町内企業においては、事業継続計画（BCP）の策定やリスク分散の取組が十分とはいえず、災害時の対応力・復旧力に課題がある。
・需要減少や資金繰りの悪化が生じた場合、事業縮小・廃業や雇用喪失につながり、地域経済の回復が遅延するおそれがある。
・行政による支援制度については整備されているものの、迅速な周知や活用促進、伴走支援の体制が十分とはいえず、企業再建に課題がある。
・広域的な被災や長期的な機能停止が生じた場合、企業活動の再開や経済回復が長期化するおそれがある。

| 町の施策 | |
|---|---|
| 2-2-2 | 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化（中小企業支援の強化） |
| 5-1-1 | 防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（企業の事業継続力強化の支援） |
| 5-2-2 | 生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（産業基盤の整備） |

## （７）行動目標（事前に備える目標）：７．二次災害の発生抑制

| 事前に備える目標 | 行動目標７ | 二次災害の発生抑制 |
|---|---|---|
| 起きてはならない最悪の事態 | 7-1 | 土砂災害や火災の延焼等により二次災害が拡大する事態 |

現状【脆弱性の分析・評価】

・大雨や地震により地盤が緩んだ状態で降雨が継続した場合、土砂災害が連鎖的に発生し、人的・物的被害が拡大するおそれがある。
・建物倒壊等に起因する火災が同時多発的に発生した場合、初期消火の遅れや対応力の制約により延焼が拡大し、被害が広範に及ぶおそれがある。
・森林、農地、農業水利施設等の国土保全機能や建築物の耐震性については対策が進められているものの、災害時には機能低下や損壊が生じ、土砂流出や火災拡大等の二次災害の発生要因となるおそれがある。
・土砂災害警戒区域の指定やハザードマップ整備は進展しているものの、住民への周知や避難行動への定着が十分とはいえず、適時の避難が行われないことにより被害が拡大するおそれがある。
・自主防災組織の育成は進められているものの、担い手不足や高齢化により、初期消火や避難誘導等の地域における初動対応力が十分とはいえない。
・消防・警戒体制は整備されているが、広域的・同時多発的な災害時には対応力が分散し、関係機関との連携や指揮統制の実効性に課題があり、被害拡大の抑制が困難となるおそれがある。

| 町の施策 | |
|---|---|
| 2-1-2 | 森林資源の適切な管理と活用による林業・木材産業の振興（森林保全・整備の推進） |
| 4-1-1 | 地域コミュニティ活動の活性化による支え合い基盤の強化（自主防災力の強化） |
| 4-1-2 | 住民参加と協働の推進による地域運営力の向上（地域連携の強化・推進） |
| 5-2-2 | 生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（防災施設の整備・強化） |

（８）行動目標（事前に備える目標）：８．大規模自然災害発生後の迅速な再建及び回復

| 事前に備える目標 | 行動目標８ | 大規模自然災害発生後の迅速な再建及び回復 |
|---|---|---|
| 起きてはならない最悪の事態 | 8-1 | 災害廃棄物の処理停滞等により復旧･復興が大幅に遅延する事態 |

現状【脆弱性の分析・評価】

・大規模災害時には大量の災害廃棄物が発生し、その処理が滞った場合、生活環境の悪化や衛生問題の発生に加え、復旧作業の着手自体が遅延するおそれがある。
・仮置場の確保や分別・処理体制については計画が整備されているものの、用地確保や関係者調整、迅速な設置・運用の実効性に課題があり、初動対応の遅れにつながるおそれがある。
・建設・土木業の担い手不足により、撤去・運搬・処理等の初動対応が十分とはいえず、復旧の立ち上がりが遅れるおそれがある。
・既存処理施設は処理能力に限界があり、施設被災リスクもあることから、大量発生時には処理が滞留し、復旧工程全体に影響を及ぼすおそれがある。
・広域処理や民間事業者との連携は進められているものの、災害時の役割分担や調整の実効性に課題があり、処理の迅速化が十分とはいえない。
・災害時においては、復旧作業等に伴うごみの排出増加に対し、通常の収集体制では回収が追いつかず、収集日以外の排出や集積所への集中により現場の混乱や処理の遅延が生じるおそれがある。

| 町の施策 | |
|---|---|
| 2-2-2 | 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化（処理業者との連携強化） |
| 5-1-1 | 防災・減災体制の強化による地域防災力の向上（災害廃棄物処理体制の整備・強化） |
| 5-2-2 | 生活基盤施設の計画的整備による利便性の向上（処理施設の整備・強化） |

| 事前に備える目標 | 行動目標８ | 大規模自然災害発生後の迅速な再建及び回復 |
|---|---|---|
| 起きてはならない最悪の事態 | 8-2 | 復旧・復興を担う人材不足等により再建が長期化する事態 |

現状【脆弱性の分析・評価】

・大規模災害後には復旧・復興需要が急増する一方、地域内の担い手が限られており、人材不足により復旧・復興が長期化するおそれがある。
・建設・土木業をはじめ復旧・復興を担う人材の育成・確保が十分とはいえず、災害時の対応力や継続的な復旧需要への対応に課題がある。
・広域応援体制や民間連携は整備されているものの、受援調整や人材マッチングの実効性に課題があり、必要な人材が適時に確保できないおそれがある。
・復旧事業の企画・設計・発注・監理等を担う行政実施体制についても、専門職員の不足や業務集中により十分とはいえず、事業進行の遅延につながるおそれがある。
・復興過程における作業環境や労働条件の確保が十分とはいえず、人材の確保・定着が進まず、復旧・復興の継続性に課題がある。

| 町の施策 | |
|---|---|
| 2-2-2 | 中小企業・小規模事業者の経営基盤強化（建設人材の確保・定着支援） |
| 5-4-1 | 行政運営の効率化によるサービス提供体制の向上（応援受入体制の整備） |
| 5-4-2 | 広域連携の推進による行政機能の補完・強化（広域人材連携の強化） |

## ２　ＳＤＧｓの 17 ゴールと自治体行政の関係

| | |
|---|---|
| | **目標１　あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ**<br><br>自治体は、生活に困難を抱える人を把握し、必要な支援につなげる最も身近な存在です。相談支援や生活保護、就労支援などを通じて、すべての住民が安心して暮らせる地域づくりを進めます。 |
| | **目標２　飢餓をゼロに**<br><br>地域の土地や水などの資源を活用し、農業や畜産を支えることは自治体の重要な役割です。適切な土地利用の推進や担い手支援、生産基盤の整備を通じて、安全で安定した食料の確保と地域産業の維持・発展を進めます。 |
| | **目標３　あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する**<br><br>住民の健康を守ることは自治体の基本的な役割です。保健・医療・福祉の充実や、生活環境の改善を通じて、健康で安心して暮らせる地域づくりを進めます。 |
| | **目標４　すべての人々に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する**<br><br>義務教育をはじめとした学校教育や生涯学習の充実は自治体の大切な責務です。地域全体で学びの機会を支え、誰もが成長できる環境づくりを進めます。 |
| | **目標５　ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る**<br><br>女性や子どもなどの権利を守るとともに、ハラスメントの防止や働きやすい環境づくりを進め、行政や地域社会における男女共同参画を推進します。誰もが公平に活躍できる社会の実現を目指します。 |
| | **目標６　すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保する**<br><br>安全で清潔な水の供給は、自治体が担う重要な基盤サービスです。水道事業の適切な運営や施設の維持管理、水源の保全を通じて、将来にわたり安心して利用できる水環境を確保します。 |
| | **目標７　手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する**<br><br>公共施設での省エネルギーや再生可能エネルギーの導入を進めるとともに、住民や事業者への支援を通じて、持続可能で利用しやすいエネルギーの普及を進めます。地域でのエネルギーの有効活用やコスト低減にもつなげていきます。 |
| 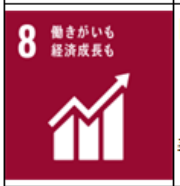 | **目標８　すべての人々のための包摂的かつ持続可能な経済成長、雇用及びディーセント・ワークを推進する**<br><br>地域経済の活性化や雇用の創出は自治体の重要な役割です。産業振興や起業支援、労働環境の改善などを通じて、働きがいのある安定した地域社会の形成を進めます。 |
| | **目標９　レジリエントなインフラを整備し、持続可能な産業化を推進するとともに、イノベーションの拡大を図る**<br><br>道路や上下水道などのインフラ整備に加え、地元企業の支援や新たな産業の創出を通じて、地域の発展を支えます。デジタル化や技術革新の促進により、持続可能で競争力のある地域づくりを進めます。 |
| | **目標10　国内及び国家間の不平等を是正する**<br><br>差別や偏見のない社会を目指し、多様な立場の人々の声を反映したまちづくりを進めます。相談体制の充実や参加の機会確保を通じて、誰一人取り残さない地域社会の実現を目指します。 |

| | |
|---|---|
| | **目標11　都市を包摂的、安全、レジリエントかつ持続可能にする**<br><br>安全で暮らしやすく、災害に強いまちづくりは自治体の中心的な役割です。住宅や交通、公共空間の整備や防災対策を進め、安心して住み続けられる地域づくりを推進します。 |
| | **目標12　持続可能な消費と生産のパターンを確保する**<br><br>省エネルギーやリサイクル（3R）の推進、環境教育などを通じて、持続可能な消費と生産のあり方を地域に広げていきます。事業者との連携により、資源循環の取組を進め、地域資源の有効活用やごみの削減にもつなげていきます。 |
| | **目標13　気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る**<br><br>温室効果ガスの削減だけでなく、災害への備えなど地域の実情に応じた対策を進めます。緩和策と適応策の両面から、気候変動に強い地域づくりを推進します。 |
| | **目標14　海洋と海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する**<br><br>海洋汚染の多くは陸から発生しています。河川や生活排水の管理、廃棄物対策などを通じて、海へ流出する汚染の防止に取り組み、流域全体で海の環境を守ります。 |
| | **目標15　森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止及び逆転、並びに生物多様性損失の阻止を図る**<br><br>森林や自然環境の保全、適切な土地利用を進め、生物多様性を守ります。広域的な課題には、国や他自治体との連携を図りながら、持続可能な自然環境の維持に取り組みます。 |
| | **目標16　公正、平和かつ包摂的な社会を推進する**<br><br>住民参加型の行政や地域の安全対策を進め、安心して暮らせる社会をつくります。情報公開や説明責任の徹底により、公正で透明性の高い行政運営を進め、住民の信頼確保に努めます。 |
| | **目標17　持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する**<br><br>自治体は、住民、企業、NPOなど多様な主体をつなぐ役割を担います。分野を越えた協働や連携を進めることで、持続可能な地域社会の実現を目指し、地域課題の解決に向けた具体的な連携を進めます。 |

## ３　関係例規

（１）苫前町まちづくり基本条例

平成 17 年９月 28 日
条例第 23 号

前文

わたしたちのまち苫前町は、先人の労苦のなかで歴史を刻み、町を愛する多くの人々の英知に支えられ発展してきました。

わたしたち町民は、たえることなく、豊かな自然風土、素晴らしい文化や伝統、相互扶助の精神を守り、苫前町のさらなる発展をめざしていきます。

よりよいまちづくりのため、町は町民に開かれた町政運営を行い、わたしたち町民は、自らが町政に参加し、共に力を合わせることに努めます。

わたしたち町民は、まちづくりの基本的な理念や原則を明らかにし、活力に満ち、ゆとりある豊かさを実感できる苫前町を築くため、すべての町民が共有する最高条例として、この条例を制定します。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、まちづくりの基本理念を明らかにするとともに、町政運営の基本的事項を定め、町民が主役となつた自治の実現を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、用語の意義は、次に掲げるとおりとする。

(1)　町民　町内に在住、町内に働き、学ぶすべての者並びに町内に事務所を有する法人その他の団体をいう。

(2)　町　町長をはじめとするすべての執行機関をいう。

(3)　まちづくり　よりよいまち、住みやすいまち、活力のある地域社会をつくること、そのために行われるすべての活動をいう。

第２章　まちづくりの基本理念

第３条　まちづくりの基本理念は次の各号に定めるものとする。

(1)　町民が主役のまちづくり　町民は、まちづくりについて一人ひとりが自ら考え、決定し、行動するなかで、誰もがまちづくりを楽しみ、町民が主役となるようなまちづくりを基本とする。

(2)　協働のまちづくり　まちづくりは、町民、議会及び町がそれぞれの果たすべき責任と役割に基づく自主性を尊重し、互いに補いあう協働のなかで進めることを基本とする。

(3)　情報の共有化の推進　まちづくりは、町民、議会及び町が一体となつて、まちづくりに関する情報を共有して進めることを基本とする。

(4)　町民参加の推進　町は、町民のまちづくりへの参加（以下「町民参加」という。）を保障するとともに、町民参加を図るための取り組みを積極的に進め、民意を把握し、これを町政に反映させるなかで進めることを基本とする。

第３章　まちづくりに関する情報の共有化の推進

（町民の知る権利）

第４条　町民は、まちづくりに関する情報を知る権利を有する。

２　まちづくりに関する情報は、町民の共有財産であり、町はこれを秘密にし、または独占的に使用してはならない。

３　町民は、町の公共課題に関して必要な情報の作成及び公開を、町に提案する権利を有する。

４　前３項に定めるもののほか、情報の公開に関し、必要な事項は、苫前町情報公開条例（平成 13 年苫前町条例第 16 号）において定める。

（町の説明責任）

第５条　町は、まちづくりに関する情報を、町民に説明する責任を負うとともに、町民の説明の求めに対して応答する責務を負う。

（個人情報の保護）

第６条　町は、個人の基本的人権が侵害されることのないよう、個人情報の収集、利用、提供、管理に関して、適切な措置を講じなければならない。

２　町民は、個人の基本的人権が侵害されることのないよう、お互いのプライバシーに配慮しなければならない。

（情報の共有化の推進）

第７条　町は、政策の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程について、町民にその内容、経過、効果及び費用を説明し、すべての町民が、まちづくりに参加できるよう情報の共有化のための施策を推進しなければならない。

## 第４章　まちづくりへの町民参加の推進

（まちづくりに参加する権利）

第８条　町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する。

２　満 20 歳未満の町民は、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する。

３　町民は、まちづくりへの参加又は不参加を理由に差別的な扱いや不利益を受けない。

（町民参加の実施）

第９条　町は、まちづくりの基本的な事項を定める計画や条例（以下「まちづくりに関する重要な政策」という。）の立案にあたつては、案の決定に至るまでの手続き、必要な情報の作成及び公開、町民参加の方法等を明らかにして、全町的な観点から町民参加を実施しなければならない。

２　町は、前項に定めるもののほか、町政運営の各般において、多様な方法を用いて民意を把握し、これを町政に反映させるよう努めるものとする。

（意見募集）

第 10 条　町は、意思決定過程の透明性を高めるために、まちづくりに関する重要な政策の立案にあたつては、意思決定前に当該政策の立案の要旨を公表し、広く町民の意見を求め、その意見に対する町の考え方を明確にしなければならない。

（審議会等）

第 11 条　町は、まちづくりに関する重要な政策課題を町民と共に解決するために、審議会等を設置することができる。

２　町は、審議会等の委員には、公募の委員の登用に努めなければならない。

３　町は、審議会等の設置にあたつては、委員の男女比、年齢構成、地域構成に配慮するものとする。

４　審議会等の会議、資料、議事録は、原則として公開する。

（住民投票）

第 12 条　町長は、苫前町に係る重要事項について、直接、町民の意思を確認するため、議会の議決を経て、当該議決による条例で定めるところにより、住民投票を実施することができる。

２　住民投票に参加できる者の資格その他住民投票の実施に必要な事項は、前項に規定する条例において定める。

３　第 1 項に規定する条例に基づき住民投票を行うとき、町長は、住民投票結果の取扱いをあらかじめ明らかにしなければならない。

## 第５章　町民の責務

（自治を守る責務）

第 13 条　町民は、まちづくりの主体であることを自覚し、まちづくりの活動における自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

２　町民は、まちづくりの実践を積み重ねながら、自治を守り、その拡充に努めるものとする。

（自治活動を守る責務）

第 14 条　町民は、自らの生活に身近な自治活動の役割を認識し、これを守り、育てるように努めなければならない。

（将来の町民への責務）

第 15 条　町民は、その権利の行使にあたつては、常に公共の福祉、苫前町の将来に配慮し、将来の町民への責務を負う。

## 第６章　議会の責務

（議会の責務）

第 16 条　議会は、常に民意の把握に努め、町民の意思を反映したまちづくりの実現のためにその権限を行使しなければならない。

２　議会は、町が民主的、効率的な町政運営を行つているかを常に監視し、町民に対してそれを明らかにしなければならない。
３　議会は、原則として公開とし、町民に開かれた場でなければならない。
４　議会は、議会活動に関する情報を町民に明らかにし、わかりやすく説明する責務を負う。

（議員の責務）

第 17 条　議員は、町民の信託にこたえ、この条例の理念を実現するために、公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。
２　議員は、町の政策水準の向上と町政運営の円滑化に努めなければならない。

## 第７章　町の責務

（町の責務）

第 18 条　町は、町政運営にあたつては、町民の福祉の増進に努めるとともに、簡素で分かりやすく、すべての人々に共有されるための行政制度を追究しなければならない。

（町長の責務）

第 19 条　町長は、町民の信託にこたえるために、公正かつ誠実に町政の執行にあたり、町民に対する自らの政治責任を果たさなければならない。
２　町長は、この条例の理念を実現するために、全力を挙げてまちづくりの推進に努めなければならない。

（職員の責務）

第 20 条　町職員は、常に町民が主権者であることを認識し、この条例の理念を実現するために、まちづくりに必要な知識の取得、技能の向上に努めなければならない。
２　町職員は、自らも地域の一員であることを自覚して、町民の信頼の獲得に努めなければならない。

## 第８章　総合振興計画等

（総合振興計画）

第 21 条　町長は、町の目指す将来の姿を町民に明らかにし、これを総合的かつ計画的に実現するため、議会の議決を経て、基本構想及び基本計画を定め、これを具現化するための実施計画を策定する。

（計画策定の原則）

第 22 条　基本構想、基本計画及び実施計画（以下「総合振興計画」という。）は、この条例の理念にのつとり、策定、実施されなければならない。
２　町が行う政策及び事業は、法令、条例及び規則等の規定によるもの又は緊急を要するもののほかは、すべて総合振興計画に根拠を置くものとする。
３　町は、新たな行政需要にも対応できるよう、総合振興計画に対してたえず検討を加え、必要な見直しを行わなければならない。
４　町は、総合振興計画のほかに行政分野ごとの計画（以下「諸計画」という。）を策定する場合には、総合振興計画の下に体系化してこれを策定し、実施しなければならない。
５　町は、総合振興計画の進行管理を行い、達成状況を町民に明らかにするため、目標の数値化に努めなければならない。

（計画策定への参加）

第 23 条　町は、総合振興計画を始めとする諸計画の策定にあたつては、町民の参加を図り、町民に意見を求めなければならない。
２　町は、計画策定にあたつては、すべての町民の参加を保障しなければならない。
３　町は、計画策定にあたつては、あらかじめ次に掲げる事項を町民に明らかにしなければならない。
(1)　計画の概要
(2)　計画策定の日程
(3)　予定する町民参加の手法
(4)　計画の実施に必要な費用及び期間
(5)　その他必要な事項
４　町は、計画策定にあたつては、策定作業の進行状況及び内容等を町民に明らかにしなければならない。

（財政）
第 24 条　町長は、財政状況を的確に把握し、将来の町民への責務を念頭に長期的視点に立つた総合的な財政分析を行い、最小の経費で最大の効果を挙げるよう健全な財政運営に努めなければならない。
２　町長は、町民が財政状況を具体的に把握できるよう、十分な情報提供に努めなければならない。
（行政評価）
第 25 条　町長は、町民から付託された町政を効果的かつ効率的に運営し、政策の水準を向上させるために行政評価を行い、その結果を町民に明らかにし、まちづくりに活かさなければならない。

## 第９章　交流及び連携

（交流）
第 26 条　町民は、様々な活動を通じて町外の人々との交流を図り、その経験等をまちづくりに活かすよう努めるものとする。
（広域連携）
第 27 条　町は、近隣自治体や北海道、国との連携を積極的に図り、苫前町のことだけではなく、広域的な地域づくりに協力するものとする。

## 第 10 章　条例の位置付け

（最高規範性）
第 28 条　この条例は、苫前町におけるまちづくりの基本であり、まちづくりのためのあらゆる活動において、この条例に定める事項は、最大限に遵守されなければならない。
２　町は、この条例の規定に基づき、他の条例、規則等の制定改廃に努め、この条例の理念の実現を図らなければならない。
（条例の見直し）
第 29 条　町は、４年を超えない期間ごとに、町民、職員、町長及び議員等が参加する検討機関を設置し、この条例が苫前町にふさわしいものであり続けているかどうかなどについて検討するものとする。
２　町は、前項の規定に基づく検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じなければならない。

附　則≪以下略≫

## （２）苫前町長が定める苫前町まちづくり基本条例の推進に関する規則

平成 18 年 10 月５日
規則第 23 号

### 第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、苫前町まちづくり基本条例（平成 17 年苫前町条例第 23 号。以下「まちづくり条例」という。）の推進に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　審議会等　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の４第３項の規定に基づく附属機関であつて、法令（法律、法律に基づく命令（告示を含む。）、条例及び規則（規程を含む。）をいう。以下同じ。）により設置するものをいう。

(2)　懇談会　法令の規定に基づかず、専門知識の導入、利害の調整、町政に対する町民の意見の反映等を目的として、町長が設置するものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　町職員のみを構成員とするもの

イ　他の地方公共団体、関係機関等の団体が構成員となつて組織され、構成員の負担金等により運営されている懇談会で、町の執行機関内部に事務局が置かれているもの

(3)　パブリックコメント　町の基本的な政策の策定に当たつて、その策定しようとする政策の趣旨、目的、内容等の必要な事項を広く公表した上で、これらに対する町民からの意見、情報の提案を受け、当該政策を決定すること及び町民から提出された意見、情報の概要及びこれらに対する町の考え方等を公表することをいう。

(4)　公聴会　町の重要な案件又は町民の権利義務に大きな影響のある案件について町の意志決定する際に必要な利害関係者、見識を有する者等の意見を聴くため行う会合（法令の規定に基づくもののほか、参加した町民が意見を表明することができる町民説明会等を含む。）をいう。

(5)　ワークショップ　町政の課題、地域の問題等の抽出や選択を通して、広く多くの町民と合意形成の過程を共有することが必要な場合に、町民と町及び町民同士の自由な議論により町民意見の方向性を見出すことを目的とする検討作業の会合をいう。

(6)　アンケート調査　町政に係る重要な事案又は課題について、町民の意向を把握する必要があると認める場合に行うアンケート調査をいう。

(7)　行政評価　行政活動の成果を、目的妥当性、有効性、効率性及び公平性の視点から評価し、それに基づく政策の企画立案並びに施策及び事務事業の改革改善の実施を的確に行うための情報を提供することをいう。

### 第２章　情報の共有

（情報の公表）

第３条　町長は、町民の参加及び町民との協働を進めるため、次に掲げる情報については、これを公表しなければならない。

(1)　町の長期計画及び重要な基本計画

(2)　町の主要な施策及び事業の進捗状況

(3)　予算及び決算に関する情報
(4)　行政評価に関する情報
(5)　監査委員の監査結果
(6)　審議会等からの答申、報告又は提言等
２　町長は、前項各号に掲げる情報のうち決定過程にあるものについても、随時公表に努めなければならない。
（情報の提供）
第４条　町長は、次に掲げる情報については、町民への情報提供に特に努めなければならない。
(1)　環境、保健衛生又は防災等町民生活の安全と密接な関係がある情報
(2)　町民の意識又は生活実態等に関する調査結果に関する情報
(3)　行事に関する情報
(4)　町民生活への影響及び緊急性(危機管理対策を含む。)のある情報
(5)　特別職の動勢
(6)　その他行政の推進に資する情報
（情報公表等の方法）
第５条　町長は、町民に公表又は提供する情報を、苫前町役場及び苫前町古丹別支所において閲覧に供し、その他適当な便宜を供与しなければならない。
２　町長は、次に掲げる方法を用いて情報を公表又は提供することができる。
(1)　苫前町の広報紙に掲載する方法
(2)　インターネットを利用する方法
(3)　印刷物の配布又は有償刊行物（電磁的記録によるものを含む。）の頒布による方法
(4)　その他町長が特に必要と認める方法
３　町長は、前２項に規定するもののののほか、必要に応じて町民説明会の実施等町民に直接説明する機会を設けることができる。
（情報内容の充実）
第６条　町長は、町民に公表又は提供する情報を作成する際には、正確で分かりやすい表現を用いるとともに、解説、図表、グラフを用いる等町民の視点に立つて情報を作成するよう努めなければならない。
２　町長は、町民に最新の情報を公表又は情報を提供していくため、情報の発生の都度速やかにこれを更新しなければならない。
３　前条第２項第２号に規定するインターネットを利用する場合、その他電磁的記録の情報の更新は、既存情報内容の上書きによる方法を用いるものとする。
（情報公表等の期間）
第７条　第５条第１項に規定する情報の閲覧の期間は、文書の編さん区分及び保存期間に関する規則（昭和 32 年苫前町規則第３号）に規定する保存期間とする。
２　第５条第２項第２号に定める方法による情報の公表又は提供の期間は、期間の定めのあるものは当該期間とし、その他のものについては、公表又は提供を開始した日から原則として１年間（第６条第２項に規定する更新の場合は、更新の日から起算し１年間）とする。
（他の制度との調整）

第８条　情報の公表又は提供について、法令に別段の定めがある場合には、当該法令の定めるところによる。

（意見等に対する応答責任）

第９条　町長は、公表又は提供した情報に関し、次に掲げる手段により寄せられた町民からの意見に対しては、原則として意見を受けた日から 15 日以内に、書面をもつて応答しなければならない。

(1)　町長への口頭、電話、持参、郵送、ファクシミリ又はＥメールによるもの

(2)　その他書面をもつて町に寄せられたもの

２　町長は、町民からの意見をふまえ、適切な行政運営に努めなければならない。

## 第３章　参加制度

### 第１節　計画策定への参加

（参加の方法等）

第 10 条　町長が実施する参加制度の方法及び基準は、次のとおりとする。

(1)　審議会等への委員としての参加　町民の有する専門的若しくは技術的知識又は学識経験等が活かされた審議により、答申又は報告等を求める場合

(2)　懇談会への委員としての参加　町民の知識又は経験等が活かされた自由な意見交換により、提言等を求める場合

(3)　公聴会への参加　町の重要な案件又は町民の権利義務に大きな影響のある案件について決定する際に、利害関係者又は見識を有する者等の意見を聴く場合

(4)　ワークショップへの参加　町政の課題又は地域の問題等の抽出や選択を通して、広く町民と合意形成の過程を共有することが必要な場合

(5)　パブリックコメントへの意見表明　基本的な政策等の策定にあたり、当該策定しようとする政策等の趣旨、目的及び内容等を広く公表し、公表したものに対する町民からの意見を受ける場合

(6)　アンケート調査への意見表明　町政に係る重要な事案又は課題について、町民の意向を把握する必要がある場合

(7)　その他町長が特に必要と認める町民参加制度　町長が特に必要と認める場合

（計画策定への参加）

第 11 条　町長は、次に掲げるものについては、まちづくり条例第９条第１項及び第 10 条の定めに従い、前条各号に掲げる参加制度のうちいずれか１つ以上、実施しなければならない。

(1)　次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア　町の基本的な制度を定める条例

イ　町民生活又は事業活動に直接かつ重大な影響を与える条例

ウ　町民に義務を課し、又は権利を制限する条例（金銭徴収に関する条項を除く。）

(2)　総合計画等町の基本的政策を定める計画、個別行政分野における施策の基本方針その他基本的な事項を定める計画の策定又は改定

(3)　町の基本的な方向性等を定める憲章、宣言等の策定又は改定

２　町長は、前項各号に該当しないものについても、計画策定段階において町民の参加する機会の保障に努めなければならない。

３　次に掲げる場合は、第１項の規定を適用しない。ただし、第１号に該当する場合は、その理由を第５条の規定を準用し、公表しなければならない。

(1)　迅速若しくは緊急を要するもの

(2)　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第１項の規定による直接請求により議会提出するもの

（参加制度選択の事前公表）

第 12 条　町長は、前項の規定により参加制度を選択したときは、開催及び実施方法等必要な事項を、第５条第２項に規定するいずれかの方法により事前に公表しなければならない。

（意見の取扱）

第 13 条　町長は、参加制度の実施により提出された意見を考慮して、政策等の策定の意思決定を行うものとする。

２　町長は、政策等の意思決定を行つたときは、提出された意見の概要及び提出された意見に対する町の考え方並びに政策等の案を修正したときはその修正内容を公表しなければならない。

３　第５条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

（意志決定過程の特例）

第 14 条　法令により、縦覧等の手続が義務づけられている政策等の策定にあつては、この規則と同等の効果を有すると認められる範囲内において、この規則の手続を行つたものとみなす。

## 第２節　政策等の企画及び行政評価への参加

（企画の公募）

第 15 条　町長は、町民との幅広い協働活動を推進するため、公募により町民のグループから政策等（政策等の企画を伴わない陳情、要望及び予算の要求を除く。以下同じ。）の企画の募集を行うものとする。

２　政策等の企画を提案しようとする者は、次の内容を記載した企画書を町長に提出するものとする。

(1)　実施しようとする事業内容及び実施予定期間

(2)　実施グループの概要

(3)　事業への参加予定人数

(4)　事業の収支予算

(5)　町に期待する支援

(6)　その他必要な事項

３　提出する政策等の企画は、公益的で非営利の活動、公共的な活動に係るものであつて、その種別は次のとおりとする。

(1)　政策提案　町民主体、町民発案による町民自らが主体的に行動することを主たる内容とし、これに対する町の支援等を盛り込んだ政策提案

(2)　実践活動　地域の活性化、地域福祉の推進など、町民が主体的、自主的に取り組む実践活動であつて、効果的な実践活動を行うに足る手段を講じようとするもの

（企画の実施）

第 16 条　町長は、地域の課題解決のために町民との協働活動が必要と認められる政策等の企画の実施に当たつては、町民の持つ専門性、柔軟性、機敏性等の特性を最大限活かせるよう努めなければならない。

（企画の公表）

第17条　町長は、提案された政策等の企画を採択しようとする際には、その内容を公表しなければならない。

２　第５条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

（評価の対象等）

第18条　町長は、第11条第１項第２号に規定する計画について、行政評価を行わなければならない。

２　町長は、前項に定めるもののほか、必要に応じてその他の計画及び事務事業の行政評価を行うことができる。

（評価の項目）

第19条　行政評価は、次の事項について精査し、行うものとする。

(1)　事務事業の必要性、有効性、効率性及び公平性

(2)　事務事業の推進又は廃止

(3)　町民の満足度

(4)　費用対効果

(5)　関連する重要施策への貢献度

２　前項各号に掲げる事項の行政評価基準は、別に定める。

（評価への参加）

第20条　町長は、行政評価を行う際には、第10条第１項第１号、第２号及び第６号に掲げる参加制度を用いて、町民を評価に参加させなければならない。

２　町長は行政評価を行つた際には、その結果を公表しなければならない。

３　第５条の規定は、前項の規定による公表の方法について準用する。

４　第１項の規定による参加制度の実施については、第１節での規定を準用する。

第21条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則≪以下略≫

## （３）苫前町まちづくり審議会条例

昭和 50 年 12 月 17 日
条例第 22 号

（設置）
第１条　苫前町のまちづくりの基本的事項やその総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 138 条の４第３項の規定に基づき、町長の附属機関として、苫前町まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を設置する。
（所掌事務）
第２条　審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について、調査及び審議を行う。
(1)　苫前町まちづくり基本条例（平成 17 年苫前町条例第 23 号）に関すること。
(2)　苫前町まちづくり基本条例第 22 条に規定する総合振興計画に関すること。
(3)　まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）第 10 条第１項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
(4)　その他町長がまちづくりの基本的事項やその総合的かつ計画的な推進のため必要と認める事項に関すること。
２　審議会は、まちづくりの基本的事項やその総合的かつ計画的な推進について、町長に建議することができる。
（組織）
第３条　審議会は、委員 20 人以内で組織する。
２　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。
(1)　法第 157 条第１項に規定する公共的団体等の推薦する者
(2)　学識経験を有する者
(3)　公募による者
(4)　その他町長が必要と認める者
３　委員の任期は、２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
４　町長は、特別の事由があるときは、任期中であつても、委員を解任することができる。
（会長及び副会長）
第４条　審議会に、会長及び副会長各１人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
２　会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
（会議）
第５条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。
２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
４　会長は、会議における審議の参考に供する必要があると認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を求めることができる。
（部会）
第６条　審議会に、その所掌事務を分掌させるため、部会を置くことができる。
２　部会に属すべき委員は、会長が指名する。
３　部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから、会長が指名する。
４　部会長の職務及び部会の会議については、第４条第２項及び前条の規定を準用する。
５　審議会は、部会の議決をもつて、審議会の議決とすることができる。
（庶務）
第７条　審議会の庶務は、総合政策室において処理する。
（委任）
第８条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。
附　則≪以下略≫

## （４）苫前町まちづくり審議会条例施行規則

令和５年６月 22 日
規則第 18 号

（趣旨）
第１条　この規則は、苫前町まちづくり審議会条例（昭和 50 年苫前町条例第 22 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
（会議の招集）
第２条　委員の任命後最初の会議は、町長が招集する。
２　会議を招集する者は、会議の日の１週間前までに、次の各号に掲げる事項を定め、委員に通知するものとする。ただし、特別の理由のある場合は、この限りでない。
(1)　会議の日時及び場所
(2)　会議の目的である事項
（文書による意見の開陳等）
第３条　委員は、会議に出席できない場合であつても、会議において、文書により、その意見を開陳し、又は議決に加わることができる。
２　前項の規定により、会議においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には、当該委員の出席があつたものとみなす。
３　委員及び条例第５条第４項の規定により会議に出席する委員でない者は、会長の承認を受けたときは、オンライン会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。）を利用して会議に出席することができる。
（会議の公開）
第４条　会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、会議を公開しない旨の議決をしたときは、この限りでない。
(1)　苫前町情報公開条例（平成 13 年苫前町条例第 16 号）第７条各号のいずれかに該当する情報を含む事項を審議する場合
(2)　会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合
（開催の周知）
第５条　会議の開催は、原則として、会議の日の１週間前までに、苫前町ホームページへの掲載等適切な方法により周知するものとする。
（議事録）
第６条　審議会の議事録は、書面をもつて作成し、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。
(1)　会議が開催された日時及び場所
(2)　審議会の議事の経過の要領及びその結果
(3)　会議に出席した委員の氏名
２　議事録には、会長及び副会長が署名するものとする。
３　議事録は、公開するものとする。ただし、次に掲げる事項は、非公開とすることができる。
(1)　発言した委員の氏名
(2)　前号に掲げる者の氏名が識別され得ると認められる事項
(3)　審議会の設置の目的に照らして、公開することにより公正又は円滑な議事運営が損なわれると会長が認める事項
（部会の招集等）
第７条　部会の招集等については、第２条から前条までの規定を準用するものとする。
（補則）
第８条　この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮つて定める。

附　則≪以下略≫

## ４　苫前町まちづくり審議会委員名簿

令和８年３月現在

| | 役職 | 氏名 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1 | | 伊藤　雅史 | るもい農業協同組合 |
| 2 | | 大井　一弘 | 苫前町町内会連合会 |
| 3 | | 太田　俊哉 | 苫前町子ども会育成連絡協議会 |
| 4 | | 加藤　悟 | 北海道大学 |
| 5 | | 加藤　隆雄 | 苫前町民生委員児童委員協議会 |
| 6 | | 加藤　孝幸 | 苫前町観光協会 |
| 7 | | 工藤　政尚 | 苫前町老人クラブ連合会 |
| 8 | | 佐藤　和史 | 留萌信用金庫 |
| 9 | | 砂原　宣洋 | 北るもい漁業協同組合 |
| 10 | | 瀧川　慎吾 | 苫前町社会福祉協議会 |
| 11 | | 千葉　勇一 | 苫前町商工会 |
| 12 | | 芳賀　伸一 | 留萌中部森林組合 |
| 13 | | 花井　望睦 | 苫前町ＰＴＡ連合会 |
| 14 | | 花井　秀昭 | 苫前町文化協会 |
| 15 | 副会長 | 平田　日出男 | 苫前町町内会連合会 |
| 16 | | 福田　智仁 | るもい農業協同組合 |
| 17 | | 古村　育夫 | 苫前町スポーツ協会 |
| 18 | | 米森　みゆき | 北るもい漁業協同組合 |
| 19 | 会長 | 渡部　和人 | 苫前町商工会 |

※五十音順、敬称略

# ５　用語解説

## ア行

○ ICT（Information and Communication Technology）

インターネットや通信ネットワーク、クラウドなどを含む情報通信技術の総称である。情報の収集・共有・活用を支える基盤であり、行政サービスや産業、教育、医療など幅広い分野で利活用が進み、地域課題の解決にも寄与している。

○ AI（Artificial Intelligence）

人間の知的な判断や学習、認識などをコンピュータで再現する技術である。画像認識や音声認識、データ分析などに活用され、業務効率化や新たな価値創出を担う重要な技術として普及が進んでおり、各分野で導入が拡大している。

○ SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）

持続可能な社会の実現に向けた国際目標である。2030 年までの達成を目指し、貧困、環境、教育など 17 の目標で構成される。誰一人取り残さない社会の実現を理念として掲げており、自治体や企業の取組指針ともなっている。

## カ行

○ カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と森林吸収などによる吸収量を差し引き、全体として実質ゼロとする状態である。地球温暖化対策の到達目標として国際的な共通目標として掲げられており、地域においてもその実現に向けた取組の推進が求められている。

○ 関係人口

移住者ではないが、地域と多様な形で継続的に関わる人々を指す概念である。一時的な来訪にとどまらない関係性を築く、交流人口と定住人口の中間的な存在として位置付けられ、地域づくりや担い手確保の観点から重要性が高まっている。

○ 業務継続計画（BCP）

災害や事故などの緊急時においても重要業務を継続し、早期復旧を図るために策定される計画である。平時から優先業務の整理や対応手順、体制を定め、被害の最小化と事業活動の迅速な回復を目的として整備される。

○ 経常収支比率

自治体の財政構造の弾力性を示す指標である。人件費や公債費など経常的経費の割合を示し、数値が高いほど財政の余裕が少なく、新たな施策に充てられる財源が制約されることを意味する。財政運営の健全性判断に用いられている。

○ 健康寿命

日常生活が制限されることなく自立して生活できる期間を示す指標である。平均寿命との差により健康状態を把握するために用いられ、その差の縮小が重要とされている。生活の質の向上の観点からも重視され、健康づくりや介護予防施策の評価指標として広く用いられている。

○ 合計特殊出生率

出生動向を総合的に把握するために用いられる、一人の女性が生涯に産むと見込まれる子どもの平均数を示す人口指標である。数値の低下は少子化の進行を示し、将来の人口減少や労働力不足など、地域社会や経済構造に広範な影響を及ぼす指標である。

○ 高齢化率

高齢化の進行状況を把握するために用いられる、総人口に占める 65 歳以上人口の割合を示す指標である。割合の上昇は、医療・介護需要の増加や労働力人口の減少を招き、社会保障費の増大や担い手不足を通じて、地域運営や財政運営に大きな影響を及ぼす指標である。

○ 国土強靱化
　大規模自然災害に備え、平時から、事前防災・減災の考え方に基づき、被害の発生防止や軽減、迅速な復旧・復興を図る取組である。インフラ整備や防災体制の強化を通じて、被害からの回復力や適応力（レジリエンス）を高めることを目的として推進されている。

## サ行

○ 再生可能エネルギー
　太陽光、風力、水力、地熱など自然の力を活用し、繰り返し利用できるエネルギーである。化石燃料に比べ温室効果ガスの排出が少なく、脱炭素社会の基盤となる。エネルギー自給率の向上や地域資源の活用に寄与し、災害時の分散型エネルギーとしての役割も期待される。

○ GX（グリーントランスフォーメーション）
　温室効果ガスの排出削減と経済成長の両立を図るため、エネルギー構造や産業構造、社会システムを転換する取組である。脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進に加え、新たな産業や投資の創出を通じて経済・社会の変革を促すものである。

○ 自主財源
　自治体が自らの権限で確保できる収入である。地方税や使用料、手数料などが含まれ、財政の自立性や柔軟な行政運営の度合いを測る要素として、安定的確保が課題となっている。近年ではふるさと納税制度の活用などにより、地域資源を活かした財源確保の多様化も進められている。

○ 人口減少社会
　人口が長期的に減少する社会である。我が国全体で進行する構造的課題であり、地方では若年層の流出と相まって減少が加速し、労働力不足や地域経済の縮小などの影響が生じるため、中長期的かつ総合的な対応が求められる。

○ 生産年齢人口
　15 歳から 64 歳までの就労可能な年齢層を指す人口区分である。経済活動や社会保障を支える中心的な人口層であり、地域の労働力の中核として産業や経済の維持・発展に役割を果たす。

○ 成年後見制度
　認知症や知的障がいなどにより判断能力が不十分な人を法律的に支援する制度。家庭裁判所により選任された後見人等が、本人に代わって財産管理や契約行為の支援を行い、本人の生活や権利の保護を目的とする仕組みである。

## タ行

○ 脱炭素
　二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減に向けた取組の総称である。排出の抑制を通じて気候変動の進行を抑え、自然環境や生活基盤への影響軽減を図ることを目的とし、社会全体で計画的に推進される基本的な方向性である。

○ 地域経済循環
　地域内で生産・消費・投資が行われ、お金や資源が域内で循環する仕組みである。地域で生み出された付加価値が域内で再び消費・投資されることで経済効果が蓄積され、外部への資金流出の抑制や、地域経済の持続性の向上、雇用創出、産業基盤の強化につながる考え方である。

○ 地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組み。必要なサービスが切れ目なく提供される体制を構築するものであり、地域住民や関係機関、行政等が連携しながら地域全体で支える体制づくりが求められる。

○ 地産地消

地域で生産された農林水産物や製品を地域で消費する取組であり、輸送に伴う環境負荷の低減や地域経済の活性化、生産者と消費者の関係強化に資する。再生可能エネルギーの導入拡大を背景にエネルギーの地産地消も広がり、脱炭素と地域経済循環の両立に寄与する取組として注目されている。

○ 地方交付税

地方自治体間の財政力の格差を是正し、一定水準の行政サービスを確保するために国から配分される財源。自治体ごとの税収の多寡にかかわらず必要な行政サービスが提供できるよう調整する仕組みであり、自治体運営を支える基幹的な一般財源として重要な役割を担う。

○ 定住人口

特定の地域に継続して居住する人々を指し、地域社会の基盤となる人口。交流人口や関係人口を経て移行する受け皿としての側面も持ち、地域コミュニティの維持や地域経済の安定に重要な役割を果たし、地域の持続可能性を支える中核的な存在である。

○ DX（デジタルトランスフォーメーション）

デジタル技術を活用して、業務やサービス、社会の仕組みを変革する取組である。ICT や AI 等の進展を背景に、業務の効率化にとどまらず、新たな価値創出や課題解決を図るものであり、行政分野においても、住民サービスの向上や業務の高度化・効率化を通じて、持続可能な行政運営の実現を促すものである。

## ハ行

○ ハザードマップ

洪水や土砂災害、津波などの自然災害リスクや想定される被害範囲、避難場所などを地図上に示したもの。住民が事前に地域の危険性を把握し、災害時に迅速かつ適切な避難行動を取るための重要な防災ツールとして活用される。防災意識の向上や地域防災力の強化にも寄与する。

○ PDCA サイクル

計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Act）を繰り返すマネジメント手法。施策や業務の進捗・成果を検証し、継続的な改善と質の向上を図るために用いられる。行政計画では評価結果を次期へ反映するローリング方式として運用される場合もある。

○ フレイル

加齢に伴い心身の機能が低下し、要介護状態に移行しやすい段階を指す概念である。身体的機能の低下に加え、精神・心理面や社会的つながりの弱まりも含む。適切な運動や栄養、社会参加により、健康な状態へ回復できる可能性があるとされる。

## ヤ行

○ U・I・J ターン

都市部から地方への移住形態の総称で、出身地に戻る U ターン、出身地以外の地域へ移住する I ターン、地方間で移動する J ターンがある。地方への人の流れを促進する取組として位置付けられ、地域の担い手確保や活性化の観点から全国的に重要性が高まっている。

## ラ行

○ ６次産業化

農林水産業の一次産業に、加工（二次産業）や販売・サービス（三次産業）を組み合わせて付加価値を高める取組。生産から加工・販売までを一体的に展開することで、所得向上や雇用創出、地域資源の有効活用につながり、地域活性化に寄与する施策である。

# 第６次苫前町総合振興計画

令和８年３月

北海道苫前町

〒078-3792 北海道苫前郡苫前町字旭３７番地１
電話 0164-64-2211（代表）
ＵＲＬ http://www.town.tomamae.lg.jp